

平成31年3月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 片桐

平成30年(行コ)第3号 政務調査費返還履行請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成24年(行ウ)第3号)

口頭弁論終結日 平成30年11月20日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

1 原判決主文第1項のうち、原判決別紙2一覧表の「整理番号」2, 14, 15, 29, 34, 37, 54, 59, 60, 65, 75, 85, 86及び95の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対する部分を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、別紙2一覧表の「整理番号」2, 14, 29, 37, 54, 59, 60, 65及び85の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対し、同各控訴人補助参加人に対する同表の「認容額」欄記載の各金員を北海道に支払うよう請求せよ。

(2) 被控訴人の別紙2一覧表の「整理番号」15, 34, 75, 86及び95の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対する請求並びに上記(1)記載の各控訴人補助参加人に対するその余の請求をいずれも棄却する。

2 控訴人のその余の本件控訴をいずれも棄却する。

3 (1) 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、第1, 2審を通じて、これを2分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

(2) 別紙2一覧表の整理番号」2, 14, 15, 29, 34, 37, 54, 59, 60, 65, 75, 85, 86及び95の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人の補助参加によって生じた訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを同各控訴人補助参加人に対する別表の「被控訴人負担

の補助参加費用」欄記載の各割合で被控訴人の負担とし、その余を同各控訴人補助参加人の負担とする。

(3) 上記(2)記載の各控訴人補助参加人以外の各控訴人補助参加人の補助参加によって生じた訴訟費用は、第1審については、原判決別紙2一覧表の「相手方」欄記載の同各控訴人補助参加人に対応する同表「原告負担の補助参加費用」欄記載の各割合で被控訴人の負担とし、その余を同各控訴人補助参加人の負担とし、第2審については、いずれも同各控訴人補助参加人の負担とする。

4 なお、原判決主文第1項のうち、原判決別紙2一覧表の「整理番号」74の「相手方」欄記載の控訴人補助参加人に対し、同控訴人補助参加人に対応する同表の「認容額」欄記載の金員を北海道に支払うよう請求することを命じた部分は、被控訴人の訴え取下げにより、失効している。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

##### 第2 事案の概要

- 1 本件は、地方自治法100条14項（平成23年法律第35号による改正前のもの。以下、特に断らない限り、同じ。）の規定により定められた北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。平成23年北海道条例第44号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）に基づいて、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部としてその議会における会派又は議員である控訴人補助参加人ら（以下、単に「補助参加人ら」ということがある。）に対し、控訴人から交付された平成22年度政務調査費（以下、単に「政務調査費」という。）について、北海道の住民を

構成員とする権利能力なき社団である被控訴人が、北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（平成13年北海道議会告示第1号。平成24年北海道議会告示第1号による改正前のもの。以下「本件規程」という。）4条並びに別表第1及び第2に定める使途基準に従って使用されておらず、その政務調査費の使用は本件条例8条に違反する違法なものであって、補助参加人らは交付された政務調査費の全部又は一部について法律上の原因なく利得をしているにもかかわらず、北海道の執行機関である控訴人が補助参加人らに対して不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていると主張して、控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づいて、控訴人が原判決別紙2一覧表の「相手方」欄記載の補助参加人らに対して同補助参加人らに対応する同表の「請求額」欄記載の各金員を北海道に支払うよう請求をすることを求める事案である。

原審は、被控訴人の本件請求のうち、原判決別紙2一覧表の「相手方」欄記載の補助参加人ら（ただし、同表の「認容額」欄記載の認容額が0円の補助参加人を除く。）に対し、同補助参加人らに対応する同表の「認容額」欄記載の各金員を北海道に支払うよう請求することを求める範囲で認容したため、控訴人において敗訴部分に不服があるとして本件控訴をした。

したがって、被控訴人の本件請求のうち、同表の「認容額」欄記載の認容額が0円の各控訴人補助参加人に関する部分は、当審における審判の対象とはならない。また、被控訴人は、当審において、同表「整理番号」74の「相手方」欄記載の控訴人補助参加人に対し、同控訴人補助参加人に対応する同表の「請求額」欄記載の金員を北海道に支払うよう請求することを求める請求を取り下げた。なお、本件訴訟において、同表「整理番号」77及び87の「相手方」欄記載の者が控訴人に補助参加していたが、当審において、補助参加の申立てを取り下げた。

2 関係法令等の定めと手引、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、

以下のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の主張の要旨を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2ないし8に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁18行目「別紙3」を「原判決別紙3」に改める。
- (2) 同3頁8行目「被告補助参加人」から9行目「といい」までを以下のとおり改める。

「控訴人補助参加人北海道議会民主・道民連合議員会（旧名称は「北海道議会民進党・道民連合議員会」。以下、単に「民主議員会」といい）

- (3) 同3頁18行目「民主党議員会」を「民主議員会」に改め、以下「民主党議員会」とあるのを全て「民主議員会」に改める。
- (4) 同3頁19行目「又は日本共産党北海道議會議員団」を削除する。
- (5) 同5頁14行目「別紙4」を「原判決別紙4（ただし、同別紙の「議員氏名」欄記載の各控訴人補助参加人のうち、原審認容額が0円の各控訴人補助参加人及び同表「整理番号」74の控訴人補助参加人に係る記載を削除する。以下同じ。）」に改め、以下「別紙4」とあるのを全て「原判決別紙4」に改める。
- (6) 同5頁21行目「池本柳次議員、石塚正寛議員、」、23行目「勝木省三議員、」、25行目から26行目にかけての「佐々木俊雄議員、沢岡信広議員、」、同6頁2行目「布川義治議員、」、同行目「花岡ユリ子議員、」、3行目「真下紀子議員、」をいずれも削除する。
- (7) 同6頁8行目から9行目にかけての「甲8の1から3まで、甲10の1から4まで、」、10行目から11行目にかけての「甲31の14まで、」をいずれも削除する。
- (8) 同6頁12行目「甲50の1」から「甲56の1から3」までを「甲50の1から甲52の6」に、15行目から16行目にかけての「甲77の1から甲78の3まで」を「甲78の1から3まで」にそれぞれ改める。

- (9) 同6頁16行目「甲80の1から3まで、」を削除する。
- (10) 同6頁17行目「甲88の1から甲90の4まで」を「甲88の1から3まで、甲90の1から4まで」に改める。
- (11) 同7頁17行目「「議員」を「議員」」に改める。
- (12) 同15頁4行目「本件委託業務」を「本件受託業務」に改める。
- (13) 同22頁14行目冒頭から21行目末尾までを削除する。
- (14) 同22頁22行目「イ」を「ア」に、26行目「ウ」を「イ」に、同23頁7行目「エ」を「ウ」にそれぞれ改める。
- (15) 同23頁21行目冒頭から同25頁5行目末尾までを削除する。
- (16) 同25頁6行目「カ」を「エ」に、16行目「キ」を「オ」に、22行目「ク」を「カ」に、同26頁3行目「ケ」を「キ」にそれぞれ改める。
- (17) 同26頁9行目冒頭から14行目末尾までを削除する。
- (18) 同26頁15行目「サ」を「ク」に、同27頁22行目「シ」を「ケ」に、同28頁2行目「ス」を「コ」に、8行目「セ」を「サ」に、22行目「ソ」を「シ」に、同29頁3行目「タ」を「ス」にそれぞれ改める。
- (19) 同29頁12行目冒頭から22行目末尾までを削除する。
- (20) 同29頁23行目「ツ」を「セ」に、同30頁3行目「テ」を「ソ」に、7行目「ト」を「タ」にそれぞれ改める。
- (21) 同30頁14行目冒頭から19行目末尾までを削除する。
- (22) 同30頁20行目「ニ」を「チ」に、同31頁1行目「ヌ」を「ツ」にそれぞれ改める。
- (23) 同31頁11行目冒頭から17行目末尾までを削除する。
- (24) 同31頁18行目「ノ」を「テ」に改める。
- (25) 同32頁5行目冒頭から10行目末尾までを削除する。
- (26) 同32頁11行目「ヒ」を「ト」に、21行目「フ」を「ナ」に、同33頁2行目「ヘ」を「ニ」にそれぞれ改める。

- (27) 同33頁6行目冒頭から15行目末尾までを削除する。
- (28) 同33頁16行目「マ」を「ヌ」に、20行目「ミ」を「ネ」にそれぞれ改める。
- (29) 同33頁26行目冒頭から同34頁6行目末尾までを削除する。
- (30) 同34頁7行目「メ」を「ノ」に改める。
- (31) 同280頁15行目「規程」を「規定」に改める。
- (32) 同281頁12行目「経費」の後に「(調査委託費、交通費、宿泊費)」を加える。

### 3 当審における当事者の主張の要旨

(1) 争点②(本件各会派による政務調査費の本件各会派支出への使用の違法性)について

(控訴人及び補助参加人ら)

ア 本件会派支出1及び2について

(ア) 本件各会派は、それぞれ「政務調査業務」を委託したものであり、委託の対象は各会派が必要とする情報の収集・整理、地域における調査、調査結果の集計・分析等であり、これらが政務調査活動そのものであることは明らかであるから、政務調査活動以外の業務である政党活動が混在する余地はない。

本件委託契約1及び2の履行に係る業務のうち、移動政調会・団体政策懇談会及び地域政策懇談会について、政党支部が主催者として対外的に示されていたとしても、地域の要望を集約し、それらを道政において実現するために利用するものとして、その成果が委託者に提供され、その内容が政務調査活動として認められるものである限り、受託者の名義を使用したことをもって、受託者自身の業務であるということはできない。また、委託業務処理の成果が受託者の活動にも利用され、又は受託者の活動に資するものであったとしても、委託業務の成果が委託者と受

託者が想定した水準のものとして委託者に提供され、委託者と受託者の間で合意された対価に見合うものである限り、問題とする余地はない。

また、委託業務の成果が受託者の活動にも利用される側面があることを踏まえて、移動政調会・団体政策懇談会及び地域政策懇談会の開催については、会派と政党支部などでそれぞれの職員ごとに職務が分担できていたのであり、本件受託業務に係る職員は、あくまでも会派側のスタッフとして会派の政務調査活動に従事していたと評価すべきものである。

したがって、委託業務の内容は純然たる「政務調査業務」と評価すべきものであり、委託業務に政党活動としての側面もあるとして、本件会派支出1及び2に按分の問題が生ずるとすることはできない。

なお、仮に、委託業務には政党活動としての側面があるとしてその2分の1のみが政務調査費から支出することが正当化されるとするならば、始めから委託費を2分の1の額で合意したとしても、その全額を政務調査費として支出したときは、按分をしていないとの理由でその2分の1の支出が違法とされることになることとなり不合理である。

さらに、自民党道連及び民主党北海道には、本件委託契約1及び2の内容として、地域や団体の要望把握、代表質問の作成補助、政策集の作成補助、意見書の作成補助及びホームページの運営・管理に係る業務が委託されているところ、本来であれば、これら各業務についてその内容を検討した上、政党活動としての側面を有しているか否かの判断を個別に行い、かつ、各業務が委託業務全体に占める割合を検討する必要があるのであって、履行内容の一部である移動政調会、団体政策懇談会及び地域政策懇談会のみをもって、本件受託業務全体に、政務調査活動と政党活動が混在しているとして2分の1の按分割合を適用することはできない。

仮に、移動政調会、道政懇話会及び地域政策懇談会について政党活動

が含まれていたとしても、年間の業務日数が約250日であるところ、移動政調会、道政懇話会及び地域政策懇談会は年に10日程度、準備期間を含めても20日程度のものであり、按分割合は25分の2程度にとどまる。

(イ) 政務調査費を定めた地方自治法の趣旨は、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止することで、地方議会を活性化させることにあるのであるから、政党活動の側面を有しているからといって、政務調査費の支出が（一部にせよ）違法と判断すべきではない。地方自治法は、政務調査活動が政党活動の側面を有することを、当然に予定しているはずである。

したがって、その業務の主たる目的が「議会の議員の調査研究に資するため」（地方自治法100条14項）と認められれば、間接的に政党活動の側面を有する活動であったとしても、その全額に政務調査費を充当することができると解すべきである。

そうすると、移動政調会あるいは団体政策懇談会に政党活動の側面があろうとも、また自民党道連の事務所で勤務していた5名の職員が本件受託業務1に一部携わったとしても、本件受託業務1の目的は北海道議会の審議に向けられた調査研究にあり、政務調査活動なのであるから、本件会派支出1の全額に政務調査費を充当しても違法ではない。

また、本件会派支出2についても、政策懇談会の開催業務は、純然たる政務調査活動であり、一部において対外的に民主党北海道ないし民主党支部が共催であること、民主党所属の国会議員が出席したこと、民主党支部の職員も開催準備に従事したことをもって、政党活動の側面も有していたと評価することはできない。本件会派支出2についても、全額適法である。

イ 本件会派支出3について

連合北海道が行った資料提供業務は、連合北海道の組織体制を活かして、中央の情報や全国的な情報、また道内各地域の情報、さらに様々な産業に係る情報を基に、雇用対策や地域医療の確保など、多方面にわたる道政上の諸課題について、その現況や問題点、今後の取り組むべき事項などをとりまとめた資料を収集したものであり、会派が代表質問や意見書などを作成するための基礎資料とされ、その内容については会派の施策立案に活用されていたものであって、「道政調査に係る事務等補助事業」であることが明らかであるから、本件会派支出3に何ら違法な点はない。

(被控訴人)

ア 本件会派支出1及び2について

本件委託契約1及び2については、移動政調会、団体政策懇談会又は地域政策懇談会等の対外的行事の開催準備に加え、本件委託契約1においては北海道民に配布される政策集の作成補助、自民党議員会の広報活動としてのホームページの運営及び管理、本件委託契約2においては民主議員会の議員が広報活動をする際に用いられる「道議会活動の報告」と題する冊子の作成等、議員自らの主義主張や政策等を有権者や社会にアピールする政治活動が十二分に含まれているのであって、これら契約に基づく本件会派支出1及び2の少なくとも2分の1は当然に違法である。

イ 本件会派支出3について

現実に連合北海道が民主党道民連合に対して提供した資料の内容をみると、連合北海道が政府、地方自治体又は地方議会等に行った要求や陳情と評価すべきもの、あるいはそもそも民主党北海道の代表名義の文書あるいは同代表宛の文書等、民主党道民連合が対価を支払わずに入手可能なものが多く含まれている。

これらの資料の内容に照らせば、少なくともこれらが「道政調査に係る事務等補助業務」とは無関係であることは明らかである。

(2) 争点(3)（本件各議員による政務調査費の使用の違法性）について  
(控訴人及び補助参加人ら)

ア 政務調査費は、原則として使途基準の下、議員の合理的な裁量判断により自主的・自律的に執行されるものである。

そして、本件各議員は、本件運用方針の下、事務所費や人件費の支出について、事務所の使用実態や職員の業務実態に従い、適切な按分割合を合理的に算出しているのであり、その按分の考え方については、政務調査費収支報告書、事務所状況報告書、職員雇用実態報告書のほか、準備書面、陳述書、証人尋問等により、個々の議員が可能な限り当時の政務調査活動の実施状況を明らかにしているものであって、その内容には特段不合理な点はみられない。

以上のとおり、本件各議員支出については、個々の事情に基づき、本件各議員の裁量と責任に基づいて按分率が定められ、当該按分の内容や考え方についての主張立証は尽くされており、いずれも使途基準に適合した適法な支出であるというべきである。

イ 本件各議員についての個別の主張の要旨は、別紙3（当審における個別の議員に関する当事者の主張）の各「控訴人及び補助参加人らの主張」欄に記載のとおりである。

(被控訴人)

ア 控訴人が掲げる上記資料のうち、準備書面は単に主張内容を示すものにすぎず、また、陳述書や証人尋問も、結局のところ、各議員の認識に基づく主張内容を敷衍したものにすぎないのであって、政務調査費の支出の適法性を裏付けるだけの客観的な根拠に基づいたものとは言い難い。

また、政務調査費収支報告書は、そもそも支出の内訳を示す資料にすぎないものであって、政務調査活動の実施状況を示すという性質の資料ではまったくない。

また、事務所状況報告書、職員雇用実態報告書については、それ自体は議員自身が作成する資料にすぎず、その内容をみても、議員事務所あるいは職員全員に関する1年間の支出について、わずかA4一枚の書式で記載したものであり、具体的な事務所の利用状況ないし職員の従事する職務の内容を詳細に記録した資料とは到底いえない。

したがって、控訴人が掲げる上記の資料等は、それのみで各議員が支出した政務調査費の按分割合の妥当性を担保するに足る資料とは到底いえないものである。

各議員が主張する按分割合について、議員自身の認識だけではない客観的な裏付けを求め、このような客観的な裏付けを欠く主張については排斥されるべきである。

イ 本件各議員についての個別の主張の要旨は、別紙3（当審における個別の議員に関する当事者の主張）の各「被控訴人の主張」欄に記載のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断1（争点(1)について）

争点(1)（政務調査費の使途基準適合性判断基準とその主張立証責任の所在）については、以下のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断1（争点(1)について）」記載のとおりであるから、これを引用する。

#### （原判決の補正）

原判決39頁23行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、政務調査費は税金を原資とするものであり、地方自治法100条15項は、政務調査費の支出を受けた会派又は議員に対し、条例の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することを求め、本件条例9条において、会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を年度終了日の翌日から起算して30日以

内に議長に提出することを求め、北海道議会基本条例においても、政務調査費については、使途の透明性を確保するため、公開するものとされ（13条），議員は自らの議会活動について、道民への説明に努めなければならない（10条）とされ、本件規程においても前記のとおり、議員には会計帳簿の調製、証拠書類の整理保管の義務などが課せられていることを踏まえれば、議員は、当該政務調査費によって支出した費用が本件運用方針等の使途基準に適合する適正なものであることを説明することができるよう、書類等を整備することが求められているのであって、政務調査費の支出の適法性・相当性が争われた場合には、これらの書類等については、速やかに開示するなどして支出の適法性・相当性について疑義の生じない程度に説明する義務があるというべきである。

そして、本件運用方針においては、使途の透明性を図り、説明責任を果たすため、保管すべき書類として、事務所費でいえば賃貸借契約書、人件費でいえば雇用契約書などが挙げられているところであり（甲3・25頁）、これらは各支出の適法性・相当性を示す基本的な書類であって、これらが速やかに開示等されない場合には、使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じるといわざるを得ない。

本件訴訟においても、政務調査費の支出の適法性・相当性が争われているのであるから、これらを可能な限り速やかに開示するなどして説明すべきであり、これらが提出されていなかったり、当審において初めて提出されたような場合には、その他の証拠によって雇用実態等が証明されているか、原審段階で提出されなかった理由は合理的かといった点も含め吟味されるべきである。」

#### 第4 当裁判所の判断2（争点(2)について）

##### 1 争点(2)（本件各会派による政務調査費の本件各会派支出への使用の違法性）

については、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人及び補助

参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第4 当裁判所の判断2（争点(2)について）」記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

- (1) 原判決45頁11行目「本件委託業務」を「本件受託業務」に改める。
- (2) 同50頁21行目「認められ、」の後に「そもそもこれらについて民主議員会において対価を支払うことが必須であったか疑問である上、」を加える。
- (3) 同50頁21行目「本件委託業務」を「本件受託業務」に改める。

2 当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断

(1) 本件会派支出1及び2について

ア 控訴人及び補助参加人らは、本件各会派はそれぞれ「政務調査業務」を委託したものであり、委託の対象は各会派が必要とする情報の収集・整理、地域における調査、調査結果の集計・分析等であり、これらが政務調査活動そのものであることは明らかであるから、政務調査活動以外の業務である政党活動が混在する余地はない旨主張する。

しかしながら、政務調査業務を委託したとしても、その活動の中に政党活動の要素を含む以上、按分による充当をすべきとするのが本件運用方針の定めの趣旨と解されるものであり、「政務調査業務」を委託すれば、当然に按分による充当の余地がないかのような上記主張は採用できない。

イ 控訴人及び補助参加人らは、本件委託契約1及び2の履行に係る業務のうち、移動政調会・団体政策懇談会及び地域政策懇談会について、政党支部が主催者として対外的に示されていたとしても、その成果が委託者に提供され、その内容が政務調査活動として認められるものであれば、受託者の名義を使用したことをもって、受託者自身の業務であるということはできない旨主張する。

しかしながら、移動政調会・団体政策懇談会及び地域政策懇談会については、主催者の名義のみならず、その実態において、国会議員が出席したり、国政に関する要望聴取が行われたり、政党支部職員も開催準備に従事したことが認められ、政党活動としての側面も有していたのであるから(本件会派支出1につき補正して引用する原判決45頁16行目冒頭から同46頁1行目末尾まで、本件会派支出2につき同49頁2行目冒頭から13行目「できる。」まで)，本件運用方針の定めの趣旨に照らして按分による充当をするのが相当であって、受託者の名義を使用したことのみをもって、按分による充当をすべきとするものではない。また、成果の内容が政務調査活動と認められるものであっても、政党活動の側面を有する以上、按分による充当をするのが相当であって、上記主張は当裁判所の判断を左右しない。

ウ 控訴人及び補助参加人らは、委託業務処理の成果が受託者の活動にも利用され、又は受託者の活動に資するものであったとしても、委託業務の成果が委託者と受託者が想定した水準のものとして委託者に提供され、委託者と受託者の間で合意された対価に見合うものである限り、問題とする余地はないなどと主張する。

しかしながら、本件委託契約1及び2の委託料は、いずれも過去の人件費の実績を元に積算して算出したというのであるから(原審における補助参加人最終準備書面13頁及び20頁参照)，その委託料のほとんどは政党職員の人件費に充てられたと考えられるところ、その業務内容に政党活動の側面を有するものが含まれているのであれば、その全額について政務調査費を充当することができないことは当然であって、上記主張は採用できない。

エ 控訴人及び補助参加人らは、委託業務の成果が受託者の活動にも利用される側面があることを踏まえて、移動政調会・団体政策懇談会及び地域政

策懇談会の開催については、会派と政党支部などでそれぞれの職員ごとに職務が分担できていたのであり、本件受託業務に係る職員は、あくまでも会派側のスタッフとして会派の政務調査活動に従事していたと評価すべきものである旨主張し、今井の上記証言等にはこれに沿う部分がある。

しかしながら、それぞれの職員ごとの活動時間や活動経費を分別管理していたと認めるに足りる証拠はなく、今井の証言等は、議員としての議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的な関連性が認められない活動に対しても政務調査費が支出されたという評価を左右する的確な反証であるとはいはず、他に上記評価を妨げる事情を認めることができない（本件受託業務1につき補正して引用する原判決46頁13行目冒頭から24行目末尾まで、本件受託業務2につき同49頁17行目冒頭から25行目末尾まで）。

したがって、控訴人及び補助参加人らの上記主張は採用できない。

オ 控訴人及び補助参加人らは、仮に、委託業務には政党活動としての側面があるとしてその2分の1のみが政務調査費から支出することが正当化されるとするならば、始めから委託費を2分の1の額で合意したとしても、その全額を政務調査費として支出したときは、按分をしていないとの理由でその2分の1の支出が違法とされることになることとなり不合理である旨主張する。

しかしながら、職員らの業務に関し、時間管理を徹底するなどし、これに基づいて業務ごとに対価を支払うことによって、上記のような事態を回避することは可能であると解されるのであって、控訴人及び補助参加人らの上記主張は理由がない。

カ 控訴人及び補助参加人らは、自民党道連及び民主党北海道には、本件委託契約1及び2の内容として、地域や団体の要望把握、代表質問の作成補助、政策集の作成補助、意見書の作成補助及びホームページの運営・管理

に係る業務が委託されているところ、これら各業務についてその内容を検討した上、政党活動としての側面を有しているか否かの判断を個別に行い、かつ、各業務が委託業務全体に占める割合を検討する必要があり、また、仮に、移動政調会、道政懇話会及び地域政策懇談会について政党活動が含まれていたとしても、年間の業務日数が約250日であるところ、移動政調会、道政懇話会及び地域政策懇談会は年に10日程度、準備期間を含めても20日程度のものであり、按分割合は25分の2程度にとどまる旨主張する。

しかしながら、本件運用方針では、政務調査活動とその他の活動が合理的に区分することが困難な場合は、活動等の実態を踏まえた按分率を上限として、適切に按分するものとし（第4）、活動実態により明確に区分することができない場合の上限の按分率を定めている（別記）ところ、前記のとおり、職員ごとの活動時間や活動経費を分別管理していたと認めるに足りる証拠はなく、本件全証拠によつても、本件委託契約1及び2に基づく活動実態について、政務調査活動とを明確に区分することができないのであるから、按分割合は、本件運用方針の定めの趣旨を踏まえ、それぞれ2分の1とするのが相当である。

したがつて、控訴人及び補助参加人らの上記主張は採用できない。

キ 控訴人及び補助参加人らは、政務調査費を定めた地方自治法の趣旨は、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止することで、地方議会を活性化させることにあるのであるから、政党活動の側面を有しているからといって、政務調査費の支出が（一部にせよ）違法と判断すべきではないとし、その業務の主たる目的が「議会の議員の調査研究に資するため」（地方自治法100条14項）と認められれば、間接的に政党活動の側面を有する活動であったとしても、その全額に政務調査費を充当することができると解すべきであり、本件会派支出1及び2は全額適法であ

る旨主張する。

しかしながら、上記主張は本件運用方針の定めの趣旨に照らし採用できない。

(2) 本件会派支出3について

控訴人及び補助参加人らは、連合北海道が行った資料が会派において代表質問や意見書などを作成するための基礎資料とされ、その内容については会派の施策立案に活用されていたものであって、「道政調査に係る事務等補助事業」であることが明らかであるから、本件会派支出3に何ら違法な点はない旨主張する。

しかしながら、連合北海道が議会の定例会が開会する前に民主議員会に対して書面で提供した政策課題に関する情報資料（丙A民共9の1から4まで）が、連合北海道の国や北海道に対する要望、連合北海道が取り組む政治活動の紹介などに関するものが多く、そもそも民主議員会において対価を支払うことが必須であったか疑問である上、本件受託業務3の委託調査の目的と関係性が認め難いことは、補正して引用する原判決50頁17行目冒頭から22行目「せざるを得ない。」までに説示のとおりであり、上記主張は採用できない。

第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）

1 東国幹議員（整理番号1（自・1））

(1) 東国幹議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、政務調査費は原則として使途基準の下、議員の合理的な裁量判断により自主的・自律的に執行されるべきものであるところ、同議員の陳述書（丙A自1の3）において、活動実態について具体的に

説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所の使用実態及び職員の業務実態は十分に示されているから、本件運用方針の按分比率を形式的に適用するのは不合理であり、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

確かに、本件運用方針においても、道議会議員が行う政務調査活動が、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであり、政務調査費は、使途基準に基づき社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、政務調査活動に要した費用について実費弁償することを原則としているが（第2），議員の活動が政務調査活動とその他の活動（政党活動、後援会活動等）が混在する場合もあることから、活動実態や使用実態に応じた合理的割合で按分するものとし、合理的に区分することが困難な場合は、活動等の実態を踏まえた按分率を上限として、適切に按分するものとし（第4），活動実態により明確に区分することができない場合の上限の按分率を定めているものである（別記）。

そして、そもそも本件運用方針は、一般的な道議会議員の活動実態を踏まえた上で策定されたと考えられるものであるところ、政務調査活動とその他の活動が混在する場合に、活動実態により明確に区分することができない場合の按分率として、2分の1や3分の1といった按分率を定めるものであり、活動実態により明確に区分することができない場合に、これらの按分率を形式的に適用したとしても道議会議員の一般的な活動実態を踏まえていないといえるものでないことは当然である。

そして、上記の明確性については、政務調査費が税金を原資とするものであり、前記のような政務調査費の支出の適正を担保すべく議員に課せられた証拠書類の整理、保管義務や説明義務等を踏まえれば、その立証は相当程度の厳格さが求められるというべきであり、特段の裏付け資料もなく自らが算

定した政務調査活動が占める割合に政務調査費を充當したとして、その旨の議員の陳述があったとしても、的確な反証としては不十分というべきである（補正して引用する原判決39頁24行目冒頭から同41頁2行目末尾まで参照）。

しかるに、東国幹議員の陳述書を踏まえても、事務所の使用実態や職員の業務実態により政務調査活動にかかる経費や対価とそれ以外の活動（政党活動、後援会活動）に係る経費や対価とを明確に区分することができるとは認められないから、同事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 2 荒島仁議員（整理番号2（公1））

荒島仁議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決52頁22行目から23行目にかけての「丙B1の10」を「丙B1の19」に改める。

(2) 同53頁7行目「付されている」を次のとおり改める。

「付されているが、同項目中「後援会事務所」の部分には丸印が付されていない」

(3) 同53頁10行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「荒島仁議員は、北海道選挙管理委員会に対し、平成16年10月26日付け届出事項の異動届（丙B1の15）をもって、旭川市内の事務所を後援会事務所として届け出た。

小林三智子の人件費は、その2分の1が後援会から支払われた。」

(4) 同53頁17行目冒頭から同54頁17行目末尾までを次のとおり改める。

「上記認定事実によれば、旭川市内の事務所では政務調査活動のみならず後援会活動が行われていたことが認められる。

他方で、同事務所に関する事務所状況報告書（丙B1の5）には、「他の用途との兼用の有無」の項目中「政党事務所」の部分に丸印が付されているものの、上記のとおり同事務所では後援会活動も行われていたにもかかわらず、同項目中「後援会活動」の部分には丸印は付されていない。

この点、同議員は、上記報告書の丸印は「後援会活動」に付すべきところ手違いで「政党事務所」に丸印を付した旨陳述（丙B1の11）しているところ、上記のとおり本来であれば「後援会活動」の部分に丸印が付されるべきであったといえるから、上記陳述は信用することができる。

これに加えて、同事務所が後援会事務所として届け出られていること、小林三智子の人工費の2分の1を後援会が支払っていることを踏まえると、旭川市内の事務所では政務調査活動及び後援会活動がされたもの、それ以外の活動がされ、そのための活動に係る事務所費が支出されたものと推認させる一般的、外形象的な事情があるとはいえない。

そうすると、旭川市内の事務所においては、政務調査活動及び後援会活動が行われているものと認められるところ、その使用実態により政務調査活動に係る経費とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分することは困難であるから、本件運用方針によれば、旭川市内の事務所の費用については、その2分の1を上限として政務調査費からの充当が許されることになる。そして、同議員が事務所費について政務調査費から支出した割合は、本件運用方針の範囲内であるから、同議員が同事務所費について政務調査費から支出した部分について違法であるとはいえない。

次に、荒島仁議員に生じた人工費について検討すると、旭川市内の事務所においては、政務調査活動のみならず後援会活動も行われていたことは前記のとおりであるから、同事務所において勤務していた職員らは、政務

調査活動及び後援会活動に従事しており、その人件費として支出されたものには、議員の政務調査活動と合理的な関連性を有しない後援会活動に従事したことによる対価が含まれているものと推認させる一般的、外形的な事情があるということができ、業務実態において政務調査活動に係る対価とそれ以外の活動に係る対価とを明確に区分することができないから、旭川市内の事務所の職員らに生じた人件費については、本件運用方針に従い、その2分の1を上限として政務調査費を充当することができるうことになる。

これに対して、荒島仁議員は、同事務所で雇用した阿部元一について、政務調査活動以外の業務を行わせなかつた旨主張するが、これを裏付ける的確な証拠はなく、また、証拠（丙B1の1から丙B1の19まで）を精査しても、上記推認を妨げるような的確な反証がされているということはできない。

したがつて、同事務所に係る阿部元一職員に係る人件費として支出したもののがうち2分の1を超えて政務調査費を充当することは、本件運用方針に反するものであるから違法であるといふべきである。」

- (5) 同55頁1行目から2行目にかけての「ではなく」から2行目から3行目にかけての「自認している」までを「ではない」に改める。
- (6) 同55頁8行目「118」を「122」に改める。

### 3 伊藤条一議員（整理番号9.（自4））

- (1) 伊藤条一議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の7に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自4の3）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に

同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 4 稲村久男議員（整理番号11（民5））

(1) 稲村久男議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の8に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決65頁17行目及び66頁5行目の各「久雄」をいずれも「久男」に改める。

イ 同66頁14行目「前記2(3)の」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに説示したに改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民5の3）において、札幌市内の事務所の使用の実態は相当程度具体的に明らかにされており、具体的な使用日数までは明らかでなくとも、事務所費について2分の1の割合で按分計算を行うことが不合理でない旨主張する。

しかしながら、同陳述書によつても、使用した実績が明確とはいえないから、改訂された本件運用方針の内容等を踏まえれば、政務調査費を充当することができる按分割合を3分の1とするのが相当である。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 5 岩本剛人議員（整理番号12（自5））

(1) 岩本剛人議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する

判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の9に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決67頁7行目「丙A自5の3」を「丙A自5の4」に改める。

イ 同69頁11行目「また」から12行目末尾までを次のとおり改める。

「次に、前田文子については、前記認定のとおり、雇用契約書が提出されていないところ、雇用契約書が政務調査費の支出の適法性・相当性を示す基本的な書類であり、これらが速やかに開示等されない場合には、使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じるといわざるを得ないことは前記のとおりであり、北海道議会議員において、雇用する職員の人事費に政務調査費を充当する以上、本来、雇用契約書を作成して、その支出の正当性等を説明できるよう求められるものではあり、これが提出されていない場合には、その他の証拠によって雇用実態等が証明されているか吟味する必要がある。」

しかるに、前田文子については、給与等台帳（丙A自5の2の4ないし15）が提出され、その受領印に同人の印鑑が押印されている上、岩本剛人議員が前田文子の住所を具体的に明らかにしつつ、政務調査活動等の補助として、その雇用の事実を陳述（丙A自5の3、4）していることからすると、」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自5の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 6 岩本允議員（整理番号13（自6））

(1) 岩本允議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の10に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、一般に、引退する議員が政党活動や後任のための後援会活動をすることが当然であるとはいえない旨主張する。

しかしながら、事務所状況報告書（甲16の2）によれば、上記事務所では政務調査活動のみならず、後援会活動が行われたと認められる上、平成21年12月31日をもって上記事務所における政党活動を廃止したことを認めるに足りる証拠はない。

引退する議員が政党活動や後任のための後援会活動をすることが当然であるとはいえないとしても、そのような活動をすることは十分に考えられるものであるところ、岩本允議員においては、これを行わなかったことについて陳述書などを提出して具体的な説明もしないのであるから、上記主張は上記認定判断を左右しない。

## 7 内海英徳議員（整理番号14（自7））

(1) 内海英徳議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の11に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決71頁17行目「丙A自7の4まで」を「丙A自7の5、当審証人内海英徳」に改める。

イ 同72頁5行目「氏名不詳者A」を「静間久美子」に改める。

ウ 同72頁8行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、静間久美子の雇用契約書（丙A自7の2の7）は、原審におい

て提出されておらず、当審において提出されたものである。」

エ 同74頁12行目冒頭から21行目末尾までを次のとおり改める。

「もっとも、静間久美子については、原審において、雇用契約書が提出されておらず、使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じているといわざるを得ないから、当該支出の適法性についての適切な反証については、当審においてこれが提出された理由の合理性も含め吟味されるべきであることは前記のとおりであるところ、内海英徳議員においては、原審で提出できなかつた理由について、静間久美子が既に退職しており、連絡を取ろうとしても取れずに、提出について同意が得られなかつたことによること、静間久美子の住所は同議員の住所と異なつていて同居していないこと、同職員とは親族ではなく第三者であることなどを陳述ないし証言（丙A自7の5、当審証人内海英徳）しております、これを覆すに足りる証拠はなく、当審で提出した理由もあながち不合理であるとはいえない上、雇用契約書の体裁も不自然なところは見受けられることからすると、静間久美子についても、他の職員同様の雇用の実態があったと認めるのが相當である。」

オ 同74頁22行目「目黒敏弘及び山平正雄」を「職員ら」に改める。

カ 同74頁25行目「2名」を「3名」に改める。

キ 同74頁26行目「が、」から同75頁2行目「である」までを削除する。

ク 同75頁18行目「裏付ける」の後に「ものとして」を加える。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、違算部分について、内海英徳議員は各月ごとに、賃料の2分の1を積算していったものであり、違法な点はない旨主張する。

しかしながら、本件条例11条は、当該年度の政務調査費の総額から使途基準に従つた支出の総額を控除した残余を返納すべき旨定めているのである

から、あくまで年度ごとに算出すべきものであって、月ごとの賃料を積算したからといって、使途基準を超えた額が適法になるものではない。

したがって、上記主張は採用できない（以下、これに反し、違算部分の適法性をいう控訴人及び補助参加人らの主張については、いずれもこれと同様であり採用できないものであるから、逐一説示しない。）。

控訴人及び補助参加人らは、当別町の事務所は、政党事務所や後援会事務所が兼用している状態ではなく、同一の建物内には存在していたものの、これらの事務所は政務調査事務所とは区別されて設置されている状態であり、内海英徳議員が雇用していた職員が政党活動や後援会活動の補助に関わることはなかった旨主張する。

しかしながら、当審において提出された陳述書（丙A自7の5）においても、「建物一棟全体を賃借しており、一定の広さがあります。そのうえ、後援会事務所、政党事務所にそれぞれ別に職員がいましたので」などとするにすぎず、当別町の事務所における具体的な雇用実態が明らかになったとはいえない。また、自由民主党当別支部の口座から平成22年11月26日に48万円が支出されているが、手書きで「人件費」と記載されているにすぎないし（丙A自7の3），政党が雇用していたという職員の人数やその雇用実態も不明といわざるを得ないから、上記認定判断を左右しない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 8 蝦名清悦議員（整理番号15（民6））

蝦名清悦議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の12に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決76頁6行目「駐車場」の後に「（以下「本件駐車場」という。）」を加える。
- (2) 同77頁3行目「充当した主張」を「充当したと主張」に改める。

(3) 同 77 頁 16 行目冒頭から同 78 頁 6 行目末尾までを次のとおり改める。

「本件駐車場は、蝦名清悦議員が年度を通して山口保から借りた 1 台分と平成 22 年 11 月から日本アーク開発株式会社から借りた 2 台分である（丙 A 民 6 の 1 の 2, 丙 A 民 6 の 1 の 42 から 44 まで）。

蝦名清悦議員は、本件駐車場とは別に民主党北海道第 2 区総支部北区が日本アーク開発株式会社から借りた駐車場 2 台分のうち 1 台を使用していたこと、本件駐車場は政務調査活動に関する来客専用に使用していたことを陳述（丙 A 民 6 の 3）し、これに沿う証拠（丙 A 民 6 の 1 の 28 から 40 まで）を提出している。

前記事務所において政務調査活動及び政党活動が行われていたことは前記のとおりであるが、蝦名清悦議員においては、前記事務所での活動のために自らの名義で借りた本件駐車場と政党支部が借りた駐車場を用意していたものであり、その活動ごとに駐車場を使用していたとしても不自然ではなく、上記陳述は信用することができる。

そうすると、本件駐車場は政務調査活動のために利用されたと認められるから、本件駐車場に係る事務所費全額について政務調査費を充当することは、本件運用方針に反する違法なものであるとはいえない。」

## 9 大崎誠子議員（整理番号 18（自 9））

(1) 大崎誠子議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 5 当裁判所の判断 3（争点(3)について）」の 14 に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決 80 頁 8 行目「丙 A 自 9 の 3」を「丙 A 自 9 の 4」に改める。

イ 同 81 頁 9 行目「3」の後に「, 4」を加える。

ウ 同 81 頁 16 行目冒頭から 20 行目「証拠はない。」までを次のとおり

改める。

「前記事務所で雇用された前記各職員のうち、小松直子及び丸山順子については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。」

しかるに、前記各職員の記名押印のある領収証（丙A自9の2の3から6まで）が提出され、また、大崎誠子議員は、上記各職員について、道政報告会実施の準備、当日の手伝い及びアンケートの作成などの職務内容で雇用した旨陳述（丙A自9の3）しており、前記各職員が前記事務所で政務調査活動に従事したものと認められる。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自9の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費並びに石黒ゆかり及び吉崎正治の人工費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人工費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 10. 大谷亨議員（整理番号19（自10））

(1) 大谷亨議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の1.5に記載のとおりであるから、これを引用する。  
(原判決の補正)

原判決84頁9行目「前記2(3)の」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに説示した」に

改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、大谷亨議員が後援会活動については、新年交礼会などの行事の準備を行った程度であり、新年交礼会については、これに合わせて、道政報告会も行っていたため、後援会活動のみではなく、政務調査活動の側面も有していることなどを陳述書（丙A自10の4）で述べており、政務調査活動と後援会活動を1対1の割合で考えるべきではないなどとして、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 11 岡田俊之議員（整理番号21（民8））

(1) 岡田俊之議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の17に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民8の3）において、活動実態について具体的に説明しており、事務所のつくりも間口が狭く使い勝手も悪かったため、政務調査活動以外の様々な活動に用いられる種類のものではなく、また、事務所がある八雲町は人口の少ない小さな町で、同事務所で行う後援会活動、政党活動の業務量が多くないから、支出された経費のうち3分の1を超えて充当された政務調査費が違法であるとはいえない旨主張する。

しかしながら、事務所の使い勝手が悪いことや事務所が人口の少ない町にあることをもって、政務調査活動に係る経費や対価とそれ以外の活動に係る経費や対価とが明確に区別されるものでないし、上記1と同様、同陳述書を

踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

12 沖田龍児議員（整理番号 22（民9））

沖田龍児議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の18に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決91頁2行目「前記2(3)の」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに説示した」に改める。

13 小野寺秀議員（整理番号 24（自11））

(1) 小野寺秀議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の19に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決93頁1行目「丙A自12の3」を「丙A自11の3」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、小野寺秀議員が後援会活動を行っていたとしても、それは政務調査活動としての性質も有している活動であり、按分割合を考える上で、政務調査活動と後援会活動を1対1の割合で考えるべきではないなどとして、政務調査活動、後援会活動、政党活動、それぞれが1対1対1ではなく、政務調査活動が大幅に多くなるから、人件費について3分の1を超える政務調査費の支出が違法とはいえない旨主張し、同議員は陳述書（丙A自11の4）において、実質的には政党活動は行っていなかったなどと陳述する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 14 小畠保則議員（整理番号25（自12））

(1) 小畠保則議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の20に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決93頁20行目から21行目にかけての「丙A自12の3」を「丙A自12の4」に改める。

イ 同95頁6行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

ウ 同95頁24行目「3」の後に「、4」を加える。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自の12の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 15 柿木克弘議員（整理番号26（自13））

(1) 柿木克弘議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の21に記載のとおりであるから、これを引用す

る。

(原判決の補正)

原判決97頁25行目冒頭から同98頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「前記事務所で雇用された元田玲子及び蓮沼郁子については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。

しかるに、元田玲子については、「事務給与」、蓮沼郁子については、「パート代」として、記名押印のある領収証（丙A自13の2の1から23まで）が提出され、また、柿木克弘議員は、上記各職員について、それぞれの住所を明らかにしつつ、政務調査活動、後援会活動及び政党活動の補助をしていたことなどを陳述（丙A自13の4）しており、上記各職員が前記事務所で政務調査活動に従事したものと認められる。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自13の4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

16 梶谷大志議員（整理番号27（民10））

(1) 梶谷大志議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の22に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決98頁25行目「丙A民10の3」を「丙A民10の4」に改める。

イ 同102頁4行目冒頭から10行目末尾までを次のとおり改める。

「佐藤満の雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。」

しかるに、前記認定事実によれば、佐藤満の雇用期間は短期間であり、同職員の記名押印のある月額2万円の領収証（丙A民10の2の2）が提出されていること、梶谷大志議員が陳述書（丙A民10の3、4）において、佐藤満がパートで道政報告の配布及び発送業務などの政務調査活動補助業務に専従した旨陳述していることなどからすると、同職員が前記事務所で政務調査活動に従事したものと認められる。

そして、本件全証拠を検討しても、同職員が同議員の政務調査活動と合理的な関連性を有しない活動に従事したことによる対価が含まれているものと推認させる一般的、外形的な事情があるとはいえない。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、梶谷大志議員の後援会活動は、政務調査活動の拠点とされた清田区真栄の事務所とは異なる清田区美しが丘の事務所で行われており、政治団体設立届（丙A民10の1の2）も証拠として提出しており、事務所の使用実態について具体的な裏付けがないとはいえない旨主張する。

確かに、上記政治団体設立届には、「かじや大志後援会事務所」として、札幌市清田区美しが丘の事務所が記載されている。

しかしながら、同届は平成18年8月25日付けであるところ、前記のとおり、札幌市清田区真栄の事務所には平成23年9月の時点においても、「後援会事務所」である旨の看板が設置されていたのであり、同届の記載をもつて、前記認定判断を左右しない。

したがって、上記主張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、同議員は、活動実態について具体的に説明しており、事務所費については7割、松原範子の人工費については21万円のうち16万円について政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張し、同議員の陳述書（丙A民10の3、4）を提出する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人工費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 17 勝部賢志議員（整理番号29（民11））

(1) 勝部賢志議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の24に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決105頁3行目「及び人工費」を削る。

イ 同105頁3行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「他方、前記事務所は、民主党北海道第5区総支部の事務所と兼用していたものであるところ、同支部においては、小野寺教文を月額30万円、業務内容として、同支部に係る総務・財務一般等として雇用していた事実が認められ（丙A民11の2の5から7まで、丙A民11の3），これによると同事務所における政党活動の補助については同職員が行っており、前記各職員については、政党活動に従事していたとは認められず、人工費についてはその範囲において的確な反証があるといえる。」

ウ 同105頁4行目「及び人工費」を削る。

エ 同105頁4行目「3分の1」の後に「、人工費として支出されたもののうち2分の1」を加える。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、勝部賢志議員が陳述書(丙A民11の3, 4)において、事務所の使用実態及び職員らの業務実態について具体的に説明しており、事務所の使用実態や職員の業務実態は相当程度具体的に明らかにされており、事務所費及び人件費について政務調査費の支出に違法はない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 18 加藤唯勝議員(整理番号30(自15))

(1) 加藤唯勝議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3(争点(3)について)」の25に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

原判決108頁4行目「政党」を「後援会」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、札幌市内の事務所の事務所費について、札幌での活動の拠点があったからこそ、夜遅くまで、図書館での調査が可能であったとも考えられ、札幌市内の事務所は加藤唯勝議員が政務調査活動を行う上で、必要不可欠なものであった旨主張する。

しかしながら、加藤唯勝議員は、来客への応接、資料の作成も含め、道庁の図書館で行っており、札幌事務所では仕事はほとんどしていない旨明確に証言(原審における証人加藤唯勝の尋問調書9, 21頁等)しており、これを覆すに足りる証拠はない。

そうすると、札幌事務所は宿舎としてのみ利用され、政務調査事務所として利用されていたとは認められないから、控訴人及び補助参加人らの上記主

張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、政党事務所には、別に雇用されていた職員が存在しており、黒田英二は、政党に関する仕事はしていない旨主張する。

しかしながら、加藤唯勝議員は、黒田英二について、政党活動、後援会活動、企業活動を含めすべての活動を行っていた旨明確に証言（前記調書21、22等）しているのであって、控訴人及び補助参加人らの主張は採用できない。

#### 19 加藤礼一議員（整理番号3.1（自16））

(1) 加藤礼一議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の26に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決110頁17行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「前記事務所で雇用された前記各職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。」

イ 同110頁19行目「するところ」を次のとおり改める。

「し、給料として受領した旨の前記各職員の署名押印のある領収証が提出されている（丙A自16の2の1から54まで）。しかるに」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自16の4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合

に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

20 角谷隆司議員（整理番号 32（自17））

(1) 角谷隆司議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の27に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決111頁21行目「丙A自17の3」を「丙A自17の4」に改める。

イ 同112頁17行目「前記7(2)」を「補正して引用する原判決63頁13行目「本件運用方針」から20行目「というべきである。」まで」に改める。

ウ 同112頁22行目「ところで、」の後に次のとおり加える。

「前記各職員のうち、中鉢淳二については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。

しかるに、同職員の記名押印のある人件費としての領収証（丙A自17の2の4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18, 20, 22, 24, ）が提出され、角谷隆司議員が陳述書（丙A自17の3）において、同職員を少なくとも政務調査活動の補助として雇用していた旨述べており、これらによると、同職員が政務調査活動に従事したことは認められる。さらに、

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自17の3, 4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 21 金岩武吉議員（整理番号33（フ3））

(1) 金岩武吉議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の28に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決114頁20行目「札幌市内の事務所では、」を次のとおり改める。

「前記各職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。

しかるに、同職員らの記名押印のある人件費としての領収証（丙Aフ3の2の1から47まで）、木村芳人を除く各職員については、主な職務内容として「政務調査活動の事務等」などと記載された「職員雇用状況報告書」（丙Aフ3の2の48）が提出され、また、金岩武吉議員は、陳述書（丙Aフ3の3）において、前記各職員を少なくとも政務調査活動の補助業務に従事する職員として雇用していた旨陳述している。

これらによると、同職員らが政務調査活動に従事したことは認められる。

そして、札幌市内の事務所では、」

イ 同115頁14行目から15行目にかけての「弁論の全趣旨」を「丙Aフ3の2の48」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙Aフ3の3）において、

高木京子の活動実態について具体的に説明しており、また、浦河市内の事務所で後援会活動のみに従事する赤羽繁雄、本間珠生の職員の存在からすれば、高木京子の人物費の7割を政務調査費から支出することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、同陳述書や赤羽繁雄らの存在を踏まえても、高木京子の業務実態の7割が政務調査活動であったことが具体的に裏付けられるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 22 包國嘉介議員（整理番号34（公2））

包國嘉介議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の29に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決116頁6行目「丙B2の4」を「丙B2の5」に改める。
- (2) 同116頁18行目「政党活動」から同117頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「当審において陳述書（丙B2の5）を提出し、伊藤康浩については、もっぱら政務調査活動に従事する職員として雇用し、具体的には、パソコン入力、道政の課題に関して、インターネット等による調査をさせたり、関係する図書を検索させるなどし、地方に出向く場合には、同職員に自動車運転業務や写真撮影等の記録業務に従事させるなどしたこと、同職員が政務調査活動に従事させた時間を集計し、調査記録等補助に係る賃金を支払っていた旨陳述している。

そして、伊藤康浩の給与は時給制であるところ（丙B2の4）、賃金に係る領収証（丙B2の3）をみると、毎月の賃金が変動している上、いずれも調査研究記録等補助として領収した旨記載されており、上記陳述に整合している。

さらに、同議員は、同陳述書において、政党活動及び後援会活動については、公明党北海道本部の専従職員ないしは同本部の下部組織である札幌東総支部が担っていたことを述べており、この信用性を排斥することは困難である。

これらによると、伊藤康浩について政務調査活動以外の活動に従事し、その人件費に政務調査費が充当されたと推認させる一般的、外形的な事情があると認めることはできず、同職員に係る人件費の全額について政務調査費を充当したとしても、本件運用方針に反する違法なものであるとはいえない。」

### 23 川尻秀之議員（整理番号36（自18））

(1) 川尻秀之議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の31に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決118頁11行目「丙A自18の3」を「丙A自18の4」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自18の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

### 24 神戸典臣議員（整理番号37（自19））

(1) 神戸典臣議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補

正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3 (争点(3)について)」の32に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決119頁22行目「丙A自19の3」を「丙A自19の4」に改める。

イ 同121頁24行目冒頭から同122頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「これに対し、神戸典臣議員は、高松祐子が前記事務所で政務調査活動及び後援会活動に従事していたが、政党活動には従事していないこと、政党活動については札幌市中央区北4条西4丁目1ニュー札幌ビル9階所在の自由民主党北海道支部連合会及び自由民主党白老支部長の自宅で行っていたこと、前記雇用契約書の記載については、高松祐子の給与のうち、政務調査費で充当されない部分を自由民主党北海道胆振総合振興局第一支部から支出するためのものであった旨陳述している（丙A自19の3、4）。

しかるに、前記事務所では、政務調査活動と後援会活動が行われていたが、同事務所において政党活動が行われていたとの事情は見受けられず、同事務所で従事していた高松祐子が札幌市内の自由民主党北海道支部連合会や上記支部長の自宅において、政党活動の補助をしていたとも考え難いことからして、上記陳述は信用することができる。

そうすると、高松祐子が政党活動には従事していなかったことについては、的確な反証がされたといえるから、同職員の人工費として支出されたもののうち2分の1を超えて充当された政務調査費については、本件運用方針に反する違法な政務調査費の支出であると評価するのが相当である。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自19の3、4）において、活動実態から政務調査活動が3分の2、後援会活動が3分の1であることについて具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費及び人件費に係る政務調査費の支出に違法なところはない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 25 北準一議員（整理番号38（民13））

(1) 北準一議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の33に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民13の3）において、活動実態について具体的に説明しており、事務所費の5分の4について政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 26 喜多龍一議員（整理番号39（自20））

(1) 喜多龍一議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の34に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決123頁20行目「丙A自20の5」を「丙A自20の6」に改

める。

イ 同125頁2行目「前記2(3)の」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに説示したに改める。

ウ 同126頁8行目「確かに、」の後に次のとおり加える。

「上記2名については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。

しかるに、」

エ 同126頁18行目「について」の後に「、喜多龍一議員の政務調査活動に従事した事実が認められるものであり、」を加える。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自20の5, 6）において、前川雅志及び高橋友美の入件費について、活動実態を具体的に説明し、また、当審において「政務調査業務 勤務実績表・領収書」（丙A自20の2の7, 8）を提出し、同職員らの活動実態からして政務調査費の2分の1の支出は適法である旨主張する。

しかしながら、同陳述書が具体的な按分割合の的確な反証となっていないことは、上記1と同様である上、上記「政務調査業務 勤務実績表・領収書」によっても、単に「調査研修取りまとめ」とか「政務調査業務取りまとめ」などと記載されているにすぎず、その業務実態が具体的に明らかになるものともいえず、これをもって入件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 27 北口雄幸議員（整理番号40（民14））

(1) 北口雄幸議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する

判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の35に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決127頁2行目「丙A民14の3」を「丙A民14の4」に改める。

イ 同128頁10行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

ウ 同128頁24行目「前記7(2)」を「補正して引用する原判決63頁13行目「本件運用方針」から20行目「というべきである。」まで」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民14の3、4）において、活動実態について具体的に説明しているとし、札幌市内の事務所費及び人件費について3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 28 木村峰行議員（整理番号42（民15））

(1) 木村峰行議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の37に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決132頁23行目「丙A民15の3」を「丙A民15の4」に改める。

イ 同134頁9行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁2

3行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、札幌市内の事務所について、定例会等の開催日を除いた実際の使用頻度を考慮した結果、5分の2の割合で按分計算を行った旨主張し、これに沿う陳述書（丙A民15の3）を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、札幌市内の事務所に係る管理運営費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

また、控訴人及び補助参加人らは、旭川市内の事務所の事務所費及び人件費について、同事務所における「後援会活動」の意味は、同事務所に「木村峰行政務事務所」の看板を設置しており、外部から見れば後援会事務所と区別がつかない可能性もあると思ったという程度のことであり、実質的な後援会活動は議員自身が自宅で行っていた旨主張し、これに沿う陳述書（丙A民15の3、4）を提出している。

しかしながら、同議員が自認するように、同事務所は外観的にも後援会事務所と区別がつかないものであって、同事務所での活動については、政務調査活動と合理的な関連性を有しない後援会活動に係るもののが含まれているものと推認される一般的、外形的な事情があるといえる。

そして、上記看板を掲げた事務所に後援会の関係者の来客があつたり郵便物などが届くことがあるであろうことは通常考えられるところであるし、上記陳述書によても、その「実質的な後援会活動」がいかなるものか定かではなく、同事務所における政務調査活動と後援会活動の按分割合に関する的確な反証がされたともいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

## 29 日下太朗議員（整理番号43（民16））

(1) 日下太朗議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判

断3（争点(3)について）」の38に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決136頁22行目から23行目にかけての「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民16の3）をもって、札幌市内の事務所について、各月ごとにその日数に対する定例会等開催日数を控除した後の日数を按分して計算し、最終的な政務調査活動の割合を約64%と算出したことについて、相当程度具体的に説明している旨主張する。

しかしながら、同陳述書をもって、政務調査活動とそれ以外の活動とを明確に区分するものということはできず、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

また、控訴人及び補助参加人らは、梨本敦子の人物費についても、そもそも後援会活動は地元で行わなければ意味がないし、同議員の陳述書（丙A民16の3）をもって、後援会活動はわずかな時間であったことを説明している旨主張する。

しかしながら、同議員自身、札幌市内の事務所において後援会活動を行っていた旨陳述しているのであって、後援会活動が地元でなければ何ら意味がないとする点については疑問があるというべきであるし、同陳述書をもっても、札幌市内の梨本敦子の業務実態について、政務調査活動に係る対価と後援会活動に係る対価を明確に区別することはできないのであって、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

30 久保雅司議員（整理番号45（民17））

- (1) 久保雅司議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3 (争点(3)について)」の40に記載のとおりであるから、これを引用する。
- (2) 控訴人及び補助参加人らは、鈴木久子の人工費について、「久保後援会事務所に関する協定書」(丙A民17の1の2)には、人工費についても賃金の7割を久保雅司議員が支払うことと定められており、同議員も「後援会活動は、政務調査活動と比べれば業務量は多くありませんでした。」(丙A民17の3)と陳述しており、業務実態もこれに沿うものである旨主張する。

確かに、本件運用方針においても、人工費に関する関係帳票等として、協定書(覚書)が挙げられているが、上記協定書によつても、同議員が「賃金70／100を支払うものとする」とされているにすぎず、これをもつて、政務調査活動に係る対価と後援会活動に係る対価とをその業務実態により明確に区分することができるものとはいえないし、また、上記陳述書をもつても、鈴木久子の業務実態について、政務調査活動に係る対価と後援会活動に係る対価を明確に区別することはできないのであって、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがつて、上記主張は採用できない。

### 31 小松茂議員(整理番号47(自23))

- (1) 小松茂議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3 (争点(3)について)」の42に記載のとおりであるから、これを引用する。
- ア 原判決144頁14行目「丙A自23の3」を「丙A自23の5」に改める。
- イ 同145頁24行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁

23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

ウ 同147頁26行目「小松茂議員の」の後に「八幡吉昭に係る」を加える。

エ 同148頁1行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「しかるところ、小松茂議員が鎌田仁の人物費として政務調査費から支出した額は、3分の1の範囲内であるから、その支出は本件運用方針に反する違法なものであるとはいえないが、八幡吉昭の人物費として支出されたもののうち3分の1を超えて政務調査費を充当することは、本件運用方針に反するものであって違法であるというべきである。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、釧路町内の事務所に係る事務所費について、小松茂議員が、後援会活動については、会員の来所対応や議会活動報告の作成等、政党活動については、政党の資料の提供作業を行ったと述べ（丙A自23の3、5）、「平成22年度党務（活動）報告」（丙A自23の4）によれば、後援会活動及び政党活動に費やした日数が、1年の2分の1を超えることはない旨主張する。

しかしながら、上記「平成22年度党務（活動）報告」には、政党支部が開催した定期大会やセミナーなどが記載されているが、それらの準備等において前記事務所がどの程度利用されたのかなど具体的に判明するものでもなく、これをもって前記事務所における業務実態が明らかになるものではない。このことは、前記陳述書によっても同様である。

したがって、上記主張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、前記事務所の利用状況の政務調査活動が2分の1であることを前提に、職員・来客兼用駐車場についても政務調査費の違法な支出はない旨主張するが、その前提が採用できないことは前記のとおりであって、上記主張も採用できない。

さらに、控訴人及び補助参加人らは、八幡吉昭について、同職員の業務内

容は、上記同様、事務所の活動状況に連動するから、2分の1の政務調査費の支出は違法ではない旨主張するが、その前提が採用できないことは上記と同様であり採用できない。

32 斎藤博議員（整理番号48（民19））

(1) 斎藤博議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の43に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決148頁3行目「乙17」を「乙17の1、2」に改める。

イ 同149頁11行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

ウ 同150頁13行目「政務調査」を「政党」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、柳橋晴美の人物費について、平成23年1月から同年3月までは毎日午前中1時間程度、後援会事務所に出向いて事務に従事することがあったため、上記期間のみ80%を政務調査費から充当したことは適法である旨主張し、これに沿う陳述書（丙A民19の3）を提出している。

しかしながら、上記陳述書をもっても、柳橋晴美の業務実態の8割が政務調査活動であったことが具体的に裏付けられるとはいえないから、上記主張は採用できない。

33 佐々木恵美子議員（整理番号49（民20））

(1) 佐々木恵美子議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の44に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決151頁6行目「丙A民20の3」を「丙A民20の4」に改める。

イ 同151頁23行目「従事した」の後に次のとおり加える。

「(なお、大野亜理沙については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員が政務調査活動及び後援会活動に従事した事実については、同職員が賃金を領収した旨の領収書(丙A民20の2の2から8まで)及び佐々木恵美子議員が陳述書(丙A民20の3、4)において、政務調査活動補助として雇用し、後援者からの電話対応を行うことがあったなどと陳述していることなどにより認められる。)」

ウ 同152頁23行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

エ 同154頁14行目「職務のうち」の後に「9割を」を加える。

オ 同155頁4行目から5行目にかけての「するところ、」の後に「上記2名の職員に係る雇用契約書の提出はないが、」を加える。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、音更町内の駐車場に係る賃借料について、同議員の陳述書(丙A民20の3、4)において、後援会の活動拠点が同議員の自宅であったことなどの活動実態について具体的に説明しているとし、同賃借料の8割について政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書や当審において提出された「恵美子・ネットだより」(丙A民20の1の8)を踏まえても、同賃借料の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、太田みゆき及び大野亜理沙の業務内容

について、後援会活動の補助としては、時々かかる後援者からの電話対応をしていたものであるから按分割合を10分の9としたことなど陳述書(丙A民20の3, 4)で具体的に述べており、政務調査費の支出に違法はない旨主張する。

しかしながら、上記陳述書をもっても、上記2名の職員の具体的な業務内容が明確になるとはいえないし、後援会活動の補助が後援者からの電話対応のみであったとともにわかつに信用することはできないのであって、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 34 佐野法充議員(整理番号52(民22))

(1) 佐野法充議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3(争点(3)について)」の47に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決158頁15行目「丙A民22の3」を「丙A民22の4」に改める。

イ 同159頁15行目「3」の後に「, 4」を加える。

ウ 同159頁22行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「前記各事務所で雇用された前記各職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。」

しかるに、前記各職員が「アルバイト代」名目などを受領したとして記名押印している領収証(丙A民22の2の1から17まで)が提出され、また、佐野法充議員は、前記各職員について、少なくとも政務調査活動に従事させた旨陳述(丙A民22の3, 4)しており、同職員らが

前記各事務所で政務調査活動に従事したものと認められる。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、前記各事務所の使用実態について、平成22年度期間中、佐野法充議員が民主党北海道幹事長の職に就いていたことから、政務調査活動、後援会活動及び政党活動のほとんどを民主党北海道会議室(札幌市中央区大通西5丁目8番地昭和ビル6階)で行っていたことなどを陳述書(丙A民22の3、4)において、具体的に説明しているとし、前記各事務所の政務調査活動は9割である旨主張する。

確かに、同議員が平成22年度において民主党北海道の幹事長であったことは認められ(丙A民22の3)、仮にそれによって同議員が多忙であり、その活動のほとんどを民主党北海道会議室で行っていたものであるとしても、それによって前記各事務所における政務調査活動の割合が具体的に明確となるとはいえないし、上記陳述書によっても、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

### 35 清水誠一議員(整理番号54(自25))

(1) 清水誠一議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3(争点3について)」の49に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決162頁23行目「丙A民25の3」を「丙A自25の4」に改める。

イ 同163頁9行目「従事した」の後に次のとおり加える。

「(なお、同職員らについては雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動、政党活動及

び後援会活動に従事した事実については、鈴木貢が月25万円、中川勲が月12万円を領収した旨の領収証（丙A自25の2の13から31まで）が提出され、また、清水誠一議員が陳述書（丙A自25の3、4）において、これら業務に従事した旨陳述していることなどにより認められる。）」

ウ 同164頁13行目冒頭から165頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「菅原忍については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員が政務調査活動に従事した事実については、同職員が月3万円を領収した旨の領収証（丙A自25の2の1から12まで）が提出され、また、清水誠一議員が陳述書（丙A自25の3、4）において政務調査活動の補助に専念してもらっていた旨陳述していることなどにより認められる。

そして、同議員は、同職員の業務内容について、札幌での政務調査活動に関する資料の整理や作成などでアルバイトとして雇用していたこと、札幌市内の事務所は、同内外の研修・査察の拠点、北海道庁との打ち合わせのための拠点として利用し、そこでの活動は札幌での政務調査活動のみという状況であり、後援会活動については、帯広市内の後援会事務所を兼ねた政務調査事務所があり、政党活動については、自由民主党北海道第11選挙区支部、自由民主党帯広支部があった旨陳述している（丙A自25の4）。

しかるに、菅原忍の給与は、月3万円であり、アルバイトとして雇用していた旨の上記陳述と整合しないとはいえず、上記陳述の信用性をあながち排斥することは困難である。そして、本件全証拠によっても、札幌市内の事務所で後援会活動や政党活動が行われたと認めるに足りる的

確な証拠はない。

したがって、菅原忍の人工費について、その全額を政務調査費から充當することは、本件運用方針に反する違法なものであるとはいえない。」

- (2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A自25の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、一般的な道議会議員の活動実態に同議員の説明を合わせれば、事務所費並びに鈴木貢及び中川勲の人工費について3分の1を超えて政務調査費を充當することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人工費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

### 36 須田靖子議員（整理番号55（民24））

- (1) 須田靖子議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の5.0に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決165頁8行目「丙A民24の3」を「丙A民24の4」に改める。

イ 同166頁13行目「3」の後に「、4」を加える。

- (2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民24の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、事務所費及び人工費について2分の1を超えて政務調査費を充當することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人工費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

37 高木宏壽議員（整理番号 5 6（自 2・6））

(1) 高木宏壽議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の5.1に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決 166 頁 8 行目「丙A自 2 6 の 3」を「丙A自 2 6 の 4」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、月寒中央通の事務所について、政党活動として行われたのは、企業・団体献金の入金用口座の管理だけであったから、政務調査活動と後援会活動及び政党活動は、1対1であり、2分の1の政務調査費の支出は適法である旨主張し、これに沿う同議員の陳述書（丙A自 2 6 の 3）に加え、倉田由美子の陳述書（丙A自 2 6 の 4）を提出する。

しかしながら、上記1と同様、これら陳述書を踏まえても、同事務所費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

38 高橋亨議員（整理番号 5 7（民 2 5））

(1) 高橋亨議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の5.2に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決 169 頁 9 行目「丙A民 2 5 の 3」を「丙A民 2 5 の 4」に改める。

イ 同 170 頁 9 行目「3」の後に「， 4」を加える。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民25の3、4）において、活動実態について具体的に説明しており、人件費について全額を政務調査費で充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

### 39 高橋文明議員（整理番号58（自27））

(1) 高橋文明議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の53に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、高橋文明議員の政党活動の補助は主に自民党斜里支部の職員が行ったため、前記各職員の業務実態としては政務調査活動が2分の1を占めていた旨主張し、同議員はこれに沿う陳述（丙A自27の3）をするとともに、当審において、同支部の支部長を雇用者とする佐藤かおりの雇用契約書（丙A自27の2の5）及び賃金台帳（丙A自27の2の6）を提出する。

同雇用契約書等によると、前記各職員の他に同支部が雇用した職員がおり、同支部から月8万円の給与が支払われていた事実が認められる。

同事実は、上記主張と一部整合するものではあるが、前記各職員の雇用契約書（丙A自27の2の3、4）も同支部の支部長を雇用者とするものであり、前記各職員が政党活動の補助をしていたと考えるのが合理的である上、佐藤かおりの雇用契約書等を踏まえても、前記各職員に係る人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

### 40 滝口信喜議員（整理番号59（民26））

(1) 滝口信喜議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の54に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決171頁26行目「丙A民26の3」を「丙A民26の4」に改める。

イ 同172頁14行目「充当した」の後に「（建物賃料の充当額は、58万2461円であり、駐車場賃料の充当額は、15万1776円である。）」を加える。

ウ 同173頁1行目冒頭から10行目末尾までを次のとおり改める。

「この点、事務所費については、本件運用方針によれば、政務調査事務所と後援会等の事務所とを兼ねている場合には、使用領域（面積）によって按分することができるとされているところ、滝口信喜議員は、前記事務所は、政務調査事務所スペースと後援会事務所スペースが壁で仕切られており、出入口が別々にあり、それぞれの出入口には「滝口信喜道政事務所」、「滝口信喜後援会事務所」という表札がそれぞれ掲げられ、政務調査事務所スペースは全体132.42m<sup>2</sup>のうち88.55m<sup>2</sup>であったから、政務調査活動による事務所費の按分割合は3分の2である旨陳述（丙A民26の4）をしている。

同陳述は、原審で提出した陳述書（丙A民26の3）において、事務所の使用時間に応じて按分比率を3分の2としたとしていたものと異なるものであるが、政務調査活動に使用した区分に関して、同議員は、その範囲を示した平面図（丙A民26の1の4）を提出しており、これによれば、それぞれのスペースが壁によって仕切られ、各区分には出入口があるなど使用区分が明確になっているものと認められる。

そうすると、前記事務所の事務所費について、上記の床面積割合で政務調査活動の割合を算出して政務調査費を充当したとしても、本件運用方針に反するものとはいえない（ただし、上記按分割合によって前記事務所に係る事務所費を按分すると違算があり、その限度で違法であるというべきである。）。

エ 同173頁11行目「また」を「他方で」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、原田幸弘に係る人件費について、後援会活動業務の専従職員として1名雇用してから、原田幸弘は主に政務調査活動の事務補助に従事し、稀に後援会活動の事務補助に対応することがあったために、按分割合を9割とした旨主張する。

確かに、滝口信喜議員は、前記各職員の他に、滝口絵子を雇用していたと認められるが（丙A民26の2の14、15），これをもって原田幸弘の業務実態について政務調査活動と後援会活動の具体的な割合が明確になるというものではなく、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 41 竹内英順議員（整理番号60（自28））

(1) 竹内英順議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の55に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決175頁9行目「従事した」の後に次のとおり加える。

「（なお、上記各職員については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、これら職員らが政務調査活動及び後援会活動に従事した事実については、これら職員らの記名押印のある領収証（丙

A自28の2の2から4まで)が提出され、また、竹内英順議員が陳述書(丙A自28の3)において、政務調査活動及び後援会活動の補助として雇用したことなどと陳述していることなどにより認められる。」  
イ 同176頁2行目から3行目にかけての「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

ウ 同176頁6行目冒頭から16行目末尾までを次のとおり改める。

「また、竹内英順議員は、札幌市内の事務所に付属する駐車場(1台分)の賃借料について、来客専用であることを前提として、その3分の1を政務調査費から充当している。

しかるに、札幌市内の事務所は、同議員の自己所有物件であり、同議員が宿舎として利用していたことは前記認定のとおりであるが、証拠(丙A自28の4、5)によれば、同議員は、旭川と札幌との間の交通にJRを利用していたことが認められ、同駐車場を議員専用に利用していたと認められる事情はない。

そうすると、札幌市内の駐車場に係る賃借料として支出したものうち3分の1を政務調査費から充当することは、本件運用方針に反する違法なものとまではいえない。」

エ 同177頁12行目「陳述をする」の後に次のとおり加える。

「(なお、上記職員については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員が政務調査活動に従事した事実については、同職員の記名押印のある領収証(丙A自28の2の1)及び上記陳述などにより認められる。)」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、川崎哲志の人物費について、同職員の業務実績は、報告書(丙A自28の5)記載の日に運転手として稼働したのであつ

て、これらは全て竹内英順議員の政務調査活動であったことから、人件費全額に政務調査費を充当しても違法ではない旨主張する。

確かに、上記報告書は相当程度詳細なものであり、相応の裏付け資料を元に作成されたものであることがうかがわれるが、上記のとおり雇用契約書も作成されていない上、同職員に関する領収証にも特にその業務内容を示すような記載もされておらず、業務内容を客観的に裏付ける資料はない。

そうすると、上記報告書や同議員の陳述書を踏まえても、川崎哲志の活動内容が政務調査活動の補助の専従であると認めることはできず、上記認定判断を左右しない。

#### 42 田中芳憲議員（整理番号 62（自29））

(1) 田中芳憲議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の57に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決179頁16行目「丙A自29の3」を「丙A自29の4」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、唐澤里和子の人件費について、同職員の職務内容は、同職員作成の報告書（丙A自29の4）のとおりであり、業務の割合からすると、5分の4が政務調査に関する業務であったが、4分の3に按分して政務調査費を充当したのであるから、人件費を4分の3に按分して政務調査費を充当することは違法ではない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同報告書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

43 田村龍治議員（整理番号 63（民28））

(1) 田村龍治議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の58に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決181頁16行目末尾に次のとおり加える。

「また、加藤一隆については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員が政務調査活動に従事した事実については、同議員の陳述書（丙A民28の3）において、政務調査活動のための運転業務の補助として不定期にアルバイトで雇用した旨陳述していることなどにより認められる。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同議員の陳述書（丙A民28の3）において、活動実態について具体的に説明しており、事務所費並びに佐々木咲子及び神田征孝の人物費について3分の1を超える政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び上記2名の職員の人物費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。したがって、上記主張は採用できない。

44 段坂繁美議員（整理番号 64（民29））

(1) 段坂繁美議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の59に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、駐車場の賃料について、同駐車場は来客兼用であったため、2分の1としたものであり、違法なところはない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A民29の3）を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書をもっても、駐車場の賃料の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

また、控訴人及び補助参加人らは、吉野秀之及び大塚勇の人工費について、同議員の陳述書（丙A民29の3）において、活動実態について具体的に説明しており、3分の1を超える政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張する。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、上記2名の職員の人工費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 45 千葉英守議員（整理番号65（自30））

(1) 千葉英守議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の60に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決185頁16行目「丙A自30の3」を「丙A自30の4」に改める。

イ 同185頁20行目末尾に「また、平成23年1月4日からは、上記2名の職員の他、遠藤雅行を雇用した。」を加える。

ウ 同186頁1行目「上記認定事実によれば」を次のとおり改める。

「丸藤善男及び栗賀寛については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動に従事した事実に

については、同職員らが給与を領収した旨の領収証(丙A自30の2の1, 2)及び千葉英守議員が陳述書(丙A自30の3, 4)において少なくとも政務調査活動の補助をしていた旨陳述していることなどにより認められる。」

エ 同186頁8行目から9行目にかけての「については、」の後に「的確な反証がない限り、」を加える。

オ 同186頁11行目冒頭から17行目末尾までを次のとおり改める。

「これに対し、千葉英守議員は、後援会活動の一部や政党活動は遠藤雅行が行っていた旨陳述している(丙A自30の3, 4)。

前記認定のとおり、平成23年1月4日以降、遠藤雅行が職員として雇用されたことが認められるところ、同職員の雇用契約書(丙A自30の2の3)には、仕事内容として「後援会活動に係る業務関係書類の作成補助 政党活動に係る業務全般を専業」と記載されており、これによると政党活動の補助は全般的に同職員が行っていたと認められ、上記陳述を信用することができる。なお、同雇用契約書は当審において初めて提出されたものであるが、同職員の人物費が政務調査費の支出の対象となっていたものではないから、原審においてこれが提出されなかったとしてもやむを得ないものであり、同契約書の内容に疑義を生じるところはない。

そうすると、平成23年1月から3月分の丸藤善男及び栗賀寛の人物費については、2分の1の範囲で政務調査費を充当する限度において的確な反証がされたといえる。

以上によれば、前記2名の職員に関する人物費として支出されたもののうち、平成22年4月から同年12月までは3分の1を超えて、平成23年1月から同年3月までは2分の1を超えて政務調査費を充当することは、本件運用方針に反し違法であるというべきである。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、遠藤雅行を雇用するまでは、政党活動は自ら

行っていた旨主張し、同議員は当審において提出した陳述書（丙A自30の4）でその旨陳述している。

しかしながら、同議員は、原審において提出した陳述書（丙A自30の3）においては、政党活動を補助する職員を雇用しており、その職員が政党活動を行っていた旨陳述しており、自らが行っていたとは述べていなかったのであって、少なくとも遠藤雅行を雇用するまでは自らが政党活動を行っていたとする上記陳述をにわかに信用することはできない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 46 道見重信議員（整理番号6.7（自32））

(1) 道見重信議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加入らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の6.1に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決186頁19行目「丙A自32の3」を「丙A自32の2の1の1から丙A自32の5まで」に改める。

イ 同186頁25行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「同議員は、平成22年度中、札幌市北区太平8条5丁目2-5所在する事務所において、同「摘要」欄に記載された個人2名を雇用した。

前記事務所においては、政務調査活動以外に、政党活動及び後援会活動が行われた。」

ウ 同186頁26行目冒頭から同188頁2行目までを次のとおり改める。

「(2) 前記2名の職員のうち井川満由美については、同議員の後援会（会長小田島清美）と同職員との雇用契約書（丙A自32の2の1の1）、久津智則については、自由民主党北海道札幌北区第4支部代表とし

ての同議員との雇用契約書（丙A自32の2の2の1）が提出されているものの、いずれも同議員との雇用契約書は提出されていない。

この場合、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。

しかるに、同職員らが政務調査活動に従事した事実については、その旨の同職員ら作成の報告書（丙A自32の4、5）及び道見重信議員が陳述書（丙A自32の3）において少なくとも政務調査活動の補助をしていた旨陳述していることなどにより認められる。

これに対し、被控訴人は、井川満由美は、後援会によって月額給与10万円で雇用されていたところ、同議員が同職員との契約関係がないにもかかわらず、自己の後援会の職員であることを奇貨として、同職員に対して政務調査業務等を行わせ、本来、後援会が負担すべき給与のうちの半額を政務調査費から支出していたにすぎず、雇用の実態がない旨主張する。

しかしながら、同職員と後援会との雇用契約書によると、勤務時間は午前8時30分から午後5時まで、週休2日のフルタイム勤務であると認められるが、後援会事務所の金銭出納帳（丙A自32の2の1の2、3）によると、同職員に対しては、後援会から給与として概ね月額5万7000円が支払われているのみであり、同職員の勤務時間等からすると少額である。むしろ、政務調査活動の補助をも行っていることを考慮して、その分については、同議員と雇用契約を締結して、政務調査補助職員として5万円の給与の支給を受けていたと解するのが相当であり、報告書（丙A自32の4）とも整合する。

また、被控訴人は、同議員が久津智則についても、月額12万5000円で雇用していないにもかかわらず、自己が代表を務める政

党支部の職員であることを奇貨として、久津智則に対し、政務調査費から12万5000円を支給したとして、雇用の実態がない旨主張する。

しかしながら、同職員と政党支部との雇用契約書によると、勤務時間は午前8時30分から午後7時まで、週休2日のフルタイム勤務であると認められるが、政党支部の金銭出納帳（丙A自32の2の2の2）によると、同職員に対しては、政党支部から給与として月額12万5000円ないし13万5000円が支払われているのみであり、同職員の勤務時間等からすると少額である。むしろ、政務調査活動の補助をも行っていることを考慮して、その分については、同議員と雇用契約を締結して、政務調査補助職員として12万5000円の給与の支給を受けていたと解するのが相当であり、報告書（丙A自32の5）とも整合する。

以上によれば、上記2名の職員について、同議員との雇用実態がない旨の被控訴人の主張は採用できない。

(3) 上記(1)認定事実のとおり、前記事務所では、政務調査活動のほか、政党活動及び後援会活動が行われていたと認められるから、前記各職員は、政務調査活動以外に後援会活動及び政党活動にも従事したと認められる。

したがって、その人件費（社会保険料を含む。以下、本項において同じ。）として支出されたものには、議員の政務調査活動と合理的な関連性を有しない活動に従事したことによる対価が含まれているものと推認させる一般的、外形的な事情があるということができ、また、その業務実態により政務調査活動に係る対価とそれ以外の活動に係る対価とを明確に区分することも困難である。したがって、的確な反証がされない限り、人件費として支出されたもののうち3

分の1を超えて充当された政務調査費については、本件運用方針に反する違法な政務調査費の支出であると評価するのが相当である。

これに対し、道見重信議員は、井川満由美及び久津智則のそれぞれの活動における政務調査活動が占める割合について、井川満由美については60%，久津智則については70%から80%であった旨陳述（丙A自32の3）し、同職員らの作成する報告書（丙A自32の4，5）にも同陳述のとおりである旨記載があるが、同職員らに関する業務実態に関する具体的な裏付けを欠いており、按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、上記2名の職員の人事費について、井川満由美は政務調査活動及び後援会活動の2活動に従事し、久津智則は政務調査活動及び政党活動の2活動に従事したのであるから、2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A自32の3）並びに井川満由美及び久津智則の報告書（丙A自32の4，5）を提出する。

しかしながら、同陳述書及び同報告書によつても、按分に関する的確な反証があるといえないことは前記のとおりである。

したがつて、上記主張は採用できない。

#### 47 戸田芳美議員（整理番号68（公3））

戸田芳美議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の62に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決189頁4行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

#### 48 富原亮議員（整理番号71（自34））

(1) 富原亮議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3 (争点(3)について)」の64に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決195頁4行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに改める。

イ 同195頁17行目「同事務所」から18行目末尾までを次のとおり改める。

「また、前記各職員のうち、小川浩一及び渋谷忍については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動、政党活動及び後援会活動に従事した事実については、同職員らの記名押印がある「賃金支払い受領証明書」(丙A自34の2の1, 2), 同職員ら作成の報告書(丙A自34の2の3, 4)及び富原亮議員が陳述書(丙A自34の3)において、同職員らが政務調査活動、政党活動及び後援会活動の補助として雇用した旨陳述していることなどにより認められる。したがって、」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、七飯町の事務所の事務所費について、一週間の事務所使用時間40時間のうち20時間を政務調査活動に使用したから按分割合は2分の1である旨主張するが、同主張が採用できないことは補正して引用する原判決196頁2行目冒頭から9行目末尾までに説示のとおりである。

また、控訴人及び補助参加人らは、前記各職員の人物費について、政務調査活動と後援会活動及び政党活動の割合は、一対一であったのであり、人物費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない旨主張し、

同議員作成の陳述書（丙A自34の3）及び同職員ら作成の報告書（丙A自34の2の3，4）にその旨の記載がある。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書及び同報告書を踏まえても、同職員らの人物費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 49 中村裕之議員（整理番号72（自35））

(1) 中村裕之議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の65に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決197頁3行目「丙A自35の3」を「丙A自35の4」に改める。

イ 同197頁23行目「1か所であり」を次のとおり改める。

「2か所あり、トイレ付近にある出入口についても、建物内部の階段室を通じて外部に出られる構造になっていると認められるが、同事務所の構造から見て主たる出入口は「中村裕之事務所配置図」（丙A自35の1の2の2枚目）の「入口」と記載のある部分であると考えられ、同事務所を利用する者の多くは同部分の出入口を利用すると考えるのが自然である。そして、同事務所の内部は壁で仕切られているものでもなく、それぞれのスペースに物理的な独立性があるとも認められない。」

ウ 同197頁26行目「認められる」を次のとおり改める。

「認められ、事務所の機能的にもそれぞれの独立性は認められない」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、同事務所には後援会活動及び政党活動を行う部分にも出入口があり、また、トイレや給湯室の使用が後援会活動及び政党活動と呼べるものではないなどとして、床面積を2分の1に明確に区分して

使用していた旨主張する。

しかしながら、同事務所のそれぞれのスペースに物理的にも機能的にも独立性が認められないことは前記のとおりであり、上記主張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、政党活動の具体的な業務内容としては、年1回開催される政党支部の総会の案内文書作成やその資料作成などであり、その準備は、党の役員の経営する会社で行ったから、柳瀬乙廣及び土野奈津子が政党活動を補助することはなかった旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A自35の3、4）を提出している。

しかしながら、事務所状況報告書（甲75の2）によても、同事務所を政党事務所として兼用していたことは同議員が自認するところであり、政党活動については党の役員の経営する会社で行っていたとする上記陳述を信用することはできない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 50 中山智康議員（整理番号73（民31））

(1) 中山智康議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の66に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決199頁9行目「丙A民31の3」を「丙A民31の4」に改める。

イ 同201頁8行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「前記各職員のうち、五十嵐和恵については業務内容を「政務秘書」とする雇用契約書（丙A民31の2の1）が提出されている。他方、それ以外の職員らについては雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前

記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動に従事した事実については、同職員らの記名押印があり、「バイト代」名目の領収証（丙A民31の2の2から14まで）及び中山智康議員が陳述書（丙A民31の3）において、同職員らを政務調査活動の補助として雇用した旨陳述していることなどにより認められる。」

ウ 同201頁20行目「巡会」を「巡演」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、中山智康議員が駐車場の使用実態について、後援会関連の訪問者は事務所の駐車場とは別に、近隣に駐車場を借りて使用していた旨、具体的に説明しているから、政務調査費を全額充てることが違法とはいえない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A民31の3、4）を提出している。

しかしながら、同陳述は客観的な裏付けを欠くものであり、たやすく採用することはできない。

また、控訴人及び補助参加人らは、五十嵐和恵の人工費について、雇用契約書上も、業務内容は「政務秘書」と明記されており、政務調査活動の専従職員であったが、週に数回程度、後援会に関する文書発送や電話を受けることもあったことから、その業務実態を考慮して10分の9としたのであり、政務調査費の支出に違法はない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A民31の3、4）を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、同職員の人工費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 51 橋本豊行議員（整理番号75（民32））

橋本豊行議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の68に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決204頁1行目「丙A民32の3」を「丙A民32の4」に改める。
- (2) 同205頁4行目「認めるに足りる認めるに足りる」を「認めるに足りる」に改める。
- (3) 同205頁16行目冒頭から23行目末尾までを次のとおり改める。

「これに対して、橋本豊行議員は、釧路市幸町で行う政党活動の事務補助については、民主党北海道第7区総支部が雇用する浜野文江が行っており、其田有司は行っていないし、浜野文江の政務調査活動の補助は平日17時から20時の時間帯で行っており、平日の日中は政党活動の補助を行っており、これについては上記政党支部が給与を支払っていた旨陳述する（丙A民32の4）。

同陳述は、上記2名の職員の雇用契約書（丙A民32の2の1, 2）上、業務の内容が「政務調査活動全般の業務」とされ、浜野文江については、始業・終業の時刻が17時から20時とされていること、上記政党支部と浜野文江との間に雇用契約が締結されており、同政党支部の「労働態様並びに職員費（賃金）規定」によれば、勤務時間は原則、午前9時から午後5時までとされていること（丙A民32の2の4）と整合しており、信用することができる。

そうすると、上記2名の職員については、上記推認を覆すに足りる反証がされたと認めるのが相当であり、同職員らの人工費の全額について政務調査費を充当することが、本件運用方針に反する違法なものであるとはいえない。」

- (4) 同205頁24行目「他方で、」の後に次のとおり加える。

「富山一夫については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。しかるに、」

(1) 八田盛茂議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の69に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決206頁23行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「前記各職員のうち、押川由希、芳賀真智子及び八田栄治については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動に従事した事実については、同職員らの記名押印がある領収証（丙A自37の2の4から6まで）及び八田盛茂議員が陳述書（丙A自37の3）において、同職員らが政務調査活動の補助をしていた旨陳述していることなどにより認められる。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、事務所全体の面積は36.855平方メートル、政務調査活動に使用した面積は事務所全体の3分の2の24.57平方メートルであり、事務所全体の3分の2を政務調査活動に使用したのであるから、事務所費を3分の2に按分して政務調査費を充当することは違法ではない旨主張する。

しかしながら、同主張は事務所の平面図（丙A自37の1の2）によっても裏付けられるものではないし、また、同議員の陳述書（丙A自37の3）の記載とも異なるものであって、採用できるものではない。

53 林大記議員（整理番号78（民33））

(1) 林大記議員による政務調査費の使用の違法性については、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」

の 7 1 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、事務所費について、使用実態に照らして、事務所使用時間 40 時間のうち政務調査活動に使用する時間が 36 時間であるとして、按分率を 10 分の 9 としたことは違法ではない旨、人件費について、後援会の事務補助は後援会事務局長や支援者がボランティアで行っており、上記各職員の人件費の全額を政務調査費から充当することは違法ではない旨主張し、これに沿う陳述書（丙 A 民 33 の 3）を提出している。

しかしながら、上記 1 と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費及び人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 54 平出陽子議員（整理番号 79（民 34））

(1) 平出陽子議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第 5 当裁判所の判断 3（争点(3)について）」の 72 に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決 213 頁 11 行目「前記 2(3)で」を「補正して引用する原判決 54 頁 23 行目冒頭から同 55 頁 16 行目「相当である。」までに」に改める。

イ 同 214 頁 2 行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「細田則昭については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記 5 と同様であるが、同職員が政務調査活動に従事した事実については、同職員の記名押印がある領収証（丙 A 民 34 の 2 の 2 から 4 まで）及び平出陽子議員が陳述書（丙 A 民 34 の 3）において、同職員が政務調査活動の補助をしていた旨陳述していることなどにより認められる。」

ウ 同214頁17行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「上記各職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様である。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、札幌市内の事務所での政務調査活動としての使用日数について、年間スケジュールから、年間130日程度を宿舎として使用したのであり、政務調査費の支出に違法はない旨主張し、これに沿う陳述書(丙A民34の3)を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 55 藤沢澄雄議員(整理番号82(自38))

(1) 藤沢澄雄議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3(争点3について)」の75に記載のとおりであるから、これを引用する。

##### (原判決の補正)

原判決218頁19行目「従事した」の後に次のとおり加える。

「(なお、上記3名の職員については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、磯野容子については、賃金台帳(丙A自38の2の1)、藤沢愛依子については、同職員の記名押印がある領収証(丙A自38の2の2)、山本香織については、同議員(依頼人)から同職員(受取人)に対する1万円の振込金受取書(丙A自38の2の4)がそれぞれ提出され、藤沢澄雄議員が陳述書(丙A自38の3)

において、同職員らをこれら業務に従事させた旨陳述していることなどにより認められる。)」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、事務所費について、1か月の事務所使用時間192時間のうち144時間を政務調査活動に使用したから、4分の3に按分して政務調査費に充当すること、事務所の駐車場について、事務所1及び事務所2における政務調査活動の使用時間が4分の3であったのだから、それよりも低い按分率の6.5%で政務調査費を充当することはそれぞれ違法ではない旨主張し、その旨の同議員の陳述書(丙A自38の3)を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、事務所費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、人件費について、平成23年5月1日から雇用したとする堀部和史の日々の業務の1日8時間の勤務時間のうち概ね6時間が政務調査活動(又は政務活動)であるから、平成22年度中の各職員も、日々の業務は、政務調査活動が4分の3を占めていたと推認することができ、人件費を4分の3に按分して政務調査費を充当することは違法ではない旨主張し、堀部和史の雇用契約書(丙A自38の2の5, 6)及び平成23年度以降の「政務調査業務 勤務実績表」(丙A自38の2の7, 8)を提出している。

しかしながら、平成23年度以降に雇用している職員に係る雇用契約書や「政務調査業務 勤務実績表」をもって、平成22年度に雇用していた上記3名の職員の業務内容が具体的に証明されるといえるものではなく、上記認定判断を左右しない。

## 56 星野高志議員(整理番号84(民37))

(1) 星野高志議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補

正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3 (争点(3)について)」の77に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決224頁12行目「短期間の」の後に「政務調査活動の補助」を加える。

イ 同224頁12行目「従事した」の後に次のとおり加える。

「(なお、上記6名の職員については雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員らがいずれも不定期の短期間、政務調査活動の補助業務を行ったことについては、同職員らの記名押印のある領収証(丙A民37の2の3から24まで)及び星野高志議員が陳述書(丙A民37の3)において、同職員らを政務調査活動の補助業務に従事させた旨陳述していることなどにより認められる。)」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、人件費について、各職員ともそれぞれ後援会活動に従事していた期間、1日1時間から1時間半、後援会事務所に出向いて後援会役員への連絡事務等にも従事したため、按分割合を60%としたと主張し、その旨の同議員の陳述書(丙A民37の3)を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

#### 57 堀井学議員(整理番号85(自40))

(1) 堀井学議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断

3(争点(3)について)」の78に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決226頁23行目「丙A自40の3」を「丙A自40の4」に改める。

イ 同227頁21行目「3」の後に「、4」を加える。

ウ 同227頁22行目冒頭から25行目「できない。」までを次のとおり改める。

「そして、当審において事務所1の平面図（丙A自40の1の3）を提出している。しかしながら、同平面図をもっても、事務所1の出入口は共通していると考えられるし、トイレや給湯室も共用であると認められ、それぞれの活動を明確に区分して使用していたと認めるることは困難である。同議員の説明（丙A自40の4）によっても、2階部分を利用するためには1階部分を利用することになるのであって、それぞれ独立性があるとはいえない。」

エ 同228頁13行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「上記各職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動の補助業務を行ったことについては、同職員らの記名押印のある領収証（丙A自40の2の1から5まで）及び堀井学議員が陳述書（丙A自40の3、4）において、同職員らを政務調査活動の補助業務に従事させた旨陳述していることなどにより認められる。」

オ 同228頁25行目「専従し、」の後に次のとおり加える。

「上村浩子は常勤職員、小原はるみ及び辻智子は非常勤職員であり、」

カ 同229頁1行目から2行目にかけての「しかしながら、」を次のとおり改める。

「このうち、小原はるみについては、平成23年1月に1万円を領収し

た旨の領収書（丙A自40の2の2）が提出され、辻智子については、時給を700円として、支払額が変動している領収証や給与支払明細書（丙A自40の2の3）が提出されており、同職員らが非常勤職員であった旨の陳述と整合する。このような給与の支払状況も踏まえると、同職員らが政務調査活動に専従していた旨の陳述を排斥することは困難である。そうすると、人件費の全額について政務調査費を充当することが本件運用方針に反する違法なものであるということはできない。他方で、それ以外の各職員の」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、事務所1の事務所費について、堀井学議員が1階を政務調査活動で使用し、2階を後援会活動及び政党活動で使用したから、政務調査活動で使用した床面積で按分して政務調査費を充当することは可能である旨主張するが、同主張が採用できないことは前記のとおりである。

また、控訴人及び補助参加人らは、人件費に関し、毛利丈二及び大槻香織の領収証の宛て名が「自由民主党北海道登別市第一支部支部長堀井学」となっている点については、両名を社会保険に加入させようとした際、社会保険事務所から「代表者が堀井学であることや団体の存在を証明できる規約や設立届が必要」と言わされたため、政党支部所属の職員として届け出たにすぎず、政党支部に所属して業務をしたことではないなどとして、政務調査費の充当に違法はない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A自40の4）を提出している。

しかしながら、道議会議員である堀井学議員において、政党支部の仕事をしたものではないにもかかわらず、政党支部から給与を支払った旨の領収証を作成するとは考え難いものであり、上記陳述を信用することはできない。

その他、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

58 本間勲議員（整理番号86（自41））

本間勲議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の79に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決229頁14行目「丙A自41の2」の後に「から9まで、当審証人本間勲」を加える。

(2) 同229頁16行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「イ 本間勲議員は、原判決別紙4主張整理表「整理番号86」欄に対応する「摘要」欄に記載のある個人3名を北海道富良野市若松町8番10号所在の事務所（以下、本項において「本事務所」という。）において職員として雇用した。

本事務所では、政務調査活動のみならず後援会活動が行われ、上記各職員もこれら活動に従事した（なお、同職員らの雇用契約書（丙A自41の3から5まで）は、原審において提出されておらず、当審において提出されたものである。）。

政党活動は、同市日の出町4番2号所在の事務所で行われた。」

(3) 同229頁17行目「イ」を「ウ」に改める。

(4) 同229頁21行目冒頭から同230頁6行目末尾までを次のとおり改める。

「(2) 本事務所においては、政務調査活動及び後援会活動が行われ、前記各職員もこれら活動に従事していたことは前記認定のとおりである。

そうすると、本事務所に係る人件費として支出されたものには、議員の政務調査活動と合理的な関連性を有しない活動に係る対価が含まれているものと推認される一般的、外形的な事情があり、また、政務調査活動に係る対価と後援会活動に係る対価とを明確に区分す

ることは困難であるが、本件運用方針によれば、その2分の1を上限として政務調査費を充当することが許される。

もっとも、上記各職員については、原審において、雇用契約書が提出されておらず、使途基準に適合する適正な支出であることについて相当程度の疑いが生じているといわざるを得ないから、その雇用実態等の立証については、当審においてこれが提出された経緯も含め吟味されるべきであるところ、本間勲議員においては、原審で提出できなかつた理由について、雇用契約当初の約束で個人情報は出さないこととなっていたためであり、当審段階において、全員の了解を得られたことから提出したことなどを陳述ないし証言（丙A自41の9、当審証人本間勲）しており、これを覆すに足りる証拠はなく、当審で提出した理由もあながち不合理であるとはいえない上、雇用契約書の体裁も不自然なところは見受けられることからすると、これら職員について上記認定の雇用実態があつたと認めるのが相當である。

そして、同議員がした政務調査費の支出は、いずれも前記の範囲内であるから、人件費として支出したものの中政務調査費から充当した部分について、本件運用方針に反する違法なものであるとはいえない。」

#### 59 松浦宗信議員（整理番号88（自42））

(1) 松浦宗信議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の81に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決233頁25行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54

頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、札幌市内の事務所の事務所費について、宿舎としての利用日数を計算して行った按分割合の算定方法も十分合理的であつて、これによつて算出された40万7529円に政務調査費を充当することは違法ではない旨主張する。

しかしながら、同議員の算出方法が政務調査活動として使用した実績に基づく試算とはいはず採用できないことは補正して引用する原判決233頁17行目冒頭から26行目末尾までに説示のとおりである。

また、控訴人及び補助参加人らは、人件費について、各職員が根室市内の事務所で執務する時間はおよそ8割程度であったから人件費を80%に按分して政務調査費を充当しても違法ではない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A自42の3）を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがつて、上記主張は採用できない。

#### 60 三津丈夫議員（整理番号91（民39））

(1) 三津丈夫議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の84に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決238頁13行目「丙A民39の3」を「丙A民39の4」に改める。

イ 原判決239頁23行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「上記各職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは

前記5と同様であるが、同職員らが政務調査活動の補助業務を行ったことについては、同職員らの記名押印のある領収証（丙A民39の2の1から36まで）及び三津丈夫議員が陳述書（丙A民39の3、4）において、同職員らを政務調査活動の補助業務に従事させた旨陳述していることなどにより認められる。」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、事務所費について、同議員が後援会の活動は自宅で行っていたこと、後援会ニュースの連絡先として政務調査事務所の住所が記載された理由は、そのニュースの内容が政務調査活動にかかる道政報告であったことから、問い合わせ先を自宅ではなく政務調査事務所を記載したまでである旨説明（丙A民39の3、4）しており、平成23年9月時点で撮影した事務所写真や後援会ニュースの連絡先の記載から後援会活動と兼用していたといえるものではないと主張する。

しかしながら、後援会発行に係る文書（甲93の5）には、後援会主催の新年会の案内なども記載されており、同文書に記載された連絡先は、同会の連絡先にもなるものといえるのであって、同事務所で後援会に関する活動が行われていたと考えるのが合理的である。また、同議員は、平成23年9月の時点で掲げられていた事務所の看板について、それが平成22年度期間中にも掲げられていたか否かは定かではない旨陳述するが（丙A民39の3、4）、そのようなことが確認できないなどということ自体到底信用できるものではない。

以上によれば、上記主張は採用できない。

また、控訴人及び補助参加人らは、人件費について、後援会の事務補助は、同議員の妻や支援者が自宅においてボランティアで行っていた旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A民39の3、4）を提出している。

しかしながら、前記事務所で後援会活動が行われていたと認められることは前記のとおりであり、上記陳述を信用することはできず、上記主張は採用

できない。

61 三井あき子議員（整理番号92（民40））

(1) 三井あき子議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の85に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決240頁16行目「丙A民40の3」を「丙A民40の4」に改める。

イ 同242頁5行目「前記2(3)で」を「補正して引用する原判決54頁23行目冒頭から同55頁16行目「相当である。」までに」に改める。

(2) 控訴人及び補助参加人らは、田中英博の入件費について、後援会の事務補助全般は後援会幹事長がボランティアで行っており、田中英博が携わる事務はスケジュール管理のみで1日1時間程度であったため、後援会活動分として月額3万円、政務調査活動分として日額9600円としたのであり、政務調査費の支出に違法はない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A民40の3、4）を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、入件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

62 村田憲俊議員（整理番号94（自45））

村田憲俊議員による政務調査費の使用の違法性については、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の87に記載のとおりであるから、これを引用する。

63 森成之議員（整理番号95（公4））

森成之議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正す

るほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の88に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決247頁12行目「丙B4の6」を「丙B4の8」に改める。
- (2) 同248頁3行目「しかしながら」から18行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、当審において同議員の陳述書（丙B4の7）を提出し、同陳述書には、白井基久二の業務内容が上記契約書や領収証のただし書欄記載のとおりであったことや同議員が土日に政務調査活動の一環として、地域の方々への自宅訪問をする際には、同職員が日程調整をして行っていたことなど具体的に陳述している。また同じく同職員の陳述書（丙B4の8）を提出し、同職員の業務内容が上記契約書や領収証のただし書欄記載のとおりであったことや、給与の金額が異なるのは同議員が地域を回ることが多い場合に、事前の日程調整に時間がかかるためであることなどを具体的に陳述している。

しかるに、同職員の給与は850円の時給制であるところ（丙B4の4）、賃金に係る領収証（丙B4の3）をみると、毎月の賃金が変動している上、領収証のただし書欄の記載もそれぞれ異なっており、上記各陳述に整合している。

さらに、同議員は、同陳述書において、政党活動及び後援会活動については、公明党北海道本部の専従職員ないしは同本部の下部組織である札幌白石総支部が担っていた旨陳述している。

これら陳述の信用性を排斥することは困難である。

そうすると、白井基久二について政務調査活動以外の活動に従事し、その人件費に政務調査費が充当されたと推認させる一般的、外的的な事情があると認めることはできず、同職員に係る人件費の全額について政務調査費を充当したとしても、本件運用方針に反する違法なものであるとはいえ

ない。」

64 米田忠彦議員（整理番号98（自48））

(1) 米田忠彦議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の91に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決253頁21行目「認められる」の後に次のとおり加える。

「（なお、同職員については、雇用契約書が提出されていないところ、その雇用実態等が雇用契約書以外により証明されたか吟味されるべきことは前記5と同様であるが、同職員がこれら活動の補助業務を行ったことについては、同職員の記名押印のある領収証（丙A自48の2）及び米田忠彦議員が陳述書（丙A自48の3）において、同職員らをこれら活動の補助業務に従事させた旨陳述していることなどにより認められる。）」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、一週間の事務所使用時間40時間のうち28時間を政務調査活動に使用したから、事務所費及び人件費について、10分の7の按分割合で政務調査費を充当することが違法とはいえない旨主張し、その旨の同議員の陳述書（丙A自48の3）を提出している。

しかしながら、上記1と同様、同陳述書を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張は採用できない。

65 和田敬友議員（整理番号99（自49））

(1) 和田敬友議員による政務調査費の使用の違法性については、次のとおり補正し、後記(2)のとおり当審における控訴人及び補助参加人らの主張に対する

判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第5 当裁判所の判断3（争点(3)について）」の92に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決255頁23行目「前記7(2)」を「補正して引用する原判決63頁13行目「本件運用方針」から20行目「というべきである。」までに改める。

イ 同256頁7行目「主張して」から8行目「採用しない」までを次のように改める。

「主張し、また、「後援会活動や政党活動の補助は、作田氏、錢谷氏、玉村氏が従事しましたので、佐々木氏は補助していません。」とも陳述しているところであり（丙A自49の3），政党活動には従事していない旨の上記陳述は採用しない」

(2) 控訴人及び補助参加人らは、人件費について、①作田孝和は平成22年10月の試用期間中は政務調査活動にのみ従事したため、本来であれば人件費に100%政務調査費を充当することができるはずであり、また、同年11月以降は、1日に占める政務調査活動の割合は4分の3であったから、平成22年10月の人件費を80%に按分して、また同年11月以降の人件費を4分の3に按分して、それぞれ政務調査費を充当することは違法ではない、②錢谷保は後援会等の業務に1日3時間から4時間程度従事しており、政務調査活動の業務に1日4時間程度従事していたのであるから、2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない、③玉村紀子は後援会等の業務に1日1時間から2時間程度従事しており、その余は政務調査活動の業務に従事しており、政務調査活動の業務が7割程度であったのだから、7割に按分して政務調査費を充当することは違法ではない旨主張し、その旨を和田敬友議員が陳述ないし証言（丙A自49の3、原審証人和田敬友）し、これに沿う作田孝和及び錢谷保の陳述書（丙A自49の2の6から8まで）を

提出している。

しかしながら、上記1と同様、これら陳述ないし証言を踏まえても、人件費の按分割合に関する的確な反証があるとはいえない。

したがって、上記主張はいずれも採用できない。

#### 第6 当裁判所の判断4（争点(4)について）

争点(4)（本件各会派及び本件各議員による政務調査費の支出に違法な部分があるとした場合、本件各会派及び本件各議員が北海道に返還すべき不当利得の金額）については、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第6 当裁判所の判断4（争点(4)について）」記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

原判決258頁26行目「別紙5計算結果説明書」を「別紙4当審計算結果説明書」に改める。

#### 第7 結論

よって、被控訴人の本件請求は、被控訴人の別紙2一覧表の「整理番号」15, 34, 75, 86及び95の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対する請求は理由がないから棄却すべきであり、別紙2一覧表の「整理番号」2, 14, 29, 37, 54, 59, 60, 65及び85の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対する請求は、同各控訴人補助参加人に対応する同表の「認容額」欄記載の各金員を北海道に支払うよう請求を求める限度で理由があるから、この限度で認容すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、控訴人の本件控訴は一部理由があるから、原判決主文第1項を一部変更し、被控訴人の別紙2一覧表の「整理番号」15, 34, 75, 86及び95の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対する請求並びに別紙2一覧表の「整理番号」2, 14, 29, 37, 54, 59, 60, 65及び85の「相手方」欄記載の各控訴人補助参加人に対するその余の請求はいずれも理由がないから

これを棄却し、その余の本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却する。  
なお、被控訴人は、当審において、原判決別紙2一覧表「整理番号」74の「相手方」欄記載の控訴人補助参加人に対し、同補助参加人に対応する同表の「請求額」欄記載の金員を北海道に支払うよう求める請求を取り下げたので、原判決主文第1項のうち、同控訴人補助参加人に対し、同控訴人補助参加人に対応する同表の「認容額」欄記載の金員を北海道に支払うよう請求することを命じた部分は、当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 竹内純一

裁判官 小原一人

裁判官 吉田光寿

別紙1

当事者目録

札幌市中央区北3条西6丁目

控訴人	北海道知事
同訴訟代理人弁護士	み夫久典穏希之一
同指定代理人	はる津
同	橋田矢智
同	新松池高玉
同	本田松川
同	高玉宮
同	法純

札幌市中央区北2条西6丁目

控訴人補助参加人	自由民主党・道民会議
	北海道議会議員会
同代表者会長	東国幹

札幌市中央区北2条西6丁目

控訴人補助参加人	北海道議会民主・道民
	連合議員会
同代表者会長	高橋亨

1 旭川市春光6条8丁目14番11号

控訴人補助参加人	東国幹
----------	-----

3 北海道小樽市稲穂4丁目1番9号

控訴人補助参加人	池田隆一こと
----------	--------

池田	隆一
----	----

- 4 北海道河東郡士幌町字士幌西2線160番地  
控訴人補助参加人 池 本 柳 次
- 6 北海道留萌市泉町2丁目23番地の1  
控訴人補助参加人 石 塚 正 寛
- 8 北海道余市郡余市町黒川町9丁目70番地15  
控訴人補助参加人 市 橋 修 治
- 9 札幌市白石区本通12丁目南3番1号  
控訴人補助参加人 伊 藤 条 一
- 11 北海道砂川市晴見3条北10丁目9番4号  
控訴人補助参加人 稲 村 久 男
- 12 札幌市清田区平岡6条3丁目8番36号  
控訴人補助参加人 岩 本 剛 人
- 13 札幌市中央区南7条西22丁目3-3-610  
控訴人補助参加人 岩 本 允
- 14 北海道石狩郡当別町末広546番地30  
控訴人補助参加人 内 海 英 徳
- 15 札幌市北区あいの里4条5丁目8番13号  
控訴人補助参加人 蝦 名 清 悅
- 16 北海道苫小牧市澄川町5丁目23番8号  
控訴人補助参加人 遠 藤 連
- 17 札幌市東区北43条東15丁目3-25-201  
控訴人補助参加人 大 崎 誠 子
- 19 北海道河西郡芽室町祥栄西15線12番地  
控訴人補助参加人 大 谷 亨
- 20 北海道釧路郡釧路町睦3丁目6番地6  
控訴人補助参加人 岡 田 篤

- 2 1 札幌市東区北9条東6丁目2-43-103  
控訴人補助参加人 岡田俊之
- 2 2 北海道苫小牧市美園町3丁目14番9号  
控訴人補助参加人 沖田龍児
- 2 4 北海道帯広市西9条南18丁目9番地6  
控訴人補助参加人 小野寺秀
- 2 5 銚路市共栄大通4丁目1-20  
控訴人補助参加人 小畠保則
- 2 6 北海道美唄市東明3条2丁目1番5号  
控訴人補助参加人 柿木克弘
- 2 7 札幌市清田区美しが丘2条4丁目7番15号  
控訴人補助参加人 梶谷大志
- 2 8 札幌市西区西野2条7丁目5-22  
控訴人補助参加人 勝木省三
- 2 9 北海道江別市大麻晴美町4番地の6  
控訴人補助参加人 勝部賢志
- 3 0 北海道名寄市西4条南3丁目7番地1  
控訴人補助参加人 加藤唯勝こと  
加藤和久
- 3 1 旭川市春光6条5丁目9番8号  
控訴人補助参加人 加藤礼一
- 3 2 札幌市手稲区富丘3条4丁目10番19号  
控訴人補助参加人 角谷隆司
- 3 3 北海道浦河郡浦河町堺町東3丁目2番23号  
控訴人補助参加人 金岩武吉
- 3 5 北海道岩見沢市上幌向南1条4丁目1265番地10

- 控訴人補助参加人 河 合 清 秀  
3 6 函館市大手町3番19号カーサ函館701号
- 控訴人補助参加人 川 尻 秀 之  
3 7 北海道白老郡白老町大町3丁目2番19号
- 控訴人補助参加人 神 戸 典 臣  
3 8 北海道空知郡奈井江町字奈井江1272番地
- 控訴人補助参加人 北 準 一  
3 9 北海道中川郡幕別町札内新北町74番地の16
- 控訴人補助参加人 喜 多 龍 一  
4 0 北海道士別市東4条9丁目4番地
- 控訴人補助参加人 北 口 雄 幸  
4 1 北海道紋別市潮見町5丁目1番13号
- 控訴人補助参加人 北 原 秀 一 郎  
4 2 旭川市永山10条9丁目2番6号
- 控訴人補助参加人 木 村 峰 行  
4 3 北海道網走郡津別町字緑町22番地59
- 控訴人補助参加人 日 下 太 朗  
4 4 北海道苦前郡羽幌町幸町56の4
- 控訴人補助参加人 工 藤 敏 郎  
4 5 札幌市中央区南10条西15丁目3-25
- 控訴人補助参加人 久 保 雅 司  
4 6 札幌市中央区南16条西17丁目1-8-204
- 控訴人補助参加人 小 林 郁 子  
4 7 北海道釧路郡釧路町雁来1番地92
- 控訴人補助参加人 小松茂こと  
小 松 茂

4 8 函館市湯川町2丁目13番24号

控訴人補助参加人 齊藤博こと

齊 藤 博

4 9 北海道河東郡音更町東通12丁目5番地17

控訴人補助参加人 佐々木恵美子こと

佐々木 恵美子

5 0 函館市富岡町2丁目46番5号

控訴人補助参加人 佐々木 俊雄

5 1 北海道網走市向陽ヶ丘3丁目8番13号

控訴人補助参加人 佐藤伸弥

5 2 札幌市豊平区福住2条1丁目5番5-405号

控訴人補助参加人 佐野法充

5 3 北海道北広島市北進町1丁目5番地1ロイヤルシャトーN-807

控訴人補助参加人 沢岡信広こと

澤 岡 信 廣

5 4 北海道帯広市西5条南14丁目17番地

控訴人補助参加人 清水誠一

5 5 札幌市手稲区前田1条4丁目5番26号

控訴人補助参加人 須田靖子

5 6 札幌市豊平区月寒西1条5丁目1番12号

控訴人補助参加人 高木宏壽

5 7 函館市美原4丁目2番14号

控訴人補助参加人 高橋亨

5 8 北海道斜里郡斜里町青葉町36-39

控訴人補助参加人 高橋文明

5 9 北海道室蘭市沢町23番13号

控訴人補助参加人 滝口信喜こと  
瀧 口 信 喜

6 0 北海道上川郡美瑛町寿町1丁目2-30  
控訴人補助参加人 竹内英順こと  
竹 内 英 順

6 1 北海道網走市字卯原内4-19  
控訴人補助参加人 田 島 央 一

6 2 北海道恵庭市白樺町2丁目4番3号  
控訴人補助参加人 田 中 芳 憲

6 3 北海道苫小牧市双葉町1丁目14-14  
控訴人補助参加人 田 村 龍 治

6 4 札幌市中央区南11条西23丁目4番5-505号  
控訴人補助参加人 段 坂 繁 美

6 5 札幌市中央区南14条西14丁目3番37号  
控訴人補助参加人 千 葉 英 守

6 7 札幌市北区北14条西2丁目2-14-903  
控訴人補助参加人 道 見 重 信

6 9 北海道北斗市開発181番地の1  
控訴人補助参加人 長 尾 信 秀

7 1 北海道亀田郡七飯町大中山1丁目1番3号  
控訴人補助参加人 富原亮こと  
富 原 亮

7 2 北海道余市郡余市町黒川町12丁目80番地702号  
控訴人補助参加人 中 村 裕 之

7 3 北海道伊達市館山町17番地24  
控訴人補助参加人 中 山 智 康

- 75 釧路市春採5丁目7番5号  
控訴人補助参加人 橋 本 豊 行
- 76 北海道小樽市奥沢2丁目6番22号  
控訴人補助参加人 八 田 盛 茂
- 78 札幌市南区澄川5条3丁目8番13-702号  
控訴人補助参加人 林 大 記
- 79 函館市人見町19番5号  
控訴人補助参加人 平 出 陽 子
- 80 札幌市白石区本郷通7丁目北1-28  
控訴人補助参加人 広田まゆみこと  
廣 田 ま ゆ み
- 81 北海道檜山郡上ノ国町字石崎80番地  
控訴人補助参加人 福 原 賢 孝
- 82 北海道日高郡新ひだか町東静内332番地  
控訴人補助参加人 藤 沢 澄 雄
- 83 札幌市中央区大通東10丁目15番地48号  
ハウスオブリザ大通サウスステージ1102号  
控訴人補助参加人 船 橋 利 実
- 84 札幌市東区北13条東7丁目4-8  
控訴人補助参加人 星野高志こと  
星 野 高 志
- 85 北海道登別市登別本町2丁目16番地2  
控訴人補助参加人 堀 井 学
- 86 北海道富良野市字北扇山の2  
控訴人補助参加人 本 間 熱
- 88 北海道根室市曙町2丁目19番地

控訴人補助参加人 松浦宗信  
8 9 札幌市南区真駒内綠町3丁目4番1-1005号  
控訴人補助参加人 丸岩公充  
9 0 札幌市西区西町北1丁目3-11  
控訴人補助参加人 道下大樹  
9 1 北海道帯広市大空町7丁目3番地2  
控訴人補助参加人 三津丈夫  
9 2 旭川市6条13丁目左7号  
控訴人補助参加人 三井あき子こと  
三ツ井章子  
9 3 札幌市北区北25条西13丁目4番8号  
控訴人補助参加人 見延順章  
9 4 北海道岩内郡岩内町字相生45番地1  
控訴人補助参加人 村田憲俊  
9 6 北海道室蘭市中島町1丁目29番1-501  
控訴人補助参加人 山本雅紀  
9 7 北海道稚内市緑4丁目1-2番16号  
控訴人補助参加人 吉田正人  
9 8 北海道千歳市緑町5丁目1番18号  
控訴人補助参加人 米田忠彦  
9 9 札幌市西区西野4条5丁目5番3号  
控訴人補助参加人 和田敬友  
上記87名訴訟代理人弁護士  
佐々木将司  
同 大町英祐  
同 太田宏樹

同 及 川 華 恵

2 旭川市永山10条4丁目4番14号

控訴人補助参加人 荒 島 仁

34 東京都大田区成増2-17-3-1003

控訴人補助参加人 包 國 嘉 介

68 銚路市鶴野東1丁目6番6号

控訴人補助参加人 戸田芳美こと 戸 田 芳 美

95 札幌市白石区本郷通2丁目北3-21

控訴人補助参加人 森 成 之

上記4名訴訟代理人弁護士

林 佑 介 一  
八 幡 敬

札幌市中央区南1条西10丁目タイムズビル3階

被 控 訴 人 札幌市民オンブズマン

同 代 表 者 代表 島 田 度

同訴訟代理人弁護士 太 田 賢

同 中 村 憲 二 昭 洋

同 福 田 良 彰 生

同 桑 渡 亘 達 佑 指

同 齊 島 辺 良 雄 太

同 山 渡 田 以上

## 一覧表

整理番号	会派番号	相手方	請求額	認容額	被控訴人負担の補助参加費用
		自由民主党・道民会議 北海道議会議員会	45,100,000	22,539,841	—
		北海道議会民主・道民連合 議員会	31,160,420	15,970,000	—
1	自 1	東 国 幹	778,385	615,506	—
2	公 1	荒 島 仁	688,257	341,977	2分の1
9	自 4	伊 藤 条 一	2,202,830	1,522,830	—
11	民 5	稻 村 久 男	1,200,902	199,256	—
12	自 5	岩 本 剛 人	3,827,951	1,324,345	—
13	自 6	岩 本 允	2,289,149	2,289,149	—
14	自 7	内 海 英 德	1,091,246	459,196	7分の4
15	民 6	蝦 名 清 悅	269,535	0	全部
18	自 9	大 崎 誠 子	706,523	570,322	—
19	自 10	大 谷 亨	874,139	565,850	—
21	民 8	岡 田 俊 之	1,002,436	1,002,436	—
22	民 9	沖 田 龍 児	722,725	4	—
24	自 11	小 野 寺 秀	1,274,030	948,927	—
25	自 12	小 畑 保 則	1,709,399	1,261,589	—
26	自 13	柿 木 克 弘	987,384	351,768	—
27	民 10	梶 谷 大 志	1,626,626	1,312,500	—
29	民 11	勝 部 賢 志	971,982	672,397	13分の4
30	自 15	加藤唯勝こと加藤和久	2,040,400	1,260,400	—
31	自 16	加 藤 礼 一	1,806,586	852,314	—
32	自 17	角 谷 隆 司	2,701,886	1,827,532	—
33	フ 3	金 岩 武 吉	1,726,742	189,929	—
34	公 2	包 國 嘉 介	738,400	0	全部
36	自 18	川 尻 秀 之	1,045,801	954,374	—
37	自 19	神 戸 典 臣	1,476,276	554,402	8分の5
38	民 13	北 準 一	224,000	144,000	—
39	自 20	喜 多 龍 一	1,500,259	1,133,600	—
40	民 14	北 口 雄 幸	598,109	478,109	—
42	民 15	木 村 峰 行	1,658,443	1,069,337	—
43	民 16	日 下 太 朗	1,025,229	513,668	—
45	民 17	久 保 雅 司	913,159	136,660	—
47	自 23	小松 茂 こと小松 茂	1,508,253	830,883	—
48	民 19	齊藤 博 こと齊藤 博	2,221,189	135,023	—
49	民 20	佐々木恵美子こと佐々木恵美子	1,148,653	497,040	—
52	民 22	佐 野 法 充	1,734,091	919,145	—
54	自 25	清 水 誠 一	1,018,949	773,108	4分の1
55	民 24	須 田 靖 子	1,688,068	1,011,218	—
56	自 26	高 木 宏 壽	1,993,300	187,200	—
57	民 25	高 橋 亨	867,600	867,600	—
58	自 27	高 橋 文 明	1,372,873	1,361,612	—
59	民 26	滝口信喜こと滝口信喜	1,525,074	859,541	7分の3

整理番号	会派番号	相手方	請求額	認容額	被控訴人負担の補助參加費用
60	自 28	竹内英順こと竹内英順	1,242,721	429,000	3分の1
62	自 29	田 中 芳 憲	816,009	240,001	—
63	民 28	田 村 龍 治	1,487,379	1,380,712	—
64	民 29	段 坂 繁 美	458,267	458,267	—
65	自 30	千 葉 英 守	960,000	840,000	8分の1
67	自 32	道 見 重 信	783,814	783,814	—
68	公 3	戸田芳美こと戸田芳美	364,939	1,339	—
71	自 34	富原 亮こと富原 亮	1,124,104	854,706	—
72	自 35	中 村 裕 之	1,132,346	1,132,346	—
73	民 31	中 山 智 康	2,101,233	724,242	—
75	民 32	橋 本 豊 行	1,483,200	0	全部
76	自 37	八 田 盛 茂	1,082,062	1,082,062	—
78	民 33	林 大 記	2,402,171	1,568,493	—
79	民 34	平 出 陽 子	883,800	16,072	—
82	自 38	藤 沢 澄 雄	1,237,984	1,235,429	—
84	民 37	星野高志こと星野高志	1,271,817	80,351	—
85	自 40	堀 井 学	1,613,902	810,931	2分の1
86	自 41	本 間 黙	704,167	0	全部
88	自 42	松 浦 宗 信	1,718,770	652,092	—
91	民 39	三 津 丈 夫	2,313,610	1,735,207	—
92	民 40	三井あき子こと三ツ井章子	2,628,070	956,424	—
94	自 45	村 田 審 俊	537,208	27,827	—
95	公 4	森 成 之	746,667	0	全部
98	自 48	米 田 忠 彦	1,980,000	1,080,000	—
99	自 49	和 田 敏 友	2,754,504	1,237,274	—

自-34

65

R-26

公-34

7-1

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
1 (自1)	東 国幹	<p>(事務所費について) 東議員は、後援会活動については、新年会やセミナーという年に数回程度、行事を行っており、その準備を行った程度であり、政党活動については、党費に関する会計事務程度であり、年に1回、数日間行う程度の事務作業であったと述べている（丙A自1の3）。道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になることは明らかである。このような道議会議員の活動の実態に、上記の東議員の説明を合わせて考えると、3分の1を超える政務調査費の支出が違法とはいえない。</p> <p>(人件費について) 東議員は、雇用していた職員のうち、古川職員、谷口職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、新年会やセミナーという年に数回程度の行事の準備を行った程度であり、政党活動については、党費に関する会計事務程度であり、年に1回、数日間行う程度の事務作業であったと述べている（丙A自1の3）。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超える政務調査費の支出が違法であるとはいえない。</p>	東議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
2 (公1)	荒島 仁	<p>(事務所費について) 荒島議員作成の事務所状況報告書の記載には、誤りがあった。同報告書の「他用途との兼用の有無」の項目について、本来であれば「後援会事務所」に丸印を付すべきところを誤って「政党事務所」の部分に丸印を付していた。</p> <p>実際にも、荒島議員は、北海道選挙管理委員会に提出した平成16年10月26日付け届出事項の異動届（丙B1の15）においても、旭川市内の事務所を後援会事務所として届け出をしている。</p> <p>他方で、政党活動については、公明党においては公明党北海道本部の職員が担っている（以上、丙B1の11）。</p> <p>したがって、荒島議員は、旭川市内の事務所を、政務調査活動と後援会活動のために使用していたものである。</p> <p>(人件費について) 小林美智子は、旭川市内の事務所において、後援会活動および政務調査活動の補助業務に従事させていた。政党活動については、公明党北海道本部の職員が担っていたので、小林には従事させていない。</p> <p>さらに、阿部元一についても、荒島議員が政務調査活動のために遠方に行く際の自動車運転業務に従事させていたものであり、後援会活動を含め、政務調査活動以外の業務に従事させたことはない（丙B1の11）。</p>	<p>たとえ荒島議員が北海道選挙管理委員会に対して提出した届け出事項の異動届において旭川市の事務所が後援会事務所として登録されているとしても、それをもって同事務所において政党活動がなされていないことにはならず、その双方がなされていた可能性は十分にある。未だ荒島議員による有効な反証がなされていない。</p> <p>荒島議員の事務所においては、政務調査活動の他、後援会活動及び政党活動が行われていたことが認められるところ、同事務所で稼働していた上記各職員が従事する業務も、これら3つの業務に及ぶものと合理的に推定されるから、未だ荒島議員による反証がなされたとは言い得ない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
9 (自4)	伊藤条一	<p>(事務所費について) 伊藤議員は、後援会活動については、年に2回程度、パーティーを開催し、その準備を行った程度であり、政党活動については、実質的な活動はなかったと述べている（丙A自4の3）。議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になることは明らかである。このような道議会議員の活動の実態に、上記の伊藤議員の説明を合わせて考えると、3分の1を超える政務調査費の支出が違法であるとはいえない。</p>	<p>「手引き」においては、政務調査活動に対して支出する際には、当該政務調査活動の割合が、その他の活動と明確に切り分けられる状況にすることが求められており、これができない場合には致し方なく按分した部分のみを支出することが認められている。したがって、原則はどの割合が政務調査活動にあたるのか、時間等も含めて客観的資料にその都度残さなければならない。伊藤議員の上記主張は、このような原則を無視し、後付の議員自身の証言のみによってフリーハンドで政務調査費を支出できるとするものであり、不当である。「実質的な活動はない」との主張にはまったく根拠がない。</p>
		<p>(人件費について) 伊藤議員は、雇用していた職員のうち、高根職員、花田職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、新年会やセミナーという年に数回程度の行事の準備を行った程度であり、政党活動については、党費に関する会計事務程度であり、年に1回、数日間行う程度の事務作業であったと述べている（丙A自4の3）。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法であるとはいえない。また、伊藤議員が雇用していた中井職員の業務内容は、既に、伊藤議員が述べるとおり、伊藤議員の政務調査活動時の運転をはじめとする補助業務のみであった（丙A自4の3）。そのため、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法であるとはいえない。</p>	<p>伊藤議員は、人件費についても事務所費と同様に、大まかな記載が陳述書においてなされていることをもって、後援会活動にかかった具体的な時間が主張・立証されていると主張している。しかし、この点が主張立証されたとは言えないことは、事務所費と同様である。</p>
11 (民5)	稻村久男	<p>稻村議員は政策審議会に所属しており、札幌市内の事務所で道政に関する資料の収集・作成等の政務調査活動を行う機会が多く、また、地域住民や諸団体からの要請に対する対応などの政務調査活動も行った（丙A民5の3）。そのため、札幌市内の事務所に係る事務所費について、定例会等開催日数を差し引いた日数の割合に実際の使用状況を考慮して、2分の1の割合で按分計算を行ったのである。事務所の使用の実態は相当程度具体的に明らかにされており、具体的な使用日数までは明らかでなくても、2分の1の割合で按分計算を行うことが不合理でないことは十分明らかにされている。</p>	<p>稻村議員がこれまでに証拠提出した書証中、稻村議員の主張を裏付ける証拠は、議員自身の陳述書以外ではなく、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはない。したがって、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
12 (自5)	岩本剛人	(事務所費について) 岩本議員は、後援会活動については、新春の集い、夏祭りなどの行事を開催し、その準備を行った程度であり、政党活動については、活動の実態ではなく、形式的に事務所が存在したにすぎないと述べている。(丙A自5の3、4)。道議会議員の活動の実態に、上記の岩本議員の説明を合わせて考えると、岩本議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法であるとはいえない。	岩本議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
		(人件費について) 岩本議員は、雇用していた職員が関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動については、後援会名簿の整理であり、政党活動については、活動実態がなかったと述べている(丙A自5の3、4)。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法であるとはいえない。	岩本議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。 そもそも、三井堯、小林庄蔵、清水佐登美の3名の雇用契約書において、雇用主は「岩本剛人後援会事務所代表加来博」、仕事の内容は「後援会事務」と明確に記載されており、明らかに後援会活動を目的として採用されており、かかる事実も岩本議員の主張に反するものである。
13 (自6)	岩本 允	(事務所費について) 引退する議員が政党活動や後援会活動を行うか否かは、個々の事情に基づくものである。特に、後任のために後援会活動を行うか否かは、当該議員と後任の者との関係などが大きく影響するのであって、一般に、引退する議員が政党活動や後任のために後援会活動をすることが当然であるとはいえない。	岩本議員は本件訴訟において、陳述書すら提出しておらず、訴訟上の請求を受けたにもかかわらず、自らの政務調査の実態について、なんら明らかにしていない。また、上述のように主張自体も極めて抽象的であり、これをもって政務調査活動の割合等について十分な主張・立証がなされたとはおよそ考えられない。
		(人件費について) 上記のとおり、引退する議員が政党活動や後援会活動を行うか否かは、個々の事情に基づくものである。特に、後任のために後援会活動を行うか否かは、当該議員と後任の者との関係などが大きく影響する。3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	人件費についても、岩本議員の主張は事務所費と同内容である。しかし、これが認められるものではないことは、事務所費と同様である。
14 (自7)	内海英徳	(事務所費について) 内海議員は各月ごとに、賃料の2分の1を積算していくものであり、違法な点はない。	
		(人件費について) 内海議員としては、各職員の個人情報が明らかになることによるトラブルを防止するため、同意の取れた者のみ契約書を提出することとしていたが、静間久美子職員については退職しており、連絡が困難であったため、原審では契約書の提出を控えた。原審で、氏名不詳者Aとなっていた職員は、静間久美子であり、内海議員とは親族や生計を同一にするなどの関係はない。 そのため、静間職員にかかる人件費に対して、政務調査費で充当することは何ら問題ない。	原審段階で雇用契約書を証拠提出する機会はいくらでもあったはずである。原審段階において証拠提出できなかつた理由が合理的に説明されているとは言い難い。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		<p>内海議員の当別町の事務所は、政党事務所や後援会事務所が兼用している状態ではなく、同一の建物内には存在していたものの、これらの事務所は政務調査事務所とは区別されて設置されている状態であり、内海議員が雇用していた職員が政党活動や後援会活動の補助に関わることはなかった。そのうえ、内海議員の当別町の事務所と同一の建物内に存在する自由民主党当別支部では、個別に職員を雇用していた。このことは、自由民主党当別支部にかかる預金口座から人件費が支出されていることからも明らかである（丙A自7の3）。そのため、当別町の事務所に勤務していた職員の人件費について、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法であるとはいえない。</p>	<p>当別町の事務所は自民党当別支部名義で賃借されており、事務所内で政党活動が行われていたことも当事者間に争いがない。かかる事務所の活動実態からすれば、そこで勤務する職員についても政党活動を行っていたと考えるのが自然である。内海議員が指摘する自民党当別支部名義の預金口座からの人件費の支出については、平成22年11月26日の48万円の出金の横に「人件費」との手書きの記載が認められるにすぎず、これが真に政党活動の専従職員の人件費として支出されたものであるかも明らかでない。</p>
15 (民6)	蝦名清悦	<p>（事務所費について）蝦名議員が政務調査活動の拠点として使用した事務所のための駐車場として山口保及び日本アーク開発株式会社から借りた駐車場とは別に、民主党北海道第2区総支部北区が同事務所のために駐車場2台分を借りており（丙A民6の1の28ないし40），議員自身と政党活動に関する来客についてはその駐車場を使用していた（丙A民6の3）。よって、蝦名議員が山口保及び日本アーク開発から借りた駐車場はいずれも政務調査費に関する来客専用の駐車場であり、別に政党活動専用というべき駐車場がある事実を評価すべきである。</p>	<p>蝦名議員がこれまでに証拠提出した書証からは、議員事務所のために借り受けた駐車場が政務調査活動専用として使用されていたと認められる実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、ただ陳述書に記載があるのみである。また、他に駐車場を借り受けたことが、直ちに問題となる駐車場において政務調査活動にのみ使用されたと評価することは出来ない。</p>
18 (自9)	大崎誠子	<p>（事務所費について）大崎議員は、後援会活動については、支援者等が参加するビールパーティーを開催し、その準備を行った程度であり、政党活動については、党費に関する会計事務を行っていた程度であると述べている（丙A自9の3、4）。道議会議員の活動の実態に、上記の大崎議員の説明を合わせて考えると、大崎議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>大崎議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		<p>(人件費について) 大崎議員は、雇用していた職員のうち、石黒職員の関与した後援会活動については、支援者等が参加するビールパーティーを開催し、その準備を行った程度であり、政党活動については、党費に関する会計事務を行っていた程度であると述べている（丙A自9の3、4）。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、石黒職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。実際の吉崎職員の業務内容は、大崎議員が述べるとおり、大崎議員の政務調査活動時の運転をはじめとする補助業務のみであった（丙A自9の3、4）。この点、吉崎職員の実際の勤務時間は、午前10時から午後2時までとなっており、石黒職員とは異なる業務実態であった。そのため、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>大崎議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。なお、大崎議員は吉崎職員が政務調査活動時の運転をはじめとする補助業務のみに従事していたことも理由として挙げるが、吉崎職員の従事していた業務が補助業務のみであるということについても客観的な立証は皆無であるし、また仮に吉崎職員の従事していた業務が補助業務であるとしても、前述した議員事務所の使用実態に照らせば、それが後援会活動・政党活動の補助業務であることも十分に考えられ、これに対する客観的な証拠に基づく反証は一切なされていない。</p>
19 (自10)	大谷 亨	<p>(事務所費について) 大谷議員は、後援会活動については、新年交礼会などの行事の準備を行った程度であり、政党活動については、自民党芽室支部に関する事務を行っていたと述べる（丙A自1-0の4）。そのうえ、後援会活動である新年交礼会については、これに合わせて、道政報告会も行っていたため、後援会活動のみではなく、政務調査活動の側面も有していると述べている（丙A自1-0の4）。そのため、大谷議員の場合、後援会活動を行っていたとしても、政務調査活動としての性質も有しており、按分割合を考えるうえで、政務調査活動と後援会活動を1対1の割合で考えるべきではない。道議会議員の活動の実態に、上記の大谷議員の説明を合わせて考えると、大谷議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>大谷議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。また、大谷議員は、新年交礼会につき、後援会活動のみならず、政務調査活動の側面をも有していると主張するが、小松茂議員の「平成22年度党務（活動）報告」（丙A自2-3の4）において新年交礼会が「党務活動」とされていることからも明らかなどおり、それは政務調査活動というよりは、むしろ政党活動ということができ、議員事務所において政党活動が行われている外形が認められる。</p>
		<p>(人件費について) 大谷議員は、雇用していた職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、新年交礼会の準備を行い、政党活動については、自民党芽室支部の事務作業であったと述べている（丙A自1-0の4）。そして、上記のとおり、新年交礼会は、政務調査活動としての性質も有している。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>大谷議員は、職員らの勤務実績表・領収書を証拠提出しているものの、同表には、単に時間のみが記載されているにすぎず、具体的業務内容が何ら記載されていない。証拠提出したその他の書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
21 (民8)	岡田俊之	岡田議員は、事務所の使用実態や職員の業務実態について具体的に説明しており、明らかにされている。事務所のつくりも間口が狭く（1.5間）使い勝手も悪かったため、政務調査活動以外の様々な活動に用いられる種類のものではなかった。また、岡田議員の事務所がある八雲町は人口の少ない小さな町で、同事務所で行う後援会活動、政党活動の業務量が多くないことは容易に認めることができる。したがって、支出された経費のうち3分の1を超えて充当された政務調査費が違法であるとはいえない。	岡田議員の事務所の業務実態については、議員自身が陳述書（丙A民8の3）で述べているにすぎないものであり、客観的な証拠になんら裏付けられていない。当該陳述書が岡田議員に有利なことのみを抽象的に記載したものであり、およそ信用できるものではないことも併せて考えれば、後援会活動や政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。仮に人口が少ないので議員の行う業務が少ないという相関関係が認められるのであれば、これは当然に政務調査活動にも当てはまるはずである。全体の業務量が少ないとすれば、岡田議員の主張する事務所の「間口が狭く使い勝手が悪かった」場合であっても、後援会活動・政党活動を含むすべての業務を行うことができることを基礎づける事情である。
22 (民9)	沖田龍児	沖田議員の苦小牧市内の事務所に係る事務所費及び人件費について、各領収書添付票の領収書の金額ごとに2分の1の割合で按分計算をし、小数点以下を四捨五入してから合計した結果、全ての支出の合計額に2分の1の按分割合をかけたものであり、違法はない。	新たな主張はない。
24 (自11)	小野寺 秀	小野寺議員が後援会活動を行っていたとしても、それは政務調査活動としての性質も有している活動であり、按分割合を考える上で、政務調査活動と後援会活動を1対1の割合で考えるべきではない。そして、政党活動については、小野寺議員は政党活動を行っていないかったのである。そのため、小野寺議員の活動内容の割合は、政務調査活動、後援会活動、政党活動、それぞれが1対1対1ではなく、政務調査活動が大幅に多くなる。小野寺議員の活動内容が以上の内容であるならば、それを補助する職員の業務内容も、それと同様であると考えられる。したがって、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	小野寺議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものではなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
25 (自12)	小畠保則	（事務所費について）小畠議員は、後援会活動については、年に2回程度、パーティーを開催し、その準備を行った程度であり、政党活動については、年2回程度の街頭活動を行ったと述べている（丙A自12の3、4）。道議会議員の活動の実態に、上記の小畠議員の説明を合わせて考えると、小畠議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	具体的な後援会活動の内容や、準備期間、政党活動の実態については陳述書（丙A自12の3）にすら記載されておらず、まったく立証がなされていない。このため、後援会活動や政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		(人件費について) 小畠議員は、雇用していた職員が関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、年2回程度のパーティの開催に関する事務であり、政党活動については、年2回程度の街頭活動の補助であったと述べている(丙A自12の3, 4)。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、小畠議員が雇用していた職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	小畠議員は、人件費についても事務所費と同様に、大まかな記載が陳述書においてなされていたことをもって、後援会活動にかかった具体的な割合が主張・立証されていると主張している。しかし、この点がおよそ立証されたとは言えないことは、事務所費と同様である。
26 (自13)	柿木克弘	(事務所費について) 柿木議員は、後援会活動については、年10回程度の役員会、新春の集いなどの行事の開催であって、準備期間を含めても48日間程度の活動であり、政党活動については、年2、3回程度の自民党美唄支部役員会や会計事務、ポスターの配布が主な活動内容で、準備期間を含めても年間15日程度の活動であったと述べている(丙A自13の4)。道議会議員の活動の実態に、上記の柿木議員の説明を合わせて考えると、柿木議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	柿木議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、上記主張は、何を根拠になされたものか全く不明である。
		(人件費について) 柿木議員は、雇用していた職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動については、年10回程度の役員会、新春の集いなどの行事の開催であって、準備期間を含めても48日間程度の業務内容であり、政党活動については、年2、3回程度の自民党美唄支部役員会や会計事務、ポスターの配布が主な活動内容で、準備期間を含めても年間15日程度の業務内容であったと述べている(丙A自13の4)。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	柿木議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、職員らの業務実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、上記主張は、何を根拠になされたものか全く不明である。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
27 (民10)	梶谷大志	<p>(事務所費について) 梶谷議員は、事務所の使用実態について相当程度具体的に陳述している。梶谷議員の後援会活動は、政務調査活動の拠点とされた清田区真栄の事務所とは異なる清田区美しが丘の事務所で行われており、政治団体設立届も証拠として提出しており(丙A民10の1の2)、事務所の使用実態について具体的な裏付けがないとはいえない。梶谷議員は初当選の際、個人名で事務所を賃借することができなかった。そのため後援会名で賃借したが、変更されないままになっていた。後援会事務所の看板も、当選前に設置したものがそのままになっていたもので、実際に後援会活動が行われていたわけではない。よって、事務所として支出されたもののうち3分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p> <p>(人件費について) 梶谷議員も松原の業務実態について、政党活動は月に5日以内の党支部活動に限られていた旨陳述しており(丙A民10の3、4)，相当程度具体的に明らかにされている。したがって、事務所として支出されたもののうち3分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p>	<p>梶谷議員が締結した賃貸借契約書には、選挙事務所と明記されるだけでなく(丙A民10の1の1)、梶谷議員自身、松原氏の業務内容について政党活動に従事したことを認めているため(丙A民10の3)、正に同事務所が政党活動に供されている事実が認められる他、松原氏との雇用契約書上、同氏は、議員事務所において後援会活動に従事することが規定されており(丙A民10の2の1)，かかる事実から、同事務所が後援会活動にも利用されていたことが認められる。</p>
29 (民11)	勝部賢志	<p>勝部議員は事務所の使用実態及び職員らの業務実態について具体的に説明しており(丙A民11の3、4)，事務所の使用実態や職員の業務実態は相当程度具体的に明らかにされている。したがって、事務所及び人件費として支出されたもののうち3分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p>	<p>後援会活動や政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。この場合には、各作業を等分として按分して政務調査費を支払うことが認められるにとどまる。</p>
30 (自15)	加藤唯勝	<p>(事務所費について) 一般に、議員としての活動のために必要な資料を整理・保管する場所は必要不可欠であるうえ、加藤議員の活動の拠点は名寄市である一方、道議会は札幌市に所在しているうえ、加藤議員も道議会の図書室で調査を行っていた旨を述べており、札幌での活動の拠点が必要不可欠である。むしろ、札幌での活動の拠点があったからこそ、夜遅くまで、図書館での調査が可能であったとも考えられ、札幌事務所は加藤唯勝議員が政務調査活動を行う上で、必要不可欠なものであった。さらに、平成22年度当時、加藤議員の政務調査事務所の職員であった黒田英二は、札幌事務所に資料の送付などを行っているとしており、事務所としての機能がなかったとはいえない(丙A自15の5)。この点、加藤唯勝議員は、多発性脳梗塞に罹患し、軽度の認知機能の低下が生じているが、黒田職員については、このような事情は存在せず、黒田職員の陳述書は、平成22年当時の加藤議員の活動内容を正確に示している(丙A自15の6)。したがって、札幌事務所にかかる事務所費について、政務調査費を充当したことは違法ではない。</p>	<p>加藤議員は、道庁の図書室の一部屋を使っているぐらいのところがあり、道議を訪ねてきた人との応接や資料の作成も、札幌事務所ではなく図書室でしていた旨の証言をしているから、議員としての活動のために必要な資料を整理・保管する場所として札幌事務所が必要であったとはいえない。また、加藤議員は、寝に帰ったというだけと証言しているのであり、札幌事務所を政務調査活動の拠点として利用していたとはいえない。そして、仮に黒田が、札幌事務所に資料送付を行ったことがあったとしても、加藤議員は、寝に帰っていただけなのであるから、札幌事務所に事務所としての機能も認められない。また、加藤議員が札幌事務所を政務調査活動の拠点にしていたとの主張については、加藤議員自身が陳述書(丙A自15の4)で述べているにすぎないものであり、客観的な証拠になんら裏付けられていない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		(人件費について) 加藤議員及び黒田職員双方が、政党事務所には、別に雇用されていた職員が存在していたと述べており、黒田職員自身、政党に関する仕事はしていないと述べている(丙A自15の5)。さらに、加藤議員は、黒田職員の業務内容が政務調査活動の補助とその他の業務の比率について、半分程度であると述べている。そのため、少なくとも、上記人件費の2分の1の範囲については、政務調査費を充当することは何ら問題ない。	加藤議員の主張は、議員(丙A自15の4)及び黒田(丙A自15の5)の陳述書で述べられているにすぎず、客観的な証拠になんら裏付けられていない。当該陳述書が議員に有利なことのみを抽象的に記載したものであり、およそ信用できるものではないことも併せて考えれば、政務調査活動の使用実態は不明なままである。
31 (自16)	加藤礼一	加藤議員は、雇用していた職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は行事を行う際の案内状の発送などであり、政党活動については、年に3日程度の業務内容であったと述べている(丙A自16の4)。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	加藤議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
32 (自17)	角谷隆司	(事務所費について) 角谷議員の行った後援会活動及び政党活動は、集会の企画・運営、後援会便りの作成配布などであったところ、これらの活動に要する作業は、それぞれ数日程度であったと述べるとともに、具体的な作業についても、角谷議員の事務所とは別の建物で行っていたと述べている(丙A自17の3, 4)。道議会議員の活動の実態に、上記の角谷議員の説明を合わせて考えると、角谷議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。  (人件費について) 角谷議員は、後援会活動や政党活動については、後援会の役員や角谷議員の家族が行っていたうえ、雇用していた職員に対しても、政務調査活動の補助に専念するように指示をしていたと明確に述べている(丙A自17の3, 4)。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	角谷議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。  そもそも、当該各職員はいずれも前述の議員事務所で勤務しており、当該事務所において後援会活動及び政党活動が行われていたことは角谷議員自身が認めるところである。とすれば、当然に当該各職員も後援会活動及び政党活動に従事していたと考えざるを得ない。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
33 (73)	金岩武吉	<p>金岩議員は事務所の使用実態、職員の業務実態について、「後援会活動は主に浦河事務所で行っていたため、静内事務所の業務に占める後援会業務の割合は多くなく、高木に対する人件費については10分の7の割合で按分して政務調査費を充当しました。」、「以上の3名のほか、浦河事務所には、赤羽繁夫、本間珠生ら2名の職員がいますが、この2名は後援会業務に従事しているため、政務調査費の支出の対象にしておりません。」と陳述しており（丙Aフ3の3），職員の業務実態は相当程度具体的に明らかにされている。後援会活動に使用され政務調査費から事務所費を支出していない浦河事務所の存在自体、金岩議員の陳述する事務所の使用実態、職員の業務実態を裏付けるものであるが、さらに、浦河事務所で後援会活動のみに従事する赤羽、本間ら2名の職員の存在も証拠により裏付けられている（丙Aフ3の2の48ないし50）。以上より、高木に係る人件費として支出されたもののうち2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p>	<p>7割という具体的な数値を出す以上、何らかの根拠があるはずなのに、その根拠は一切示されておらず、後援会活動や政党活動の量がどの程度であったかは不明のままである。</p>
34 (公2)	包國嘉介	<p>包國元議員が、当審において提出した陳述書（丙B2の5）によれば、訴外伊藤康浩については、もっぱら政務調査活動に従事する職員として雇用したとして、具体的には、パソコン入力、道政の課題に関して、インターネット等による調査をさせたり、関係する図書を検索させるなどしている。また、地方に出向く場合には、訴外伊藤に自動車運転業務や写真撮影等の記録業務に従事させるなどしている。その上で、包國元議員は、訴外伊藤に対し、政務調査活動に従事させた時間を集計し、調査記録等補助に係る賃金を支払っていた（丙B2の5）。かかる実態は、訴外伊藤の賃金に係る領収書（丙B2の3）において、毎月の賃金が変動していることからも裏付けられる。他方で、政党活動および後援会活動は、公明党北海道本部の専従職員ないしは同本部の下部組織である札幌東総支部が担っていた。したがって、人件費への政務調査活動費の充当について、何ら違法はない。</p>	<p>たしかに丙B2の3号証によれば毎月の賃金に変動はみられるものの、一方で包國議員は、伊藤職員を政務調査活動以外の政党活動や後援会活動に従事させたことはないとも主張しているのであるから、「政務調査活動に従事させた時間を集計」するということの意味が不明である。包國議員の上記主張（伊藤職員の政務調査活動への専従性）を前提とするのであれば、丙B2の3号証は、「政務調査活動に従事させた時間を集計」したわけではなく、ただ単に伊藤職員の全労働時間に応じた賃金（伊藤職員は時給制であった。丙B2の4。）を集計しただけのように思われる。そして、そうであれば、丙B2の3号証は、伊藤職員の労働時間を裏付ける資料とはなり得ても、伊藤職員の政務調査活動への専従性を裏付ける資料とはなり得ない。</p>
36 (自18)	川尻秀之	<p>（事務所費について）川尻議員は、後援会活動については、新春の集いなどの行事を開催していたが、後援会活動については選挙が行われる前後3か月程度の間に行われ、日常的な活動はしていなかったと述べるとともに、政党活動については、年1回程度役員会を開く程度であったと述べている（丙A自18の3、4）。道議会議員の活動の実態に、上記の川尻議員の説明を合わせて考えると、川尻議員の事務所の使用実態は十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>川尻議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		(人件費について) 川尻議員は、雇用していた職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、行事の案内状の作成程度であるうえ、そもそも後援会活動を行っていた時期についても、選挙の前後3か月程度で日常的に行っていた業務は存在せず、政党活動については、役員会の開催に関する案内業務であったと述べている(丙A自18の3, 4)。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	川尻議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
37 (自19)	神戸典臣	(事務所費について) 神戸議員は、後援会活動については、後援会会員向けの道政報告会などの行事を行っていたと述べている(丙A自19の3, 4)。道議会議員の活動の実態に、上記の神戸議員の説明を合わせて考えると、神戸議員の事務所の使用実態は十分に示されており、2分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	道議会議員としての活動の大部分は政務調査活動であるとの控訴人らの主張は、経験則に基づかないものであるといえ、政務調査活動の割合は不明であることは明らかであるから、神戸議員の主張は認められない。
		(人件費について) 神戸議員は、雇用していた高松職員は政務調査活動の補助以外に、後援会活動の補助を行ったのみであり、その後援会活動の補助についても、道政報告会などの行事がある場合に後援会との連絡や準備を手伝うといった業務内容であったと述べている(丙A自19の3, 4)。雇用契約書の業務内容に政党活動に関する補助業務が含まれている旨の記載があるが、神戸議員は、政党活動を自由民主党北海道支部連合会及び自由民主党白老支部支部長の自宅で行っており、神戸議員の事務所やその職員が政党活動に関与することは一切なかった。したがって、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。	高松の雇用契約書上の業務内容には、政党活動に関する補助業務が含まれている旨の記載がなされており、このことから高松が政党活動の補助業務を行っていたことは明らかである。
38 (民13)	北 準一	北議員は、後援会活動に関する業務が現実にはほとんどなかったことを説明しており(丙A民13の3)、事務所の使用実態は相当程度具体的に明らかにされている。したがって、事務所費として支出された経費のうち2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。	北議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはない。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
39 (自20)	喜多龍一	<p>喜多議員は、雇用していた職員のうち、高橋職員、前川職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、新年交礼会、パークゴルフ大会の運営などであり、政党活動については、ポスターや広報誌の配布、政党支部にかかる党员名簿の整理や会計事務党費に関する会計事務であったと述べている（丙A自20の5、6）。この点、高橋職員、前川職員の勤務時間について記録した「政務調査業務勤務実績表・領収書」に明記されているとおり、高橋職員、前川職員の業務時間のうち、2分の1は、政務調査活動に従事していたことが明らかとなっている（丙A自20の2の7、8）。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法であるとはいえない。</p>	<p>控訴審で提出された「政務調査業務 勤務実績表・領収書」（丙A自20の2の7、8）は、単に「政務調査業務の取りまとめ」と抽象的に記載されているにすぎず、何ら具体的な業務内容が記載されていない。これでは、単に時間のみが記載されているにすぎないと何ら変わりない。かかる書証が存在していたのであれば容易に原審で提出できたはずであるにもかかわらず、控訴審になって初めて提出してきていることからすると、喜多議員により、この度提出された同書証は、その信用性が甚だ疑わしく、容易に信用することはできない。</p> <p>そして、証拠提出されたその他の書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>
40 (民14)	北口雄幸	<p>（事務所費について）北口議員は民主党道民連合の政策調査会のメンバーであり、札幌の事務所を政務調査活動に使用する機会が多くのこと、本事務所に関する事務所費は、定例会等の開催日を除いた実際の使用頻度を考慮した結果、2分の1の割合で按分計算を行ったことなどを説明しており、同事務所の使用実態は相当程度具体的に明らかにされている。したがって、同事務所の事務所費として支出されたもののうち3分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p> <p>（人件費について）北口議員は、金が政党活動を補助する業務を行わなかつたことを説明しており（丙A民14の3、4），職員の業務実態は相当程度具体的に明らかにされている。職員の業務実態について裏付けがないとはいえない。そもそも、民主党北海道第6区総支部における政党活動補助業務といつてもポスターの場所を提供する等のほかは具体的なものはほとんどなく、北口議員が単独でできることがほとんどで、必要なときには非常勤職員として党役員が業務を行えば十分であった。したがって、人件費として支出されたもののうち3分の1を超えて充当された政務調査費についてが違法とはいえない。</p>	<p>北口議員の事務所において行われていた政務調査活動の状況は不明であるといわざるを得ない。この場合には、按分して政務調査費を支出することが認められるにとどまる。</p> <p>北口議員の主張する割合は議員自身が陳述書（丙A民14の3）で述べているにすぎないものであり、客観的な証拠になんら裏付けられていない。具体的な数値を出す以上、なんらかの根拠があるはずであるのに、この根拠が一切示されていないことも併せて考えれば、職員の後援会活動の量がどの程度であったかは不明なままである。</p>
42 (民15)	木村峰行	<p>（札幌市内の事務所に係る事務所費について）木村議員は、「政務調査費の手引き」に従い、定例会等の開催日を除いた実際の使用頻度を考慮した結果、5分の2の割合で按分計算を行ったのである（丙A民15の3）。事務所の使用の実態は相当程度具体的に明らかにされており、具体的な使用日数までは明らかでなくとも、5分の2の割合で按分計算を行うことが不合理でないことは十分明らかにされている。したがって、同事務所費のうち3分の1を超える部分が違法とはいえない。</p>	<p>そもそも木村議員は旭川市を拠点としており、札幌事務所を使用するのは宿舎としての利用が大半であろうことを考慮すると、札幌事務所が政務調査活動に使用される割合が5分の2を超えるとは到底考えがたい。加えて、木村議員は5分の2という按分計算の根拠を何一つ示しておらず、その裏付けとなる客観的資料も存しない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		(旭川市内の事務所に係る事務所費及び人件費について) 同事務所における「後援会活動」の意味は、同事務所に「木村峰行政務事務所」の看板を設置しており、外部から見れば後援会事務所と区別がつかない可能性もあると思ったという程度のことであり、実質的な後援会活動は議員自身が自宅で行っており、旭川市内の事務所では行っていなかつた(丙A民15の3)。旭川市内の事務所に係る事務所費及び人件費について、「政務調査活動と合理的な関連性を有しない後援会活動に係る経費や対価が含まれているものと推認させる一般的、外形的な事情」は存在しない。木村議員は、後援会活動は自宅で行い続けており、旭川市内の事務所では行っていなかつた。したがって、旭川市内の事務所の事務所費及び人件費として支出されたもののうち2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。	旭川の議員事務所は、少なくとも対外的に後援会事務所として表示をされていたことは確かなのであるから、後援会宛の郵便物や電話連絡も当然議員事務所宛に来るはずであり、必然的に、議員事務所において後援会活動が行われていたものと言わざるを得ない。そして、木村議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における具体的な活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものは全くない。そうであれば、事務所費の2分の1を超えて政務調査費を支出することは許されないと言わざるを得ない。
43 (民16)	日下太朗	(事務所費について) 日下議員は、札幌市内の事務所について、各月ごとにその日数に対する定例会等開催日数を控除した後の日数を按分して計算し、最終的な政務調査活動の割合を約6.4%と算出したのである(丙A民16の3)。事務所の使用の実態は相当程度具体的に明らかにされており、具体的な使用日数までは明らかでなくとも、6.4%の割合で按分計算を行うことが不合理でないことは十分明らかにされている。以上から、事務所費のうち3分の1を超える部分が違法とはいえない。  (人件費について) そもそも後援会活動は議員の地元で行わなければその意味が乏しいことに鑑みれば、札幌市内の事務所における後援会活動がごくわずかな時間であることは当然であり、梨本が政務調査活動に専従していたとの説明が裏付けを欠くとはいえない。日下議員の「私は札幌事務所を後援会活動にも使用しましたが、ごくわずかな時間しか行っておらず、按分計算の上では考慮していません。」との陳述(丙A民16の3)をもって、「後援会活動に係るものが含まれている一般的外形的な事情」ということはできない。以上から、梨本の人件費のうち2分の1を超える部分が違法とはいえない。	日下議員の主張は、議員が提出した陳述書において記載されているのみであり、これまでに証拠提出した他の書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはない。
45 (民17)	久保雅司	久保後援会事務所に関する協定書(丙A民17の1の2)には、人件費についても賃金の7割を久保議員が支払うことと定められており、久保議員も「後援会活動は、政務調査活動と比べれば業務量は多くありませんでした。」(丙A民17の3)と陳述するように、業務実態もこれに沿うものであった。政務調査費の手引(甲3)では雇用実態が確認できる証拠書類として協定書(覚書)があげられており、久保議員の人件費に対する政務調査費の支出について、政務調査活動に係る対価と後援会活動に係る対価とをその業務実態により明確に区分することができないとはいえない。以上から、久保議員が人件費として支出したもののがうち2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。	業務量については雇用が開始された時点において想定がなされていたとしても、その通りに業務が行われるかどうかは不確定であり、業務の状況によってはこれが変動することもあり得るのであり、これが業務量を指し示す客観的資料になるとは言えない。また、実際の業務量については、久保議員自身が「多くはありませんでした」等とあいまいな陳述に終始し、実態が不明であることは明らかである。政務調査の手引きにいう協定書(覚書)とは、勤務時間や実際に行うべき業務量などが記載され、客観的に業務量をあとから計算しうる状態にする書面のことをいうと解釈すべきである。したがって、人件費の負担について、按分割合を自由に合意したことを見せるのみの書面は、ここでいう協定書(覚書)としての実態を有しておらず、これがあることは、政務調査費からの支出が適法であったと推認させるものではない。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
47 (自23)	小松 茂	<p>(事務所費について) 小松議員は、後援会活動については、会員の来所対応や議会活動報告の作成等、政党活動については、政党の資料の提供作業を行ったと述べている(丙A自23の3、5)。「平成22年度党務(活動)報告」(丙A自23の4)によれば、後援会活動及び政党活動に費やした日数が、1年の2分の1を超えることはない。また、職員・来客兼用駐車場について、小松議員は使用実態から4分の1の範囲に限って政務調査費を充当したとするが、上記のとおり、小松議員の事務所の利用状況については、政務調査活動が2分の1を占めており、来客専用駐車場についても、2分の1は政務調査活動に利用されている。このことを前提として、職員と来客者がそれぞれ利用することに鑑み、政務調査費で充当することのできる範囲をさらに2分の1としたことは何ら不合理なことではない。道議会議員の活動の実態に、上記の小松議員の説明を合わせて考えると、小松議員の事務所の使用実態等は十分に示されており、その政務調査費の充当に関する計算は不合理ではなく、事務所及び来客専用の駐車場については3分の1、来客兼用の駐車場については6分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>小松議員が提出した「平成22年度党務(活動)報告」(丙A自23の4)から明らかなように、上記事務所は、常に小松議員の後援会活動及び政党活動の正に拠点になっている。そうだとすると、「平成22年度党務(活動)報告」(丙A自23の4)記載の後援会活動や政党活動に限らず、上記事務所は小松議員の後援会活動や政党活動のための連絡拠点として常時利用されていることが認められるのであるから、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>
		<p>(人件費について) 小松議員は、八幡職員の業務について、政務調査活動の補助2分の1、後援会活動4分の1、政党活動4分の1であったと述べている(丙A自23の3、5)。さらに、丙A自23の4号証からすると、平成22年度期間中に、小松議員が後援会活動及び政党活動に費やした日数は、年間で2.5日程度であり、これらの行事の準備期間を含めても、年間の活動内容の2分の1を超えることはない。そして、八幡職員は、小松議員の活動の全般の補助を行っていたのであるから、その業務内容は、上記の活動に連動する。そのため、八幡職員の業務内容について、後援会活動及び政党活動が占める割合は、2分の1を超えることはない。これらのことについて、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>小松議員による「政務調査活動2分の1、後援会活動と政党活動が各4分の1」という主張は、その根拠とする「平成22年度党務(活動)報告」(丙A自23の4)の記載内容と大きく齟齬している。小松議員は、政務調査活動、後援会活動及び政党活動の区別を、明確に区分できていないのである。したがって、小松議員による反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
48 (民19)	斎藤 博	<p>柳橋職員の業務内容については、雇用契約書において、「事務所統括、政務調査活動に係る調査補助及び関係書類の作成作業等」と明記されており（丙A民19の2の1），政務調査活動の専従職員として雇用されていたことは明らかである。そして、平成23年1月から同年3月までの間は、平成23年4月の選挙を前に、別途賃借した後援会事務所（函館市日吉町）で後援会活動を行っており、柳橋職員も、平成23年1月から同年3月までは毎日午前中1時間程度、後援会事務所に出向いて事務に従事することがあったため、上記期間のみ80%を政務調査費から充当したものである。その業務実態については、斎藤議員の陳述書において具体的に説明されている（丙A民19の3）。その業務実態からすれば、8分の7を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。</p>	<p>斎藤議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、当該職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものではなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>
49 (民20)	佐々木恵美子	<p>（音更町内の駐車場に係る賃借料について）佐々木議員は、後援会活動の大半を音更町内の事務所の隣地にある自宅で行っており、音更町内の事務所で行う後援会活動は、3か月に一度程度の役員会の開催、時々後援者からかかってくる電話対応程度であったこと、そのため、音更町内の事務所の駐車場の利用者は、ほとんどが政務調査活動に関わる来客であり、後援会に関わる来客は自宅敷地内の駐車場スペースで十分足りており、自宅敷地内の駐車場スペースが不足した場合に限り音更町内の事務所の駐車場を使用することもあったため、按分率を10分の8としたのである。その使用実態は、佐々木議員の陳述書により、具体的に説明されている（丙A民20の3、4）。その使用実態からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。</p>	<p>後援会活動を自宅で行っていたことや、これを前提とする駐車場等を後援会活動に使った頻度については、佐々木議員の陳述書（丙A民20の3）によって述べられるのみであり、なんらの客観的証拠に基づいていない。このため、後援会活動や政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		<p>(入件費について)後援会活動のほとんどが音更町内の事務所ではなく自宅で行われていたことは前述したとおりである。そして、後援会活動の事務補助については、佐々木議員の夫が自宅で行っていた。太田みゆきについては、その雇用契約書上、従事すべき業務内容として、「道議会議員佐々木恵美子の政務調査に係る調査補助、及び調査補助のための必要な業務」と明記されており（丙A民20の2の1），業務の場所も音更町内の事務所であったこと、ただし、時々後援者から音更町事務所にかかる電話対応を行うこともあったことから、按分率を10分の9としたのであり、その業務実態を具体的に説明している（丙A民20の3，4）。また、大野亜理沙についても、音更町内の事務所において政務調査活動の事務補助に従事したが、太田と同様に、時々後援者からかかる電話対応を行うこともあったため、按分率を10分の9としたこと、平成23年4月の選挙を控えて、平成23年2月から及び同年3月は、別途賃借していた後援会事務所（音更町大通5丁目2番地）に出向いて、後援会活動の事務補助に従事することもあったため、平成23年2月は10分の8、同年3月は10分の5としたのであり、その業務実態を具体的に説明している（丙A民20の3，4）。したがって、上記業務実態からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。</p>	<p>本来、業務報告書等の客観証拠が求められるにもかかわらず、なんらの客観証拠がなく、佐々木議員の陳述しか証拠がないこと、及び政務調査活動の実態が不明であるため、及び政務調査活動の割合を考えることは不可能であることからすれば、佐々木議員の主張は到底認められるものではない。</p>
52 (民22)	佐野法充	<p>佐野議員は、本件事務所の使用実態について、政務調査活動のみならず、政党活動及び後援会活動にも兼用したとはいえる、平成22年度期間中は、民主党北海道幹事長の職に就いていたことから（丙A民22の1の3），政務調査活動及び後援会活動のほとんどを民主党北海道会議室（札幌市中央区大通西5丁目8番地昭和ビル6階）で行っていたこと、政党活動は月に一回、政務調査事務所で1時間程度の定例幹事長会議の開催、数か月に一度の郵便物の仕分け程度であった旨、使用実態を具体的に説明している（丙A民22の3，4）。したがって、3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。</p>	<p>佐野議員がこれまでに証拠提出した書証のいづれをみても、各事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはない、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
54 (自25)	清水誠一	<p>(事務所費について) 清水議員は、後援会活動については、新年会、忘年会、パークゴルフを行っていたが、新年会や忘年会は年末年始の時期に1か月程度、パークゴルフについては7月、8月ころに行っていたため、年に2回程度、活動する時期があったパーティーを開催し、その準備を行った程度であったと述べている(丙A自25の3, 4)。また、政党活動については、自民党の広報誌の作成・配布を行ったが、その広報誌の内容は、道政に関する活動報告を含んでおり、政務調査活動としての性質を含んでいたと述べている(丙A自25の3, 4)。そのため、清水議員の政党活動については、按分割合を考えるうえで、政務調査活動と後援会活動を1対1の割合で考えるべきではない。清水議員が政党活動を行う場合に、主に利用していたのは自由民主党の支部であった。道議会議員の活動の実態に、上記の清水議員の説明を合わせて考えると、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p> <p>(人件費について) 清水議員は、雇用していた職員のうち、鈴木職員、中川職員の関与した後援会活動及び政党活動について、後援会活動は、年間数回開催するイベントの企画・準備の補助程度であり、政党活動については、自民党の広報誌の作成の補助を行っていたと述べている(丙A自25の3)。そして、自民党の広報誌については、清水議員の道政報告を含む内容であるから、政党活動の補助という業務については、政務調査活動の補助という性質も有している。また、清水議員が政党活動を行う場合に、主に利用していたのは自由民主党の支部であり、清水議員が雇用していた2名の職員が政党活動に関与することはほとんどなかった。このことに、道議会議員としての活動の大部分が政務調査活動になるという事情を合わせて考えると、この2名の職員の業務内容の大部分が政務調査活動の補助であることは十分に示されており、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。札幌市内の事務所については、援会活動及び政党活動の拠点として利用されておらず、政務調査活動の拠点として利用されているものである。そして、その事務所に勤務する菅原職員の業務内容も政務調査活動の補助に限られる。そのため、3分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>清水議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、清水議員の主張は何を根拠になされたものか全く不明である。</p> <p>まず帯広の議員事務所で勤務する鈴木職員及び中川職員については、事務所費の項で述べたとおり、そもそも清水議員の議員事務所の使用実態に関する主張自体が、何ら客観的な証拠に裏付けられたものではないのであるから、これらの事務所で勤務する職員の従事していた業務内容に関する清水議員の主張もまた、客観的な裏付けを全く欠くものと言わざるを得ない。</p> <p>また、札幌の議員事務所で勤務する菅原職員についても、その業務実態を裏付ける客観的資料は存しないことに加えて、むしろ政党関係者や後援会関係者の接遇もその業務に含まれていたと認められるのであるから、政務調査費を3分の1を超えて充当することは許されない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
55 (民24)	須田靖子	<p>須田議員は、後援会活動について、後援会の行事は年に6回程度であり、行事の準備期間としては約2週間程度であったことから、本事務所で後援会活動に関する作業に使用した時間に引き直し、一日あたりの事務所使用時間8時間のうち2時間程度を後援会活動に使用したとして按分率を4分の3としたこと、人件費についても、石川職員は本事務所において政務調査活動及び後援会活動に従事しており、業務割合は事務所の使用実態と同様であったことから、按分率を4分の3とした旨、使用実態及び業務実態につき具体的に説明している（丙A民24の3、4）。したがって、上記使用実態や業務実態からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当したことが違法とはいえない。</p>	<p>須田議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>
56 (自26)	高木宏壽	<p>たしかに高木議員は、平成22年度当時、札幌市豊平区月寒中央通5丁目1の12の事務所において、政務調査活動、後援会活動及び政党活動を行ったが、政党活動として行われたのは、企業・団体献金の入金用口座の管理だけであった（丙A自26の3、4）。そのため、政党活動の業務はほとんどないといつても過言ではない。このことからすると、政務調査活動と後援会活動の割合は概ね1対1であって、それに政党活動としての口座管理業務が付随する程度であって、政務調査活動とその他の活動の割合が1対1であることは明らかである。したがって、事務所費を2分の1に按分して政務調査費を充当したことは違法ではない。</p>	<p>政党活動として行われたのが企業・団体献金の入金用口座の管理だけであることについては、高木議員自身が陳述書（丙A自26の3）で述べているにすぎないものであり、客観的な証拠になんら裏付けられていない。当該陳述書が高木議員に有利なことのみを抽象的に記載したものであり、およそ信用できるものではないことも併せて考えれば、政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。</p>
57 (民25)	高橋 亨	<p>寺井職員の業務内容は、雇用契約書上、「運転業務・政務調査業務補助他」と明記されている（丙A民25の2の1）。そして、就業場所は函館市内にある「高橋とおる事務所」（高橋議員の自宅と兼用）であり、高橋とおる事務所では政務調査活動及び後援会活動を行っていたものの、寺井職員の業務内容は、道政ニュースの配布、資料整理、政務調査費にかかる経理業務、及び地元の産業団体等への資料配付や情報提供等であり、政務調査活動の事務補助のみであったこと、後援会活動の事務は、高橋議員の支援者が議員の自宅でボランティアにより行っていたこと、政党活動については高橋とおる事務所のみならず、民主党函館支部、民主党8区総支部でも行っており、その事務補助は、民主党函館支部及び民主党8区総支部の専従職員が行っていたこと等、その業務実態について具体的に説明している（丙A民25の3、4）。したがって、上記業務実態からすれば、3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。</p>	<p>事務所費について3分の1に按分して支出をしたにもかかわらず、当該事務所で一人だけ働く職員に対して、これと異なる按分比率を適用することは、そもそも不自然である。また、寺井職員の雇用契約書によれば、寺井職員の業務は政務調査業務に「他」との記載があつてこれに限定されていないことに加え「運転業務」との記載がなされている。そして、寺井職員が運転業務をしていなかったことを示す客観的証拠はなんら提出されていない。高橋議員の陳述書においては、寺井職員は雇用契約書と異なり、運転業務に従事していないことになっているが、このような状況は極めて不自然であり、高橋議員の陳述は信用できない。そして、寺井職員が運転業務に従事していたとすれば、高橋議員自身が政務調査活動のほかに後援会活動や政党活動を行っているのだから、これに運転手を利用することは当然であり、寺井職員は政務調査活動以外の活動にも従事していたことは明らかである。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
58 (自27)	高橋文明	新輪晴美及び原田健司の従事した具体的な業務は、従前主張したとおりであり、政党活動の補助は自民党斜里支部の職員が行ったのであるから、政務調査活動とそれ以外の活動が1対1の割合であったという主張は十分信用できる。したがって、人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	政党活動の補助業務について、高橋議員の雇用する新輪職員・原田職員が従事していないことを裏付ける客観的な証拠は何一つない。それどころか、新輪職員・原田職員は自民党斜里支部の支部長から雇用されており、就業場所も自民党斜里支部とされている（丙A27の2の3、4）のであるから、むしろ政党活動にも従事していたことが当然に推認されるというべきである。この点に関して、高橋議員からの適切な反証は一切なされていない。
59 (民26)	滝口信喜	(事務所費について) 滝口議員は、後援会活動については、後援会の行事を年間5回から10回程度行っており、企画や案内文の発送作業等、行事の準備作業のために室蘭事務所を使用していた。幹事会の開催を含めると、後援会活動に使用した日数は年間約80日間であったとして、事務所使用時間に換算し、一週間あたりの事務所使用時間45時間のうち政務調査活動に使用する時間が30時間であるため按分率を3分の2とした旨、業務実態及び按分率の算出根拠について具体的に陳述している（丙A民26の3）。したがって、上記使用実態からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	滝口議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
		(人件費について) 滝口議員は、原田職員及び佐藤職員以外に、後援会活動業務の専従職員として1名雇用していたのであり、その裏付けとして、同職員の源泉徴収票を提出している（丙A民26の2の14及び15）。そして、後援会活動の事務補助は後援会の専従職員が行っていたことからすると、原田職員が、主に政務調査活動の事務補助に従事し、稀に後援会活動の事務補助に対応することがあったために、按分割合を9割として政務調査費を充当した旨の説明は、不合理ではない。したがって、上記業務実態やその根拠資料からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	滝口議員が主張の根拠として提出する職員の源泉徴収票（丙A民26の2の14）等を見ても、真に同職員が後援会活動業務の専従職員か否かが不明であるばかりか、原田職員及び佐藤職員の業務の9割が政務調査活動の補助業務であったとする根拠にもならない。そして、証拠提出されたその余の書証のいずれをみても、上記2名の職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
60 (自28)	竹内英順	(札幌市内の事務所の駐車場について) 竹内議員は、美瑛町を本拠地としており、札幌市内の事務所は、札幌市内における議員活動のための宿舎である。美瑛町あるいはその周辺を移動する際は、下記の川崎哲志が運転する自動車で移動するが、札幌市への移動は、ほぼJRなどの公共交通機関を利用している（丙A自28の4参照。平成22年度当時、札幌旭川間の乗車券は片道2420円であった。）。そのため、竹内議員は札幌で自家用車を利用するではなく、札幌市内の事務所の駐車場に自身の自動車を駐車することはない。同駐車場は、来客専用として貸借したこととは明らかである。したがって、札幌市内の事務所の事務所費と同じ按分割合（3分の1）で駐車場賃借料に政務調査費を充当することは違法ではない。	竹内議員が利用する不動産は、議員自身が「札幌市内における議員活動のための宿舎」であることを自認している以上、その不動産に付随する駐車場についても当然に宿舎としての利用のために竹内議員自身が使用していたと考えざるを得ない。この点、控訴審において、竹内議員は札幌と本拠地の美瑛町の移動に公共交通機関を利用した裏付けとして、JR北海道発行の領収書を証拠として提出している。しかし、かかる領収書では、竹内議員がいかなる日時にいかなる区間でJRを使用したのか判然とせず、竹内議員の主張を裏付ける証拠とはなり得ない。竹内議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみて、当該事務所を来客が使用していたことを裏付ける資料は一切存在しない。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		(人件費について) 平成22年度当時の川崎哲志の業務実績は、報告書(丙A自28の5)のとおりである。川崎哲志は、報告書記載の日に運転手として稼働したのであって、しかもこれらは全て竹内議員の政務調査活動であったことから、川崎哲志の人件費全額に政務調査費を充当しても違法ではない。	竹内議員は、当該職員を含む4名の職員の全てに関して雇用契約書を一切開示しておらず、そもそも雇用契約の存否及び目的についても一切不明である。そして、控訴審において提出した「報告書」(丙A自28の5)についても、当該職員が作成したものではなく、単に竹内議員が自ら記憶にしたがって作成した書面にすぎず、何の証明力も有しない。そして、その他に川崎の業務の実態を把握するための客観的な資料は一切提出されていない。以上に加え、竹内議員が、雇用していた職員4名のうち他の3名については後援会活動にも従事させていた事実に鑑みれば、殊更に川崎のみを政務調査活動専従として勤務させていたとは考えがたい。
62 (自29)	田中芳憲	(事務所費について) 事務所費への政務調査費充当額の合計74万8815円は、事務所費99万8419円の4分の3ということができ、違法な部分はない。	新たな主張はない。
		(人件費について) 唐澤里和子の職務内容は、報告書(丙A自29の4)のとおりであって、業務の割合からすると、5分の4が政務調査に関する業務であったが、4分の3に按分して政務調査費を充当した。同報告書では、後援会活動の具体的な内容を明確にしており、政務調査活動との区分も明確である。そのため、人件費を4分の3に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	控訴審段階で提出された職員作成にかかる報告書(丙A自29の4)にはおよそ信用性が認められない。加えて、仮に百歩譲ってこの職員作成にかかる報告書を前提としたとしても、第2項「市民・企業からの道政に対する要望の聴き取りや道議への取り次ぎ」、第3項「道政に関する来客者への対応」、6「道政報告会や広報等の案内状の作成及び発送」等は、広い意味での政治活動として後援会活動の要素を少なからず含むと解すべきであるし、また第8項「事務所の維持管理」業務などは、後援会活動にも用いられていた事務所である以上、当然に後援会活動の要素も含むはずである。以上からすると、仮に唐澤の報告書を前提としたとしてもなお、4分の3という政務調査費の充当率が正当なものであるとは全く認めがたい。
63 (民28)	田村龍治	(事務所費について) 田村議員は、本件事務所を政務調査活動と後援会活動に兼用しており、政党活動はほとんど行っておらず、年に一度、総会案内を送付する作業を行う程度であった旨、使用実態について具体的に説明している(丙A民28の3)。また、田村議員は、後援会活動の内容としては、年に3、4回開催するパークゴルフ大会であり、その準備のために年間日数のうち3割程度、本件事務所を後援会活動に使用したことから、一週間の事務所使用時間に換算して按分率を1.0分の7とした旨、具体的に説明している(丙A民28の3)。したがって、上記使用実態からすれば、3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	田村議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		(人件費について) 佐々木職員については、本事務所の使用実態と同様に、年間日数のうち3割程度を後援会活動の事務補助に従事したことから、按分率を70%とした旨、説明しており、また、神田職員は、後援会活動の地方出張に同行して運転業務に従事することもあつたとして、その業務実態に即して按分率を60%と決定した旨、説明している(丙A民28の3)。したがって、業務実態からすれば、3分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	田村議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、佐々木、神田職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
64 (民29)	段坂繁美	(駐車場の賃料について) 駐車場代については来客兼用であったため、2分の1としたものであり、違法などころはない。	本件の駐車場については、自己使用のほか、政務調査活動、後援会活動及び政党活動の3活動の拠点となっていた議員事務所への来客が使用したものであり、政務調査費を充当することができる金額は全支出額の6分の1に限られる。そして、段坂議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、右駐車場の使用実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
		(人件費について) 吉野職員が、政務調査活動の専従職員であったことは、雇用契約書に、仕事内容として「政務調査に係わる調査補助など」と明記されていること(丙A民29の2の2)、大塚職員は、雇用期間が平成22年4月から8月までの5か月であり、時給で雇用していたこと、各職員の業務内容についても、吉野は長年森林行政に係わっていたため、政務調査活動に関わる来客・電話対応に加えて、各種団体や企業等を訪問する際の同行、森林・環境行政に係わる助言等であり、大塚職員は、元教職員であり、教職員退職後は環境関係の会社に関わっていたこともあり、調査への同行も行っていたこと等、その業務実態について、それぞれ具体的に説明している(丙A民29の3)。したがって、上記業務実態からすれば、3分の1を超える政務調査費の支出が違法とはいえない。	段坂議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
65 (自30)	千葉英守	政党活動は、平成22年4月から12月までは千葉議員が、自ら行っていた。その具体的な内容であるが、自民党大会や自民党主催の報告会、懇談会等の開催準備などであって、特に職員の補助を要するものではなかった。平成23年1月からは、新たに遠藤雅行を職員として雇用した。遠藤雅行は、千葉議員の後援会活動及び政党活動の補助業務を業務内容としていた。そのため、平成22年度中、丸藤善男及び栗賀寛は、政党活動に従事する必要がなく、実際に従事しなかった。したがって、人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	平成23年1月から遠藤を雇用したことは、十分な証拠となりうるにもかかわらず、原審について明らかとしなかったことは極めて不自然である。さらに、遠藤の雇用契約書及び領収書は、千葉議員が有していることが当然であるにもかかわらず、原本での提出がなされていない。このような訴訟進行状況からすれば、遠藤の雇用契約については存在することが認められない。さらに、遠藤を雇用する平成22年12月まで、政党活動を千葉議員自身のみで行っていたとの主張も極めて不自然である。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
67 (自32)	道見重信	井川満由美及び久津智則は、政務調査活動にも従事していた。道見重信議員との政務調査活動に関する雇用契約の内容は、報告書（丙A自32の4及び丙A自32の5）のとおりである。したがって、人件費に政務調査費を充当することは違法ではない。また、井川満由美は政務調査活動及び後援会活動の2活動に従事し、久津智則は政務調査活動及び政党活動の2活動に従事したのであるから、2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	井川は、道見しげのぶ後援会（会長小田島清美）によって月額給与10万円で雇用されていたところ、道見議員が井川との契約関係がないにもかかわらず、自己の後援会の職員であることを奇貨として、井川に対して政務調査業務等を行わせ、本来、後援会が負担すべき同人の給与のうちの半額を政務調査費から支出してはいけない。道見議員は、久津についても、月額12万5000円で雇用していないにもかかわらず、同人が自己が代表を務める政党支部の職員であることを奇貨として、久津に対し、政務調査費から12万5000円を支給したのである。
71 (自34)	富原 亮	(事務所費について) 札幌市事務所について、富原議員は、月ごとに事務所賃借料や管理運営費を3分の1に按分して政務調査費を充当した。月ごとに3分の1を乗じた額を四捨五入し、それを1年分合計した額と、1年分の総額に3分の1を乗じた額に誤差が生じるのは当然である。したがって、月ごとの事務所費に3分の1を乗じた金額を四捨五入し、それを1年分合計した額30万4007円も、事務所費を3分の1に按分した金額ということができ、同額に政務調査費を充当しても違法ではない。七飯町の事務所については、一週間の事務所使用時間40時間のうち20時間を政務調査活動に使用したことは従前のとおりであって、事務所費を2分の1に按分して政務調査費に充当することは違法ではない。	七飯町内の事務所費について、富原議員は本件訴訟において、陳述書すら提出しておらず、訴訟上の請求を受けたにもかかわらず、自らの政務調査の実態について、なんら明らかにしていない。また、主張 자체も極めて抽象的であり、これをもって政務調査活動の割合等について十分な主張・立証がなされたとはおよそ考えられない。
		(人件費について) 政務調査活動と後援会活動及び政党活動の割合は、一対一であったのであり、人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	富原議員の主張が認められるものでないことは、事務所費と同様である。
72 (自35)	中村裕之	(事務所費について) 出入口は、政務調査活動部分のほかに、後援会活動及び政党活動に使用された部分にも存在する。トイレや給湯室の使用は、政務調査活動や後援会活動などと呼べるものではなく、また訪れた者が必ず使用するわけではない。中村議員は、床面積を2分の1に明確に区分して政務調査活動を行っていたのであるから、事務所費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	本件事務所については、そもそも政務調査活動使用スペースと後援会活動等使用スペースが壁や扉で仕切られているものではなく、物理的に独立しているとは認められない。また、機能的にも、少なくともトイレや給湯は政務調査活動使用スペースと共同で使用しており、機能的な独立性も存在しない。さらに、本件事務所においては、両スペースの出入口も共通であったと考えられる。仮に中村議員が主張する箇所に出入口が存在したとしても、「中村裕之事務所配置図」（丙A自35の1の2）の図面上出入口は階段室に繋がっているにすぎず、結局外部からの出入りについては政務調査スペースの出入口を使用していたと考えざるを得ない。本件事務所は全体として政務調査活動のみならず後援会活動及び政党活動として使用されていたと認められる。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
		<p>(人件費について) 中村議員は、政務調査活動及び後援会活動のほかにも政党活動を行っていたが、その業務は中村議員及び自民党余市支部の役員が行っていた。具体的な業務内容としては、年1回開催される政党支部の総会の案内文書作成やその資料作成などである。その準備は、党の役員の経営する会社で行った。そのため、柳瀬乙廣及び土野奈津子は、政党活動を補助することはなかった。このように、2人の職員は2活動の補助業務に従事したのであるから、その人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。</p>	<p>当該各職員が勤務していた本件事務所においては、全体として政務調査活動及び後援会活動のみならず政党活動も行われていたのであるから、そこに勤務する各職員も当然に全ての活動に従事したと考えざるを得ない。そして、その他に、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得る書証は提出されておらず、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>
73 (民31)	中山智康	<p>(事務所費について) 中山議員は、駐車場の使用実態について、後援会関連の訪問者は事務所の駐車場とは別に、近隣に駐車場を借りて使用していた旨、具体的に説明している(丙A民31の3, 4)。したがって、使用実態からすれば、2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p> <p>(人件費について) そもそも、後援会の活動は、年に2回の後援会主催で行う親睦行事の開催であり、その準備は、ほとんど後援会の役員がボランティアで行っており、必要なときはアルバイトを雇用していたため、五十嵐が補助することはなかったこと、雇用契約書上も、業務内容は「政務秘書」と明記されており(丙A民31の2の1)、政務調査活動の専従職員であったが、週に数回程度、後援会に関する文書発送や電話を受けることもあったことから、その業務実態を考慮して10分の9としたのであり、その業務実態について具体的に説明している(丙A民31の3, 4)。したがって、業務実態からすれば、2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p>	<p>中山議員の陳述書における記載は、「後援会関連で訪問する方については、別途、近隣に駐車場を借りて使用していた」とあるのみで、控訴理由書の記載とほぼ同様である。これは結論を述べるのみであつて、具体的であるとは到底いえない。このため、実際に、後援会活動において駐車場が利用されていなかつたかどうかについては不明なままである。</p> <p>中山議員は五十嵐の業務状況について、抽象的ながら後援会活動の頻度は述べているものの、政務調査活動の具体的な量についてはまったく主張立証がなされていない。政務調査活動と後援会活動の割合が9対1であると主張する以上、後援会活動の頻度だけでなく、政務調査活動としてどのような活動が、どれだけなされたかが主張・立証されなければならない。ここで、政務調査活動の状況が具体的に主張立証されなければならぬ。上記割合を決定するための分母が不明である以上、割合も不明である。</p>
75 (民32)	橋本豊行	<p>其田の業務内容については、雇用契約書上「政務調査活動全般の業務」と明記されていること(丙A民32の2の1)、其田の業務内容は、釧路市や道東全般の地方自治体の現状と課題の把握に関する調査業務であり、幸町事務所に常駐しての業務ではなかった(丙A民32の3, 4)。また、浜野の業務内容については、雇用契約書上、「政務調査活動全般の業務」と明記されていること、さらに就業時間も「17時00分～20時00分の間」と明記されており(丙A民32の2の2)、政務調査活動の補助は平日17時から20時の時間帯のみであった。したがって、雇用契約書の記載や業務実態からすれば、2分の1を超えて充当された政務調査費が違法とはいえない。</p>	<p>釧路市幸町の事務所は、民主党北海道第7区総支部の1室であり、同所において政党活動も行われていたことは明らかであり、事務所内の使用区分が明確に区分されていたといえないことから、当然に、其田及び浜野も政党活動に従事したことが推認される。このように、事務所の使用実態を検討すれば、上記の雇用契約書上の記載が実態と乖離していることは明らかであり、雇用契約書上の記載をもって両職員が「政務調査活動全般の業務」のみに従事していたとは到底いえない。以上からすれば、橋本議員の雇用していた職員両名の行った政務調査活動の状況は、不明であるといわざるを得ない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
76 (自37)	八田盛茂	(事務所費について) 事務所全体の面積は、36.855平方メートルであり、36.6平方メートルとの主張・陳述は誤りである。また、政務調査活動に使用した面積は、事務所全体の3分の2の24.57平方メートルであり、18.3平方メートルとの主張・陳述は誤りである。そして、この主張を前提とすると、事務所全体の3分の2を政務調査活動に使用したのであるから、事務所費を3分の2に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	八田議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所の使用実態及び使用スペースを把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない（提出されている丙A自37の1の2をもってしても、各活動で使用していたスペースの特定すら不可能である）。さらに、八田議員は控訴審において、突如原審において主張した政務調査活動の使用面積割合（2分の1）を翻し、何の合理的理由も示さずに、単に政務調査活動に使用した面積が誤りであったとして、その使用面積割合が3分の2であった旨を主張するに至っている。かかる主張は、原審における八田議員の陳述書（丙自A37の3）の記載にも明確に反するものであり、その主張自体に信用性が認められないことは勿論、原審における議員の主張ないし陳述書の信用性も疑わせる事実である。
		(人件費について) 各職員は、道政に関する書類作成、電話応対、スケジュール管理、事務所の経理事務などを業務としていた。また、後援会行事の連絡調整も行っていた。このように、各職員は、政務調査活動及び後援会活動の業務に従事し、政党活動には従事していない。なお、政党活動は、八田議員が自ら行った。したがって、氏名不詳者Cを除く職員らの人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	八田議員の議員事務所においては政務調査活動及び後援会活動のみならず政党活動も行われていた以上、八田議員に雇用されていた各職員も当然に全活動に従事したと考えざるを得ない。
78 (民33)	林 大記	(事務所費について) 林議員の後援会活動については、年に1、2回のイベント開催であり、その準備作業は、林連合後援会事務局長の自宅で行っていたこと、本事務所における後援会活動としての使用は、後援会に関する郵便物の受領先として郵便ポストを使用したのみであったこと、このような使用実態に照らして、事務所使用時間40時間のうち政務調査活動に使用する時間が36時間であるとして、按率を10分の9とした旨、具体的に説明している（丙A民33の3）。したがって、上記使用実態からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	林議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
		(人件費について) 的場及び大和田の雇用契約書の「仕事内容」には、「道政 政務調査に関わる調査補助」と明記されていること（丙A民33の2の1及び2）、後援会の事務補助は後援会事務局長や支援者がボランティアで行っていた旨、具体的に説明している（丙A民33の3）。したがって、上記業務実態からすれば、2分の1を超えた政務調査費の支出が違法とはいえない。	林議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
79 (民34)	平出陽子	平出議員は、札幌事務所での政務調査活動としての使用日数について、年間スケジュールから、年間130日程度を宿舎として使用したと説明しているのであり（丙A民34の3）、3分の1を超える政務調査費の支出が違法とはいえない。	平出議員の事務所において行われていた政務調査活動の状況は、本来残されるべき記録等が証拠として提出されていないことから不明である。この場合には、政務調査費を、行った業務によって等分に按分して支出することが認められるにとどまる。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
82 (自38)	藤沢澄雄	<p>(事務所費について) 1か月の事務所使用時間 192時間のうち 144時間を政務調査活動に使用したことは従前のとおりであって、事務所費（塵芥収集運搬業務料を含む）を 4分の3に按分して政務調査費に充当することは違法ではない。事務所の駐車場について、事務所1及び事務所2における政務調査活動の使用時間が 4分の3であったのだから、それよりも低い按分率の 65%で政務調査費を充当することは違法ではない。</p> <p>(人件費について) 藤沢議員は、本件訴訟が提起されるなどの事情があつたため、自己の勤務実態を報告する勤務実績表を作成するよう堀部に指示し、同人はこれに従って日々の勤務実績表を作成した（丙A自38の2の7及び丙A自38の2の8）。これによると、堀部の日々の業務は、1日8時間の勤務時間のうち概ね6時間が政務調査活動（又は政務活動）であることがうかがえる。このことから、平成22年度中の藤沢議員の各職員も、日々の業務は、政務調査活動が4分の3を占めていたと推認することができる。したがって、人件費を4分の3に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。</p>	<p>藤沢議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、192時間のうち 144時間を政務調査活動に充当していたという主張は、何を根拠になされたものか全く不明である。</p> <p>そもそも藤沢議員の2つの議員事務所の使用時間のうち 4分の3が政務調査活動に充当されたとの主張自体が、何ら客観的な証拠に裏付けられたものではないのであるから、これらの事務所で勤務する職員の従事していた業務内容に関する藤沢議員の主張もまた、客観的な裏付けを全く欠くものと言わざるを得ない。</p>
84 (民37)	星野高志	<p>瀧澤職員については、雇用契約書上も、仕事内容として「政務調査活動事務補助」と明記されていること（丙A民37の2の1），平成23年1月から同年3月までは選挙直前時期であったこともあり、毎日1時間から1時間半、後援会事務所（203号室）に出向いて後援会役員への連絡事務等にも従事したため 60%としていること、平成22年4月から同年12月までの期間は、後援会活動業務の補助に必要な時にボランティアで対応しており、政務調査活動の事務補助のみに従事したため、按分していない旨、具体的に説明している（丙A民37の3）。</p> <p>富山職員についても、雇用契約書上も、仕事内容として「政務調査活動事務補助」と明記されていること（丙A民37の2の2），平成22年7月から平成23年3月までは毎日1時間から1時間半、後援会事務所（203号室）に出向いて後援会役員への連絡事務等にも従事したため 60%としたこと、平成22年4月から同年6月までの期間は、後援会活動業務の補助に必要なときにボランティアで対応しており、政務調査活動の事務補助のみに従事したため、按分していない旨、具体的に説明している（丙A民37の3）。</p> <p>したがって、上記業務実態からすれば、瀧澤職員については8分の7、富山職員については8分の5を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。</p>	<p>星野議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものはなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
85 (自40)	堀井 学	<p>(事務所費について) 当時の事務所の図面（丙A自40の1の3）から見ても、堀井議員は、1階を政務調査活動で使用し、2階を後援会活動及び政党活動で使用した。1階の面積が約30平方メートル、2階の面積が約28平方メートルとおよそ1対1であった。政務調査活動に関する来訪者は1階に、後援会活動及び政党活動に関する来訪者は2階に通して対応していた。トイレ及び給湯室は1階にあるが、政務調査活動で使用していた場所を使用するわけではない。このように、堀井議員は、政務調査事務所を政務調査活動のための部屋と後援会活動・政党活動のための部屋とに明確に区分して使用していたのであるから、政務調査活動で使用した床面積で按分して政務調査費を充当することは可能である。したがって、平成22年4月から平成23年1月14日までの事務所費を2分の1に按分して政務調査活動を充当することは違法ではない。</p>	<p>堀井議員の説明によれば、堀井議員の事務所においては、1階を政務調査活動に利用していたところ、後援会活動、政党活動に利用する2階に行くためには、常に1回の政務調査活動に利用する部屋を通っていたと述べている。すなわち、後援会活動・政党活動に関する出入りのために政務調査活動に利用していたスペースを利用していたことは明らかである。明確にスペースを分けるのであれば、1階に政務調査活動に利用しない通路を設けて完全に独立させるべきであるが、これを行った場合には、1階のうちの相当なスペースが政務調査活動に利用できなくなることもまた明らかである。そうだとすると、1階をすべて政務調査活動に利用していたとの堀井議員の主張は、明確な区分を行わないまま政務調査活動に利用していたスペースを過大に申告するものである。また、当該事務所にはトイレと給湯室が1か所しかなく、当該施設は1階と2階で共用していたことが明らかである。3つの活動でこれらをすべて利用するのであるから、トイレ及び給湯室の利用権は、それぞれの活動が3分の1ずつ有すると考えることが自然である。これに反して、共用施設に関しても政務調査活動が半分を利用していたとする主張立証はまったくなされていない。</p>
		<p>(人件費について) 毛利丈二及び大槻香織（平成22年9月を除く）が従事した後援会活動の具体的な業務は、後援会主催の行事やイベントの運営などであった。なお、毛利丈二及び大槻香織の領収証の宛て名が「自由民主党北海道登別市第一支部支部長堀井学」となっている点については、両名を社会保険に加入させようとした際、社会保険事務所から「代表者が堀井学であることや団体の存在を証明できる規約や設立届が必要」と言わされたため、政党支部所属の職員として届け出たのである。政党支部に所属して業務をしたことはない。堀井議員が行った政党活動は、党費の徴収や党员名簿の管理程度である。したがって、上村浩子、小原はるみ、辻智子及び大槻香織（平成22年9月分のみ）については人件費の全額に、毛利丈二及び大槻香織（平成22年9月分を除く）については人件費の2分の1に、それぞれ按分して政務調査費を充当することは違法ではない。</p>	<p>堀井議員の主張の根拠は、議員の陳述書において述べられているのみであり、なんらの客観的証拠に裏付けられていない。毛利及び大槻の領収書のあて名は、政党支部宛てとなっており、ここで就労したことが極めて強く推認される。</p> <p>これについて堀井議員は、社会保険の加入のために、このような記載となっているのであり、実態はまったくなかったと主張するが、そもそも社会保険に加入するためには個人事業主としての登録があれば十分なのであり、当該道議會議員として活動していた堀井議員が個人事業主等として社会保険に加入させることができないなどということはおよそ考えられない。</p>
86 (自41)	本間 熱	<p>原判決の氏名不詳者Dは松浦美恵子、氏名不詳者Eは本間敬章、氏名不詳者Fは西澤廣である。これらの職員が本間議員の政務調査活動と後援会活動の業務に従事したことは、従前の主張どおりである。ここに、これらの職員の雇用契約書及び領収書類を書証として提出する（丙A自41の3～丙A自41の8）。したがって、これらの職員の人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当しても違法ではない。</p>	<p>本間議員は、控訴審で新たに氏名を開示し雇用契約書を提出したが、原審段階で証拠提出することが可能であったはずのものであり、控訴審段階になって俄かに提出された経緯に照らすと、その内容については信用性が認められない。</p>

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
88 (自42)	松浦宗信	(事務所費について) 宿舎としての利用日数を計算して行った按分割合の算定方法も十分合理的であって、一律に改訂された本件運用方針の内容に従わなければならないわけではない。したがって、算定方法によって算出された40万7529円に政務調査費を充当することは違法ではない。	松浦議員は控訴審において極めて抽象的に自身の算定方法が十分合理的である旨を述べるのみであり、具体的な追加主張を何ら行わない。また、これまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものではなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
		(人件費について) 2人の職員は主に根室市内の事務所で執務していたのであり、同事務所は政務調査活動専用であったため、同事務所にいる間は政務調査活動の業務にのみ従事していた。具体的な業務の内容は、調査研究報告書の作成や道政報告広報誌の作成に関する業務、松浦議員の議員活動に必要な資料の作成や調査、これらの書類の保存管理などである。また、後援会活動は「松浦宗信を応援する会」で行われており、2人の職員は人手が足りず補助を要する場合に、「松浦宗信を応援する会」に行き後援会活動の補助業務に従事した。根室市内の事務所で執務する時間はおよそ8割程度であった。したがって、2人の職員の人件費を80%に按分して政務調査費を充当しても違法ではない。	松浦議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、各職員の従事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものではなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。
91 (民39)	三津丈夫	(事務所費について) そもそも、平成22年度期間中、後援会活動日常的に行われておらず、年に1回から2回、会合を開催する程度であったこと、その会合は自宅を使用して開催したこと、平成22年1月2月15日に発行された後援会ニュースの連絡先として政務調査事務所の住所が記載された理由も、そのニュースの内容が政務調査活動にかかる道政報告であったことから、問い合わせ先を、自宅ではなく政務調査事務所とした旨説明している(丙A民39の3,4)。したがって、平成23年9月時点での撮影した事務所写真や後援会ニュースの連絡先の記載から後援会活動と兼用していたといえるものではない。したがって、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	事務所の使用実態については、三津議員自身が陳述書(丙A民39の3)で述べているにすぎないものであり、客観的な証拠になんら付けられていない。当該陳述書が三津議員に有利なことのみを抽象的に記載したものであり、およそ信用できるものではないことも併せて考えれば、政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。
		(人件費について) 後援会の事務補助は、三津議員の妻や支援者が自宅においてボランティアで行っていた旨、説明している(丙A民39の3,4)。したがって、上記実態からすれば、2分の1を超えて政務調査費を充当することが違法とはいえない。	三津議員は後援会の事務補助は、三津議員の妻が自宅においてボランティアで行っていたとする。しかし、この点が主張立証されたとはいえないことは、事務所費と同様である。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
92 (民40)	三井あき子	後援会の事務補助全般は後援会幹事長がボランティアで行っていたこと、田中英博が携わる事務はスケジュール管理のみであったため、後援会活動分として月額3万円、政務調査活動分として日額9600円としており（丙A民40の3、4），その実態に即して按分割合を決定したのであり、その説明は何ら不合理ではない。したがって、上記業務実態からすれば、2分の1を超えた支出が違法とはいえない。	三井議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、当該職員の從事する職務の実態を把握するための客観的な指標となり得るものではなく、これをもって反証がなされたとは到底いえない。 三井議員は、当該職員の政務調査活動と後援会活動の業務の比率で給与金額を按分した旨を主張するが、これはあくまで客観的な裏付けの存在しない恣意的な按分にすぎない。
95 (公4)	森 成之	森議員の陳述書（丙B4の7）及び森議員が雇用した白井基久二の陳述書（丙B4の8）によれば、訴外白井は、専ら森議員の政務調査活動の補助業務に従事していることが明らかである。かかる実態は、白井の賃金にかかる領収書（丙B4の3）によれば、毎月金額が異なっているし、ただし書の記載内容も異なっていることからも裏付けられるといえる。森議員に関する政党活動および後援会活動は、公明党北海道本部の職員ないし同本部の下部組織である札幌白石総支部が担つておらず、白井はそれらの活動には携わっていない（丙B4の7、8）。したがって、人件費への政務調査活動費の充当について、何ら違法はない。	議員自身が陳述書（丙B4の7）で述べているほかは、森議員が雇用したとされる白井の陳述書（丙B4の8）で述べられているにすぎず、客観的な証拠になんら裏付けられていない。当該陳述書が森議員に有利なことのみを抽象的に記載したものであり、およそ信用できるものではないことも併せて考えれば、政務調査活動の使用実態は不明なままである。また、森議員は、白井の賃金にかかる領収書（丙B4の3）によれば、毎月金額が異なっているし、ただし書きの記載内容も異なっていることからも、上記の点が裏付けられるとするが、ただし書き部分にすべての業務内容を記載することは不可能であり、この記載をもって依然として業務内容に不透明な部分が存在することは明らかであるから、到底裏づけがなされたとはいえない。
98 (自48)	米田忠彦	（事務所費について）一週間の事務所使用時間40時間のうち28時間を政務調査活動に使用したことは従前主張したとおりであって、事務所費を10分の7に按分して政務調査費に充当することは違法ではない。	米田議員がこれまでに証拠提出した書証のいずれをみても、事務所における活動実態を把握するための客観的な指標となり得るものなく、40時間のうち28時間を政務調査活動に充当していたという主張は、何を根拠になされたものか全く不明である。
		（人件費について）政務調査活動の割合が7割であったことは従前主張したとおりであって、人件費を10分の7に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。	そもそも米田議員の議員事務所の使用時間のうち10分の7が政務調査活動に充当されたとの主張自体が、何ら客観的な証拠に裏付けられたものではないのであるから、これらの事務所で勤務する職員の従事していた業務内容に関する米田議員の主張もまた、客観的な裏付けを全く欠くものと言わざるを得ない。そして、議員事務所において政党活動が行われていた以上、そこで勤務していた米田顕隆職員も政党活動に従事すると推認されるのが当然であり、この点についての客観的な証拠に基づく反証も一切なされていない。

別紙3 当審における個別の議員に関する当事者の主張

整理番号	議員氏名	控訴人及び補助参加人らの主張	被控訴人の主張
99 (自49)	和田敬友	<p>作田孝和について、平成22年10月の試用期間中は政務調査活動にのみ従事したため、本来であれば人件費に100%政務調査費を充当することができるはずである。また、同年11月以降は、後援会等に関する業務は1日1時間から2時間くらいであり、1日に占める政務調査活動の割合は4分の3であった（丙A自49の2の6）。したがって、平成22年10月の人件費を80%に按分して、また同年11月以降の人件費を4分の3に按分して、それぞれ政務調査費を充当することは違法ではない。</p> <p>次に、銭谷保について、後援会等の業務に1日3時間から4時間程度従事しており、政務調査活動の業務に1日4時間程度従事していたのであるから（丙A自49の2の7），銭谷保の人件費を2分の1に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。</p> <p>最後に、玉村紀子について、後援会等の業務に1日1時間から2時間程度従事しており、その余は政務調査活動の業務に従事しており、政務調査活動の業務が7割程度であったのだから（丙A自49の2の8），玉村紀子の人件費を7割に按分して政務調査費を充当することは違法ではない。</p>	<p>和田議員が主張する割合は職員自身が陳述書（丙A自49の2の6ないし8）で述べているにすぎないものであり、客観的な証拠になんら裏付けられていない。具体的な数値を出す以上、なんらかの根拠があるはずであるのに、この根拠が一切示されていないことも併せて考えれば、各職員の後援会活動や政党活動の量がどの程度であったかは不明なままである。</p>

## 当審計算結果説明書

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額					返還すべき額
									違法な 按分割合	違法な 充当額	違法な 充当額	違法な 充当額	
	自民党議員会	60,000,000	60,010,159	調査研究費		自民党道連に対する調査委託	45,100,000	45,100,000	2分の1	22,550,000	22,550,000	22,539,841	
	民主党議員会	46,800,000	45,955,065	調査研究費	1	民主党北海道に対する調査委託	29,600,000	29,600,000	2分の1	14,800,000	14,800,000	15,970,000	
					2	連合北海道に対する調査委託	1,170,000	1,170,000	0%	1,170,000	1,170,000		
					3	季節労組に対する調査委託	390,000	390,000	100%	390,000	390,000	0	
1 (自1)	東 国幹	5,160,000	5,322,879	事務所費		旭川市六条通2丁目	1,710,333	855,163	3分の1	570,111	285,052	615,506	
					人件費	1 古川玲子	1,680,000	840,000	3分の1	560,000	280,000		
						2 谷口丈夫	1,280,000	640,000	3分の1	426,667	213,333		
2 (公1)	荒島 仁	4,398,628	4,398,628	事務所費	1	札幌市中央区南2条東6丁目	1,451,344	725,758	3分の1	483,781	241,977	341,977	
					2	旭川市常盤通2丁目	1,058,160	529,000	2分の1	529,000	0		
					人件費	1 小林三智子	1,020,000	510,000	2分の1	510,000	0		
						2 阿部元一	150,000	150,000	3分の1	50,000	100,000		
9 (自4)	伊藤条一	5,057,472	5,057,472	事務所費		札幌市白石区本通12丁目	2,040,000	1,020,000	3分の1	680,000	340,000	1,522,830	
					人件費	1 高根綾子	2,434,980	1,217,490	3分の1	811,660	405,830		
						2 花田昌俊	1,750,000	875,000	3分の1	583,333	291,667		
						3 中井順一	728,000	728,000	3分の1	242,667	485,333		
11 (民5)	稻村久男	5,160,000	5,161,839	事務所費		札幌市中央区大通西15丁目	1,206,619	603,301	3分の1	402,206	201,095	199,256	
					人件費	1 児玉恵美子	1,207,710	1,207,710	100%	1,207,710	0		
						2 鈴木香	292,000	292,000	100%	292,000	0		

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な		違法な充当額	返還すべき額
									按分割合	充当額		
12 (自5)	岩本剛人	5,160,000	5,332,339	事務所費		札幌市清田区真栄1条1丁目	1,506,353	753,169	3分の1	502,118	251,051	1,324,345
					人件費	1 三井堯	2,150,000	1,075,000	3分の1	716,667	358,333	
				人件費	2 小林庄藏	2,150,000	1,075,000	3分の1	716,667	358,333		
					3 清水佐登美	2,693,800	1,346,900	3分の1	897,933	448,967		
					4 前田文子	480,000	240,000	3分の1	160,000	80,000		
13 (自6)	岩本 允	4,998,608	4,998,608	事務所費		札幌市豊平区豊平3条13丁目	1,327,672	1,194,906	3分の1	442,557	752,349	2,289,149
					人件費	1 飼取幸四郎	1,200,000	1,080,000	3分の1	400,000	680,000	
				人件費	2 金野勉	1,022,000	919,800	3分の1	340,667	579,133		
					3 松本純子	490,000	441,000	3分の1	163,333	277,667		
14 (自7)	内海英徳	5,160,000	5,178,335	事務所費	1	北海道石狩市花川南3条3丁目	777,100	388,552	2分の1	388,550	2	459,196
					2	北海道石狩郡当別町弥生53番 (駐車場)	56,000	28,000	2分の1	28,000	0	
				人件費	1	日黒敏弘	1,486,618	743,311	2分の1	743,309	2	
					2	山平正雄	477,579	238,791	2分の1	238,790	1	
					3	静間久美子	884,988	442,496	2分の1	442,494	2	
					4	山川信幸	990,000	495,000	3分の1	330,000	165,000	
					5	真田奈都美	1,176,471	588,238	3分の1	392,157	196,081	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な 按分割合			返還すべき額
									違法な 充当額	違法な 充当額	違法な 充当額	
					6	小林房恵	98,660	49,330	3分の1	32,887	16,443	
					7	山本浩也	600,000	300,000	3分の1	200,000	100,000	
15 (民6)	蝦名清悦	4,786,415	4,786,415	事務所費	1	札幌市北区北30条西4丁目	1,059,485	483,500	2分の1	529,743	0	0
					2	札幌市北区北31条西5丁目(駐車場のみ)	235,570	217,720	100%	217,720	0	
18 (自9)	大崎誠子	5,160,000	5,181,201	事務所費		札幌市東区北23条東15丁目	1,317,155	658,575	3分の1	439,052	219,523	570,322
					人件費	1 石黒ゆかり	1,200,000	600,000	3分の1	400,000	200,000	
					2 吉崎正治		258,000	258,000	3分の1	86,000	172,000	
					3 小松直子		42,500	42,500	100%	42,500	0	
					4 丸山順子		130,000	130,000	100%	130,000	0	
19 (自10)	大谷 亨	4,525,135	4,525,135	事務所費	1	札幌市北区北10条西4丁目(管理運営費のみ)	316,149	79,023	3分の1	79,023	0	565,850
					2	北海道河西郡芽室町東芽室南2線	687,797	275,116	3分の1	229,266	45,850	
					人件費	1 藤田靖純	3,960,000	1,584,000	3分の1	1,320,000	264,000	
					2 青木美津子		960,000	576,000	3分の1	320,000	256,000	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			返還すべき額
21 (民8)	岡田俊之	3,722,526	3,722,526	事務所費	1	北海道二海郡八雲町本町	864,459	771,545	3分の1	288,153	483,392	1,002,436
					2	北海道二海郡八雲町本町八雲駅前(駐車場のみ)	126,000	85,044	3分の1	42,000	43,044	
				人件費		松田とし子	840,000	756,000	3分の1	280,000	476,000	
22 (民9)	沖田龍児	3,512,550	3,512,550	事務所費	1	札幌市豊平区豊平3条4丁目	479,360	159,787	3分の1	159,787	0	4
					2	北海道苫小牧市本町2丁目	1,097,973	548,988	2分の1	548,987	1	
				人件費		藤田亜子	2,279,630	1,139,818	2分の1	1,139,815	3	
24 (自11)	小野寺秀	5,160,000	5,172,691	事務所費		北海道帯広市西4条南15丁目	1,874,489	937,242	2分の1	937,242	0	948,927
				人件費	1	小森真理子	1,800,000	900,000	3分の1	600,000	300,000	
					2	浅井学	1,080,000	540,000	3分の1	360,000	180,000	
					3	熊木喬	2,160,000	1,080,000	3分の1	720,000	360,000	
					4	社会保険料	729,728	364,861	3分の1	243,243	121,618	
25 (自12)	小畠保則	5,160,000	5,279,171	事務所費		札幌市中央区南4条西10丁目	990,133	328,639	3分の1	328,639	0	1,261,589
				人件費	1	釧路市若松町6番	1,002,340	501,170	3分の1	334,113	167,057	
					1	渡邊武郎	250,000	125,000	3分の1	83,333	41,667	
					2	伊貝弘	1,200,000	600,000	3分の1	400,000	200,000	
					3	小畠正敏	1,544,574	772,288	3分の1	514,858	257,430	
					4	脇本悦子	2,000,000	1,000,000	3分の1	666,667	333,333	
					5	林京子	723,255	361,628	3分の1	241,085	120,543	
					6	遠藤正直	1,564,374	782,188	3分の1	521,458	260,730	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な 按分割合	違法な 充当額	違法な 充当額	返還すべき額
26 (自13)	柿木克弘	5,160,000	5,258,474	事務所費		北海道美唄市西1条南1丁目	1,611,426	805,718	3分の1	537,142	268,576	351,768
					人件費	1 元田玲子	980,000	490,000	3分の1	326,667	163,333	
						2 蓬沼郁子	110,000	55,000	3分の1	36,667	18,333	
27 (民10)	梶谷大志	5,160,000	5,434,126	事務所費		札幌市清田区真栄2条1丁目	1,381,732	967,203	3分の1	460,577	506,626	1,312,500
					人件費	1 松原範子	2,520,000	1,920,000	3分の1	840,000	1,080,000	
						2 佐藤満	60,000	60,000	100%	60,000	0	
29 (民11)	勝部賢志	5,160,000	5,185,585	事務所費		北海道江別市野幌町79番地	1,877,335	912,760	3分の1	625,778	286,982	672,397
					人件費	1 長内むつみ	1,284,000	963,000	2分の1	642,000	321,000	
						2 武石鉄也	360,000	270,000	2分の1	180,000	90,000	
30 (自15)	加藤唯勝	4,249,359	4,249,359	事務所費		1 札幌市中央区北1条西8丁目	781,200	260,400	0%	0	260,400	1,260,400
						2 北海道名寄市西4条南3丁目	720,000	720,000	100%	720,000	0	
				人件費		1 懸尾隆一	1,200,000	600,000	2分の1	600,000	0	
						2 黒田英二	1,200,000	1,200,000	6分の1	200,000	1,000,000	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			返還すべき額
									違法な充当割合	違法な充当額	違法な充当額	
31 (自16)	加藤礼一	5,160,000	5,326,020	事務所費		旭川市9条通8丁目	2,364,759	788,252	3分の1	788,252	0	852,314
					1	中村寛	2,920,000	1,460,000	3分の1	973,333	486,667	
					2	川瀬幸子	2,200,000	1,100,000	3分の1	733,333	366,667	
					3	大西蓉子	600,000	300,000	3分の1	200,000	100,000	
					4	松井美江	360,000	180,000	3分の1	120,000	60,000	
				人件費	5	松田卓也	30,000	15,000	3分の1	10,000	5,000	
						札幌市手稲区富丘2条4丁目	2,247,886	1,123,948	3分の1	749,295	374,653	1,827,532
					1	中辻浩	1,468,590	1,468,590	3分の1	489,530	979,060	
					2	中鉢淳二	898,317	898,317	3分の1	299,439	598,878	
				事務所費		札幌市中央区北5条西6丁目	1,404,486	1,404,486	100%	1,404,486	0	
					1	高木京子	1,097,500	768,249	2分の1	548,750	219,499	
					2	畠山長子	900,000	900,000	100%	900,000	0	
					3	湊谷宣夫	360,000	360,000	100%	360,000	0	
					4	木村芳人	100,000	100,000	100%	100,000	0	
					5	熊野重雄	40,000	40,000	100%	40,000	0	
					6	佐藤光春	210,000	210,000	100%	210,000	0	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な充当額			返還すべき額
									按分割合	違法な充当額	違法な充当額	
34 (公2)	包國嘉介	3,654,465	3,654,465	人件費		伊藤康浩	1,107,600	1,107,600	100%	1,107,600	0	0
36 (自18)	川尻秀之	5,160,000	5,251,427	事務所費		函館市大手町16番	1,373,928	1,030,443	3分の1	457,976	572,467	954,374
					人件費	1 佐藤留義	3,790,000	1,516,000	3分の1	1,263,333	252,667	
37 (自19)	神戸典臣	5,092,880	5,092,880	事務所費		2 濱田雑子	3,310,000	1,324,000	3分の1	1,103,333	220,667	
						北海道白老郡白老町大町2丁目	1,114,474	719,843	2分の1	557,237	162,606	554,402
				人件費		1 高松祐子	2,436,773	1,610,182	2分の1	1,218,386	391,796	
						2 根本道明	495,000	495,000	100%	495,000	0	
38 (民13)	北 準一	3,841,584	3,841,584	事務所費		北海道岩見沢市5条西5丁目	480,000	384,000	2分の1	240,000	144,000	144,000
39 (自20)	喜多龍一	4,960,744	4,960,744	事務所費		札幌市中央区北5条西10丁目	780,000	259,992	3分の1	259,992	0	1,133,600
						1 高橋友美	2,885,000	1,442,500	3分の1	961,667	480,833	
				人件費		2 前川雅志	3,062,000	1,531,000	3分の1	1,020,667	510,333	
						3 長崎博	60,000	60,000	100%	60,000	0	
						4 喜多仁	100,000	100,000	100%	100,000	0	
						5 社会保険料	771,163	385,586	3分の1	257,054	128,532	
						6 労働保険料	83,417	41,708	3分の1	27,806	13,902	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合	違法な充当額	違法な充当額	返還すべき額
40 (民14)	北口雄幸	4,371,190	4,371,190	事務所費	1	北海道士別市東3条北7丁目	600,000	120,000	4分の1	120,000	0	478,109
					2	札幌市中央区北2条東1丁目	948,699	474,342	3分の1	316,233	158,109	
42 (民15)	木村峰行	5,160,000	5,193,138	事務所費	1	金惠美	1,200,000	720,000	3分の1	400,000	320,000	1,069,337
					2	札幌市中央区北4条西7丁目(管理運営費のみ)	436,218	174,475	3分の1	145,406	29,069	
43 (民16)	日下太朗	2,710,270	2,710,270	事務所費	1	旭川市永山2条17丁目	851,379	693,096	2分の1	425,690	267,406	513,668
					2	荒永和男	156,000	156,000	2分の1	78,000	78,000	
45 (民17)	久保雅司	4,549,298	4,549,298	事務所費	1	木村茂樹	308,000	308,000	2分の1	154,000	154,000	136,660
					2	佐藤三知子	308,000	308,000	2分の1	154,000	154,000	
43 (民16)	日下太朗	2,710,270	2,710,270	事務所費	3	佐藤泰敬	308,000	308,000	2分の1	154,000	154,000	513,668
					4	中元俊一	224,000	224,000	2分の1	112,000	112,000	
43 (民16)	日下太朗	2,710,270	2,710,270	事務所費	5	細川幸雄	308,000	308,000	2分の1	154,000	154,000	513,668
					6	人件費	903,351	574,785	3分の1	301,117	273,668	
43 (民16)	日下太朗	2,710,270	2,710,270	人件費	1	札幌市北区北6条西6丁目	589,385	294,690	2分の1	294,690	0	513,668
					2	北海道網走郡津別町字柏町5番地	480,000	480,000	2分の1	240,000	240,000	
43 (民16)	日下太朗	2,710,270	2,710,270	人件費	1	菅原和恵	500,000	250,000	2分の1	250,000	0	513,668
					2	鈴木勝	1,500,000	750,000	2分の1	750,000	0	
45 (民17)	久保雅司	4,549,298	4,549,298	事務所費	1	札幌市東区東苗穂9条2丁目	1,807,142	1,265,002	70%	1,264,999	3	136,660
					2	人件費	683,284	478,299	2分の1	341,642	136,657	

整理番号	各会派名及び 議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な 按分割合			返還すべき額
									違法な 充当額	違法な 充当額	違法な 充当額	
47 (自23)	小松 茂	5,146,100	5,146,100	事務所費	1	札幌市中央区北4条西12丁目	982,111	327,379	3分の1	327,370	9	830,883
							1,543,734	759,369	乗客兼用の 駐車場2台分 (合計月額1 万円)につ いては6分の 1とし、その 余は3分の1 とする。			494,578
					2	北海道釧路郡釧路町光和1丁目						264,791
					人件費	1 八幡吉昭	3,120,000	1,560,000	3分の1	1,040,000	520,000	
						2 鈴木協	600,000	600,000	100%	600,000	0	
						3 鎌田仁	900,000	300,000	3分の1	300,000	0	
						4 社会保険料	276,481	138,243	3分の1	92,160	46,083	
48 (民19)	斉藤 博	5,000,963	5,000,963	事務所費	1	札幌市東区北8条東1丁目	817,296	272,434	3分の1	272,432	2	135,023
						2 函館市松風町4丁目	1,338,185	1,284,341	乗客兼用の 駐車場は2 分の1とし、 その余は 100%とす る。			1,284,341
				人件費		柳橋晴美	1,800,840	1,710,756	8分の7	1,575,735	135,021	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			返還すべき額
									違法な充当額	違法な充当額	違法な充当額	
49 (民20)	佐々木恵美子	4,785,023	4,785,023	事務所費	1	札幌市手稻区稻穂1条7丁目	335,062	111,607	3分の1	111,607	0	497,040
						北海道河東郡音更町東通12丁目 (駐車場のみ)	144,000	115,200	2分の1	72,000	43,200	
					人件費	太田みゆき	630,000	567,000	2分の1	315,000	252,000	
						大野亞理沙	621,075	509,879	2分の1	310,538	199,341	
						堀江美夫	342,000	342,000	100%	342,000	0	
						山川光雄	42,000	42,000	100%	42,000	0	
						労働保険料	20,958	12,978	2分の1	10,479	2,499	
52 (民22)	佐野法充	5,160,000	5,194,946	事務所費	1	札幌市豊平区美園4条8丁目						919,145
						札幌市豊平区美園3条5丁目	1,781,633	1,547,969	3分の1	593,878	954,091	
				人件費	1	清野煌子	960,000	960,000	100%	960,000	0	
					2	前山克行	210,000	210,000	100%	210,000	0	
54 (自25)	清水誠一	5,160,000	5,165,841	事務所費	1	北海道帯広市西3条南16丁目	833,662	416,836	3分の1	277,887	138,949	773,108
						鈴木貢	3,000,000	1,500,000	3分の1	1,000,000	500,000	
				人件費	2	中川勲	840,000	420,000	3分の1	280,000	140,000	
					3	菅原忍	360,000	360,000	100%	360,000	0	

整理番号	各会派名及び 議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な 按分割合			返還すべき額
									違法な 充当額	違法な 充当額	違法な 充当額	
55 (民24)	須田靖子	5,067,585	5,067,585	事務所費		札幌市手稲区手稲本町2条2丁目	1,510,400	1,128,751	2分の1	755,200	373,551	1,011,218
					1	石川利恵	2,330,156	1,747,613	2分の1	1,165,078	582,535	
					2	社会保険料	204,913	153,683	2分の1	102,457	51,226	
					3	労働保険料	15,629	11,721	2分の1	7,815	3,906	
56 (自26)	高木宏壽	5,160,000	5,162,098	事務所費	1	札幌市豊平区月寒中央通5丁目	1,135,780	567,891	3分の1	378,593	189,298	187,200
					2	札幌市豊平区月寒西1条5丁目	938,114	938,114	100%	938,114	0	
					人件費	倉田由美子	1,200,000	1,200,000	100%	1,200,000	0	
						寺井一男	1,301,400	1,301,400	3分の1	433,800	867,600	867,600
57 (民25)	高橋 亨	4,348,126	4,348,126	人件費	1	新輪晴美	3,080,000	1,540,000	3分の1	1,026,667	513,333	1,361,612
					2	原田健嗣	4,200,000	2,100,000	3分の1	1,400,000	700,000	
					3	社会保険料	855,624	427,809	3分の1	285,208	142,601	
					4	労働保険料	101,633	50,817	3分の1	33,878	16,939	
58 (自27)	高橋文明	5,160,000	5,171,261	人件費								

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			
									違法な充当額	違法な充当額	違法な充当額	返還すべき額
59 (民26)	滝口信喜	4,988,711	4,988,711	事務所費	北海道室蘭市中央町3丁目	873,669	582,461	3分の2	582,446	15	859,541	
						341,460	151,776	1台について は2分の1, 残り2台に ついては4 分の1	113,820	37,956		
				人件費	事務所の駐車場							
					1 原田幸弘	2,053,906	1,848,523	2分の1	1,026,953	821,570		
				2 佐藤実		48,000	48,000	100%	48,000	0		
60 (自28)	竹内英順	3,549,773	3,549,773	事務所費	札幌市中央区北1条西14丁目	569,194	189,721	3分の1	189,731	0	429,000	
						858,000	858,000	2分の1	429,000	429,000		
				人件費	2 関村卓也	1,632,000	816,000	2分の1	816,000	0		
					3 小野寺伯	276,000	138,000	2分の1	138,000	0		
				4 野上小百合		978,000	489,000	2分の1	489,000	0		
62 (自29)	田中芳憲	3,226,368	3,226,368	事務所費	北海道恵庭市恵み野西1丁目	998,419	748,815	75%	748,814	1	240,001	
						960,000	720,000	2分の1	480,000	240,000		

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合		違法な充当額	違法な充当額	返還すべき額
63 (民28)	田村龍治	4,880,701	4,880,701	事務所費		北海道白老郡白老町大町2丁目	1,500,978	1,050,678	3分の1		500,326	550,352	1,380,712
						人件費	1 佐々木咲子	1,391,895	974,325	3分の1	463,965	510,360	
						2 神田征孝	1,200,000	720,000	3分の1	400,000	320,000		
						3 加藤一隆	160,000	160,000	100%	160,000	0		
64 (民29)	段坂繁美	3,315,309	3,315,309	事務所費		札幌市中央区南3条西8丁目（駐車場1台分）	216,000	108,000	6分の1		36,000	72,000	458,267 ※請求額の範囲
						人件費	1 大塚勇	126,400	126,400	3分の1	42,133	84,267	
						2 吉野秀之	507,000	507,000	3分の1	169,000	338,000		
						人件費	1 丸藤善男	960,000	960,000	平成22年4月から12月までは3分の1、平成23年1月から3月までは2分の1	360,000	600,000	840,000
65 (自30)	千葉英守	5,149,069	5,149,069			2 栗賀寛	1,920,000	960,000	同上		720,000	240,000	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な			返還すべき額
									按分割合	違法な充当額	違法な充当額	
67 (自32)	道見重信	5,160,000	5,283,560	人件費	1	井川満由美	1,020,000	520,000	3分の1	340,000	180,000	783,814
					2	久津智則	3,050,000	1,550,000	3分の1	1,016,667	533,333	
					3	社会保険料	422,855	211,433	3分の1	140,952	70,481	
68 (公3)	戸田芳美	2,355,285	2,355,285	事務所費	1	札幌市豊平区平岸3条9丁目	410,973	138,330	3分の1	136,991	1,339	1,339
					2	釧路市新橋大通8丁目	551,453	547,418	100%	547,418	0	
71 (自34)	富原 亮	5,160,000	5,233,943	事務所費	1	札幌市中央区大通西8丁目	912,004	304,007	3分の1	304,001	6	854,706
					2	北海道亀田郡七飯町大中山1丁目 (管理運営費のみ)	68,460	34,233	3分の1	22,820	11,413	
				人件費	1	小川浩一	3,000,000	1,500,000	3分の1	1,000,000	500,000	
					2	渡谷忍	1,233,925	616,963	3分の1	411,308	205,655	
					3	(氏名不詳者B) (平成22年9月 から同年10月まで)	29,050	29,050	0%	0	29,050	
					4	(氏名不詳者B) (平成22年12 月から同23年3月まで)	365,050	182,525	0%	0	182,525	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			返還すべき額
72 (自35)	中村裕之	5,160,000	5,132,529	事務所費		北海道余市郡余市町大川町2丁目	714,127	357,068	3分の1	238,042	119,026	1,132,346
						人件費	1 柳瀬乙廣	3,444,000	1,722,000	3分の1	1,148,000	574,000
				人件費		2 土野奈津子	1,886,400	943,200	3分の1	628,800	314,400	
						3 社会保険料	715,606	357,803	3分の1	238,535	119,268	
						4 労働保険料	33,912	16,956	3分の1	11,304	5,652	
73 (民31)	中山智康	5,160,000	5,309,321	事務所費		北海道伊達市鹿島町16番地	1,237,210	673,613	2分の1	618,605	55,008	724,242
						人件費	1 五十嵐和恵	2,046,387	1,841,749	2分の1	1,023,194	818,555
				人件費		2 江口裕美	12,000	12,000	100%	12,000	0	
						3 香川達雄	240,000	240,000	100%	240,000	0	
						4 中東三好	150,000	150,000	100%	150,000	0	
				事務所費		鉛路市興津5丁目	600,000	600,000	100%	600,000	0	
						人件費	1 其田有司	1,152,000	1,152,000	100%	1,152,000	0
						2 浜野文江	457,800	457,800	100%	457,800	0	
						3 富山一夫	15,000	15,000	100%	15,000	0	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な 接分割合	違法な 充当額	違法な 充当額	返還すべき額
76 (自37)	八田盛茂	5,160,000	5,161,518	事務所費		北海道小樽市花園1丁目	1,033,249	688,812	3分の1	344,416	344,396	1,082,062
				人件費	1	小路弘子	2,400,000	1,200,000	3分の1	800,000	400,000	※請求額の範囲
					2	八田俊子	960,000	480,000	3分の1	320,000	160,000	
					3	押川真也	440,000	220,000	3分の1	146,667	73,333	
					4	押川由希	200,000	100,000	3分の1	66,667	33,333	
					5	芳賀真智子	240,000	120,000	3分の1	80,000	40,000	
					6	八田栄治	136,000	68,000	3分の1	45,333	22,667	
					7	(氏名不詳者C)	50,000	25,000	0%	0	25,000	
78 (民33)	林 大記	5,160,000	5,362,333	事務所費		札幌市南区澄川4条1丁目	1,232,067	1,108,860	2分の1	616,034	492,826	1,568,493
				人件費	1	的場芳男	1,296,000	1,296,000	2分の1	648,000	648,000	
					2	大和田真理子	1,260,000	1,260,000	2分の1	630,000	630,000	
79 (民34)	平山陽子	5,160,000	3,147,361	事務所費		1 札幌市中央区南8条西17丁目	964,336	337,517	3分の1	321,445	16,072	16,072
					2	函館市中島町2丁目	240,000	240,000	100%	240,000	0	
				人件費	1	今野進	1,622,100	811,050	2分の1	811,050	0	
					2	細田則昭	215,600	107,800	2分の1	107,800	0	
					3	牧野京子	100,000	100,000	100%	100,000	0	
					4	小山直子	20,000	20,000	100%	20,000	0	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	用途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			返還すべき額
82 (自38)	藤沢澄雄	5,160,000	5,162,555	事務所費	1	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目	414,701	311,029	3分の1	138,234	172,795	1,235,429
					2	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目	590,598	442,953	3分の1	196,866	246,087	
					3	事務所の駐車場	138,500	90,025	3分の1	46,167	43,858	
					4	事務所（上記1番）の管理運営費（塵芥収集運搬業務）	20,000	10,000	3分の1	6,667	3,333	
				人件費	1	磯野容子（平成22年4月から平成23年2月まで）	1,595,000	1,196,250	3分の1	531,667	664,583	
					2	藤沢愛依子（平成22年4月から平成23年2月まで）	241,200	180,901	3分の1	80,400	100,501	
					3	山本香織	10,000	7,500	3分の1	3,333	4,167	
					4	労働保険料	15,960	7,980	3分の1	5,320	2,660	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合		違法な充当額	違法な充当額	返還すべき額
84 (民37)	星野高志	5,160,000	5,140,101			札幌市東区北24条東8丁目	192,501	192,501	100%	192,501	0	80,351	
						人件費	1 潑澤恵美子	1,391,320	1,272,256	8分の7	1,217,405	54,851	
						2 富山信男	420,000	288,000	8分の5	262,500	25,500		
						3 高橋道子	39,000	39,000	100%	39,000	0		
						4 山田ゆき	36,000	36,000	100%	36,000	0		
						5 宗形朋子	57,000	57,000	100%	57,000	0		
						6 岩本登	12,000	12,000	100%	12,000	0		
						7 辻昭夫	108,000	108,000	100%	108,000	0		
						8 高橋努	28,500	28,500	100%	28,500	0		

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合			返還すべき額
									違法な 充当額	違法な 充当額	違法な 充当額	
85 (自40)	堀井 学	5,160,000	5,370,881		事務所費	北海道登別市中央町5丁目	1,030,286	553,163	36分の17	486,524	66,639	810,931
					人件費	1 上村浩子	960,000	960,000	3分の1	320,000	640,000	
						2 小原はるみ	10,000	10,000	100%	10,000	0	
						3 辻智子	481,600	481,600	100%	481,600	0	
						4 毛利丈二	1,071,038	535,519	3分の1	357,013	178,506	
						5 大槻香織	520,000	310,000	3分の1	173,333	136,667	
86 (自41)	本間 敬	5,160,000	4,523,651		人件費	1 松浦美恵子	1,650,000	825,000	2分の1	825,000	0	0
						2 本間敬章	2,175,000	1,087,500	2分の1	1,087,500	0	
						3 西澤廣	400,000	200,000	2分の1	200,000	0	
88 (自42)	松浦宗信	5,160,000	5,094,358		事務所費	1 札幌市中央区北3条東2丁目	898,105	407,529	3分の1	299,368	108,161	652,092
						2 北海道根室市梅ヶ枝町3丁目	697,688	697,688	100%	697,688	0	
					人件費	1 中谷友子	1,113,107	890,485	2分の1	556,554	333,931	
						2 高嶋栄子	700,000	560,000	2分の1	350,000	210,000	

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合		違法な充当額	違法な充当額	返還すべき額
91 (民39)	三津丈夫	5,160,000	4,394,457	事務所費		北海道帯広市西20条南5丁目	470,415	470,415	2分の1	235,208	235,207	1,735,207	
					人件費	1 吉田恭平	960,000	960,000	2分の1	480,000	480,000		
					2 岩田剛志		960,000	960,000	2分の1	480,000	480,000		
					3 田原知浩		1,080,000	1,080,000	2分の1	540,000	540,000		
92 (民40)	三井あき子	5,160,000	5,367,577	事務所費		札幌市中央区南3条西9丁目	1,300,207	433,403	3分の1	433,402	1	956,424	
					人件費	1 田中美鈴	784,000	784,000	100%	784,000	0		
					2 田中英博		3,048,000	2,688,000	2分の1	1,524,000	1,164,000		
					人件費	佐藤政勝	3,000,000	1,500,000	2分の1	1,500,000	0		
94 (自45)	村田憲俊	5,160,000	4,378,374	事務所費		北海道岩内郡岩内町字万代19番地（管理運営費のみ）	56,285	55,970	2分の1	28,143	27,827	27,827	
95 (公4)	森 成之	5,160,000	3,456,539	人件費		佐藤政勝	3,000,000	1,500,000	2分の1	1,500,000	0		
98 (自48)	米田忠彦	5,160,000	4,300,511	事務所費		白井基久二	1,120,000	1,120,000	100%	1,120,000	0	0	
				人件費		米田顕隆	3,000,000	2,100,000	2分の1	1,500,000	600,000		

整理番号	各会派名及び議員氏名	実収入	支出合計	使途	枝番	摘要	支出額	充当額	違法な按分割合	違法な充当額	違法な充当額	返還すべき額
99 (自49)	和田敬友	5,160,000	4,870,336	事務所費	1	札幌市西区西野2条2丁目	692,414	692,414	100%	692,414	0	1,237,274
					2	駐車場	150,000	150,000	100%	150,000	0	
					3	駐車場(平成22年12月のみ賃借)	18,900	9,450	2分の1	9,450	0	
				人件費	1	佐々木義隆	600,000	600,000	100%	600,000	0	
					2	作田孝和	1,261,452	956,091	3分の1	420,484	535,607	
					3	錢谷保	1,050,000	525,000	3分の1	350,000	175,000	
					4	玉村紀子	1,450,000	1,010,000	3分の1	483,333	526,667	
各議員に対する請求に係る認容額合計												47,321,336

これは正本である。

平成 31 年 3 月 19 日

札幌高等裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 佐々木千代 美

